

令和元年度 第3回湖南圏域2025年医療福祉推進協議会会議 次第

日時：令和2年3月13日（金）14:00～15:30
場所：草津保健所3階大会議室

開会

委員の変更について（委員名簿参照）

新）市立野洲病院 院長代行 蔦本慶裕 委員

議事

1. 湖南圏域における病床機能分化・連携について

【情報共有】病床機能の変更および当面の方向性について

市立野洲病院にかかる病院整備計画の変更について

【協議】草津総合病院の病院（機能）分離のご提案について

2. 滋賀県外来医療計画（案）、滋賀県医師確保計画（案）の概要について（情報提供）

3. 地域医療介護総合確保基金（医療分）について

令和2年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の事業提案結果について

4. 圏域の世代分野を超えた地域包括ケア推進について

テーマ別情報共有 「精神保健医療福祉」、「災害医療体制、難病」

地域包括ケアの推進に向けた関係機関団体の取組みについて

次年度に向けて

5. その他 情報提供

全国健康保険協会滋賀支部から

[配布資料]

○次第、協議会設置要綱、委員名簿

○資料1 湖南圏域の病床機能と2025年に向けた医療介護の需要

資料1-1 広報やす3月号より「病院整備の進捗状況」[野洲市市民病院整備課]

資料1-2 草津総合病院の病院（機能）分離について[社会医療法人誠光会 草津総合病院]

○資料2 滋賀県外来医療計画（案）の概要、滋賀県医師確保計画（案）の概要

○資料3 令和2年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる当初予算案への反映状況について

○資料4 テーマ別情報共有に関する資料 「精神保健医療福祉」

○資料4-1 " " 「災害医療体制、難病」

○資料5 令和2年度湖南圏域2025年医療福祉推進協議会の予定

○参考資料1 当面の地域医療構想等の推進に向けた取組について

○情報提供 協会けんば滋賀支部が行う後発医薬品情報提供事業
[全国健康保険協会滋賀支部]

湖南圏域2025年医療福祉推進協議会 委員名簿

令和2年3月1日現在

	機関・団体名	職名	氏名
1	一般社団法人 草津栗東医師会	会長	中嶋 康彦
2	一般社団法人 守山野洲医師会	会長	衛藤 信之
3	一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会	副会長	森田 潤
4	一般社団法人 びわこ薬剤師会	会長	村杉 紀明
5	守山野洲薬剤師会	会長	木戸 一博
6	公益社団法人 滋賀県看護協会 第2地区支部	支部長	吉村 薫
7	医療法人 徳洲会 近江草津徳洲会病院	院長	梶原 正章
8	社会医療法人 誠光会 草津総合病院	病院長	平野 正満
9	滋賀県立精神医療センター	病院長	大井 健
10	社会福祉法人 びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター草津	施設長	口分田 政夫
11	医療法人 真心会 南草津野村病院	理事長	野村 哲哉
12	医療法人 芙蓉会 南草津病院	理事長	遠藤 衛
13	滋賀県立小児保健医療センター	病院長	二見 徹
14	滋賀県立総合病院	病院長	一山 智
15	社会福祉法人 恩賜財団 済生会守山市民病院	院長	野々村 和男
16	社会福祉法人 恩賜財団 済生会滋賀県病院	院長	三木 恒治
17	医療法人 周行会 湖南病院	院長	木田 孝太郎
18	社会福祉法人 びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター野洲	施設長	高野 知行
19	市立野洲病院	院長代行	薦本 廣裕
20	滋賀県保険者協議会(フジテック健康保険組合)	常務理事	小林 忠司
21	滋賀県保険者協議会(全国健康保険協会滋賀支部)	企画総務部長	阿川 玉樹
22	滋賀県南部介護サービス事業者協議会	会長	成瀬 和子
23	湖南ブロック介護支援専門員連絡協議会	会長	小川 義三
24	滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会第2地区支部	所長	米本 千尋
25	健康推進員連絡協議会	会長	喜田 久子
26	草津市	健康福祉部 副部長	増田 高志
27	守山市	市長直属事務監 健康福祉部 理事	高橋 みちえ
28	栗東市	福祉部長	宇野 茂樹
29	野洲市	健康福祉部長	高橋 謙二
30	草津保健所	所長	荒木 勇雄

湖南圏域2025年医療福祉推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 団塊世代が75歳を迎える2025年を見据え、高齢者のみならず、生涯にわたる全ての人に対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、湖南圏域の保健医療福祉関係者が分野を超えた様々な関係機関・団体との連携による人的ネットワークを形成し、自助・互助・共助・公助を組み合わせながら協働して取り組みを進めることにより、南部地域医療福祉ビジョン（以下「ビジョン」という。）に掲げる「一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域」づくりを推進することを目的として、湖南圏域2025年医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、湖南圏域における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成30年3月にとりまとめられた「南部地域医療福祉ビジョン」の中間評価の視点を取り入れること、また湖南圏域地域医療構想調整会議と協議を一体化させることとし、次の事項について協議するものとする。

- (1) 圏域4市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みへの協力に関すること。
- (2) 病床の機能分化・連携に向けた取組に関すること。
- (3) 目指すべき医療提供体制を実現する施策に関すること。
- (4) 湖南圏域における医療福祉関係者の人的ネットワークの形成に関すること。
- (5) その他、協議会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体機関から推薦された者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

2 協議会には、必要に応じて委員以外の者も含めたワーキングチームを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委員の就任日から翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期中に委員の交代があった場合は、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に委員の互選による会長、副会長各1名を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(経費)

第7条 協議会の運営に係る経費は、各構成機関・団体の資源および県の「地域包括ケアを推進するための予算」を有効的に活用して執行する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

付 則

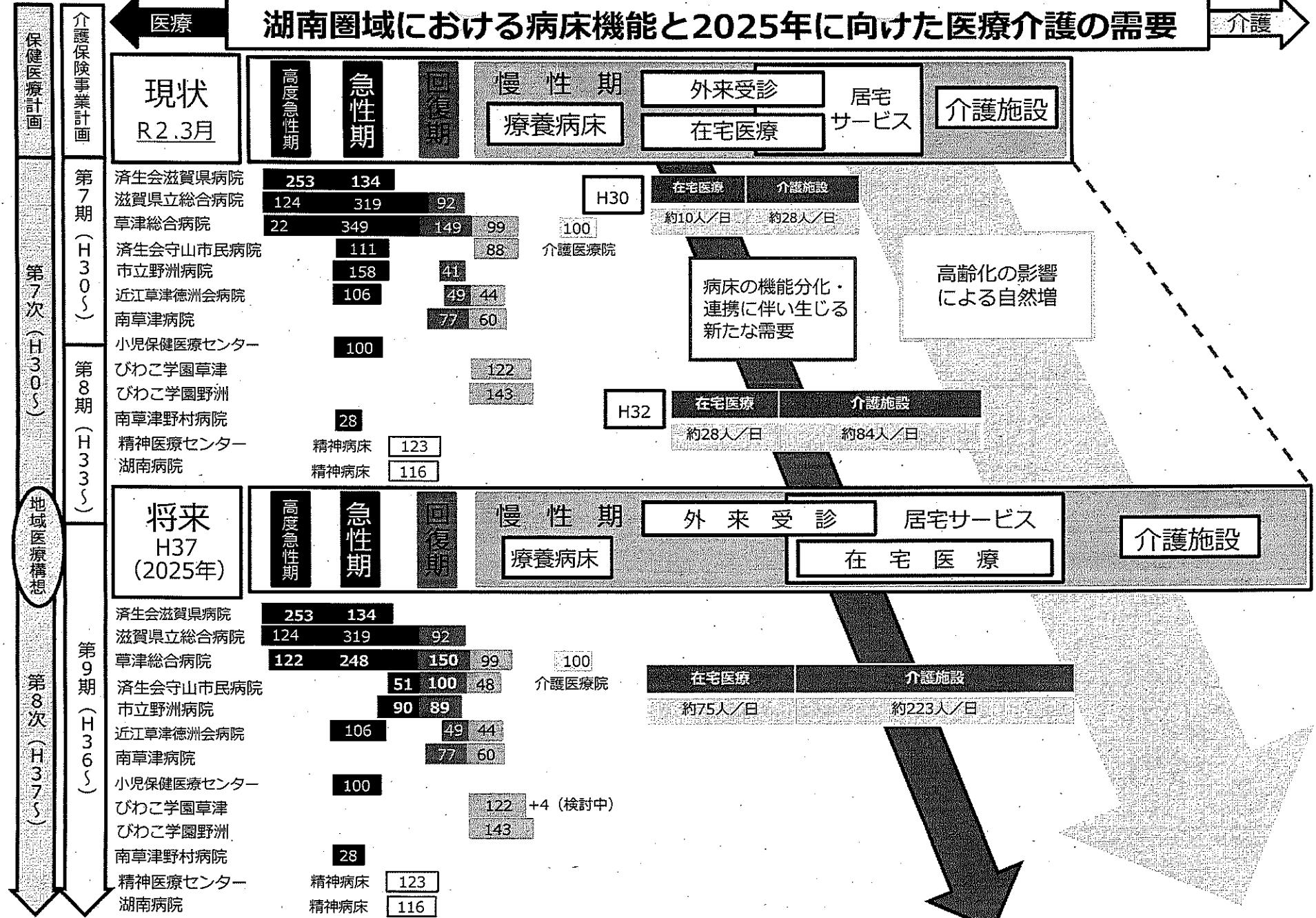
1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成27年1月9日施行「南部地域2025年医療福祉推進体制構築協議会設置要綱」は廃止し、その業務は本協議会が継承する。

別 表 (第3条関係)

湖南圏域 2025年医療福祉推進協議会委員推薦団体

一般社団法人 草津栗東医師会
一般社団法人 守山野洲医師会
一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会
一般社団法人 びわこ薬剤師会
守山野洲薬剤師会
公益社団法人 滋賀県看護協会 第2地区支部
医療法人 徳洲会 近江草津徳洲会病院
社会医療法人 誠光会 草津総合病院
滋賀県立精神医療センター
社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター草津
医療法人真心会 南草津野村病院
医療法人 芙蓉会 南草津病院
滋賀県立小児保健医療センター
滋賀県立総合病院
社会福祉法人 恩賜財団 済生会守山市民病院
社会福祉法人 恩賜財団 済生会滋賀県病院
医療法人周行会 湖南病院
社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター野洲
特定医療法人社団 御上会 野洲病院
滋賀県保険者協議会 (フジテック健康保険組合)
滋賀県保険者協議会 (全国健康保険協会滋賀支部)
滋賀県南部介護サービス事業者協議会
湖南ブロック介護支援専門員連絡協議会
滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会 第2地区支部
健康推進員連絡協議会
草津市
守山市
栗東市
野洲市
滋賀県南部健康福祉事務所 (草津保健所)



○病床の機能分化・連携に伴い生じる新たな需要については、厚生労働省「2025年の介護施設・在宅医療等の追加的需要の機械的試算（患者住所地ベース）」および平成29年8月10日付け医政地発0810第1号「第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」に基づく滋賀県医療福祉推進課の推計

2月14日野洲市民病院の修正設計業務を発注しました

1月20日の市議会で補正予算の議決をいただいた野洲市民病院整備の修正設計業務は、2月14日に委託業務を発注しました。

今後1年間かけて建築確認申請等を含め設計を完了させ、その後令和3年度上半期に工事着手、令和5年度中の開院を目指して進めています。

今回の設計見直しにあたっては、建設費の予算限度額である85億円以内を維持した上で、現行の計画と設計を基本にして、機能を維持しつつ、昨年7月からの病院の運営状況、医療制度の動向を踏まえ、各室の数や規模についても見直しました。

新病院が完成するまで、ご不便をおかけしますが、速やかに開院できるよう整備を進めてまいります。

●修正設計の主な仕様

●病床 4病棟 179床

急性期 90床、回復期 41床、

地域包括ケア 48床

(5病棟 199床からの変更)

●診察室 15室、手術室 2室

●放射線部門 1階にCT、MRIのみを配置し、その他は2階に配置

●1・2階専用エスカレーターをエレベーターに変更、階段を付設

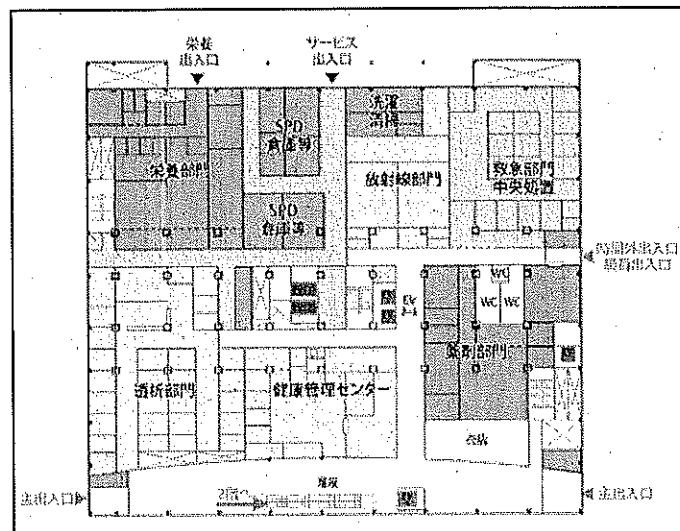
●2階吹き抜けをなくし、フロア化

●階数の変更(6階から5階)により、延床面積を約3,000m²削減

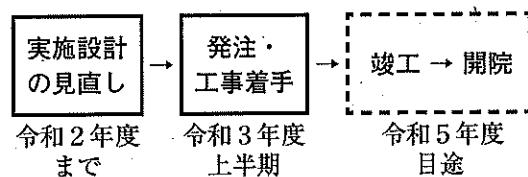
●けんこうホールを取りやめ、文化小劇場等を活用

●現時点でのブロック別レイアウト案

1階



●現時点における今後のスケジュール

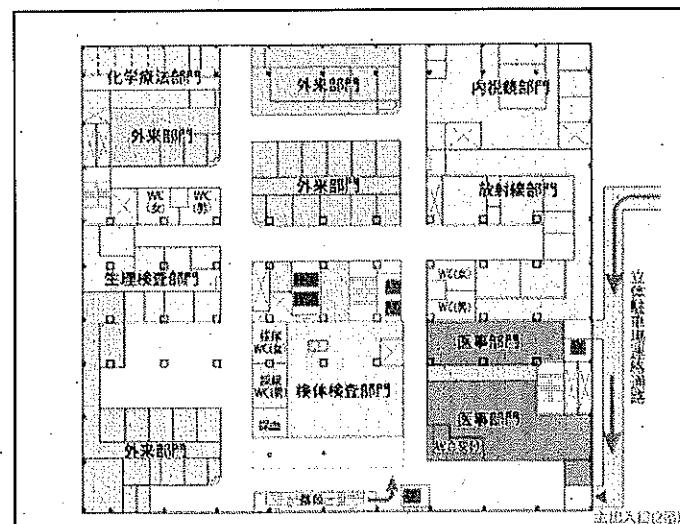


★設計見直しの基本方針、現時点でのレイアウト案等については、市ホームページにも掲載しています。



野洲市民病院整備 運営評価委員会 を開催します

2階



野洲市民病院の設計等計画について審議するため開催します。

申し込みは不要です。多数のご参加をお待ちしています。

日 時…3月24日(火)午前10時30分～正午

場 所…野洲市総合防災センター2階

問い合わせ…市民病院整備課 587-6141、FAX586-2200

草津総合病院 今後の展開
地域医療構想の実現に向けて ~草津総合病院の病院(機能)分離~

提案：病院機能分化促進のため、草津総合病院を機能別に病院分離を行います。

背景：まず、地域医療構想の目的は2025年に向け、地域ごとの効率的で適切な医療提供体制を構築することである。草津総合病院は湖南圏域の人口動態や疾病構造の急速な変化に対応しつつ、病院の特徴、特性を生かし活用しながら地域医療に貢献してきた。しかし、著しく変化する医療需要に、高度急性期から慢性期医療まで展開する現在のケアミックス型病院では、質の高い医療、ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる医療は困難となりつつある。規模より機能、量より質が重視され、求められる時代に適合した新しい病院に変換する必要がある。

計画：現在の619床のケアミックス型病院を2つの病院に分離する。

急性期病院：420床 高度急性期や急性期医療を中心運営、高度急性期病床は122床を想定

小児医療や救急医療、回復期リハビリも維持し、現在の草津総合病院の機能を継続

慢性期病院：199床 地域包括ケア病棟や医療療養病棟で運営 地域密着型医療を担う在宅療養支援病院を目指す

現在の病床機能と2025年の病床機能の比較

	現在 (平成28年度病床機能報告)	→	将来 (2025年度)		
			急性期病院	慢性期病院	合計
高度急性期	22		122		122
急性期	349		248		248
回復期	149		50	100	150
慢性期	199 (2019年4月から99)			99	99
(合計)	719 (2019年4月から619)		420	199	619

病院分離に向けての工程表：

2020年度 2020年3月 外来機能再編のための工事スタート 病棟機能再編：7病棟から8病棟(機能別)

6月 AB病棟(急性期病院) 外来再編工事終了 C病棟(慢性期病院) 外来診療開始

10月 急性期病院、慢性期病院に分離 慢性期病院は新病院(病院名は未定)

病院分離により予想される結果、成果：

1、地域医療ニーズに柔軟かつ適切に対応できる効率的で高度な医療提供体制が構築できる。

病院あるいは病棟、診療科の医療機能に応じた提供体制を確立し、専門性を有する質の高い医療を提供できる。

限られた医療資源を、今後増加が見込まれる疾患や領域に強化、充実させることができる。

2、病院間や地域医療機関との協力・連携を深化させ、地域完結型医療を展開する在宅療養支援病院を目指す。

地域密着型医療を提供し、高齢者増加に伴う疾病構造の変化にも対応し、シームレスな医療、介護の連携が達成できる。

3、地域包括ケアシステムの構築と実現に大きく貢献できる。

地域住民の身近な病院として、安心と信頼の医療を提供することができる。健康的な生活を送れる地域を目指す。

「滋賀県外来医療計画(案)」の概要



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS
滋賀県
SDGs



I 計画策定の趣旨

外来医療に係る医師偏在指標を定め、外来医療に関する情報を可視化して、その情報を新規開業者等へ情報提供することにより医師の行動変容を促すとともに、地域の医療関係者等において外来医療機能の分化・連携の方針等について協議を行うことが必要となるため、「滋賀県外来医療計画」を策定する。

II 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画の一部（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）として策定
- 関連計画との整合を図り、一体的な事業を推進（主な関連計画）
 - ・「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」
 - ・「がん対策推進計画」等

III 計画の構成

- 第1章 基本事項
 - 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置づけおよび期間
 - 3 区域単位
- 第2章 外来医療機能の現状
 - 1 外来医療の現状
 - 2 滋賀県の外来医療提供体制
- 第3章 外来医療機能に関する情報の可視化
 - 1 外来医師偏在指標
 - 2 外来医師多数区域
 - 3 外来医師偏在指標等の公表
- 第4章 新規開業希望者等に対する情報提供
 - 1 地域に求められる医療機能
 - 2 新規開業希望者等に対する情報提供
 - 3 外来医師多数区域における新規開業希望者による届出および届出の際に求める事項
- 第5章 外来医療に関する協議の場の設置
 - 1 外来医療機能に関する協議
 - 2 地域で不足している外来医療機能
 - 3 協議の場における合意の方法および実効性の確保
- 第6章 医療機器の効率的な活用に係る計画
 - 1 医療機器の効率的な活用に関する考え方
 - 2 医療機器の保有状況
 - 3 医療機器の配置状況
 - 4 医療機器に関する協議の場の設置
 - 5 医療機器の効率的な活用のための検討
- 第7章 計画の推進
 - 1 進行管理

IV 計画の概要

外来医療機能に関する情報の可視化

- 地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化
- 外来医師偏在指標とは、診療所の外来医療需要・人口・患者の流入出、医師の性別・年齢分布等を考慮した全国の外来医師偏在状況を比較するための新たな指標
- 外来医師偏在指標の値が全国上位33.3%に該当する二次医療圏を、外来医師多数区域と設定

《滋賀県の二次保健医療圏別外来医師偏在指標》

圏域名	外来医師偏在指標	全国順位 (335二次医療圏中)	区分
大津	118.0	55位	外来医師多数区域
湖南	98.5	156位	
甲賀	83.5	267位	
東近江	95.0	183位	
湖東	101.2	142位	
湖北	90.2	226位	
湖西	93.9	195位	

[計画期間] 令和2年度～令和5年度

新規開業希望者等に対する情報提供

- 外来医師偏在指標および、外来医師多数区域である二次医療圏の情報を、医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータと併せて公表し、新規開業希望者等に情報提供

外来医療に関する協議の場の設置

- 各圏域に設置されている地域医療構想調整会議を地域ごとにどのような外来医療機能が不足しているか議論を行う、協議の場として活用する
- 外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して、協議の内容を踏まえて、初期救急（夜間・休日の診療）、在宅医療、公衆衛生（学校医、産業医、予防接種等）等の地域で不足する医療機能に関する情報を提供する

【参考】無床診療所の開業規制を行う場合の課題

- ・ 自由開業制との関係（現行制度上、医師免許は開業免許と位置付けられており、憲法で保障された答業の自由との関係の整理が必要）
- ・ 国民皆保険との関係（国民皆保険を採用する我が国においては、保険上の制限も実質上の開業制限）
- ・ 届入れ規制の必要性（開業規制を行うのであれば、届入れ規制が必要であるが、これは事実上困難）
- ・ 新規参入抑制による医療の質低下への懸念（新規参入がなくなれば、医療の質を改善・向上するインセンティブが低下する懸念）
- ・ 駆け込み開設への懸念（病床規制を導入した際は、S59～H3 の間に238,916床増床）

医療機器の効率的な活用に係る計画

今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中で、医療機器の効率的な活用に関する検討を行う

医療機器の配置状況に関する情報の可視化

- 地域の医療ニーズを踏まえ、地域ごとの医療機器の配置状況を医療機器の種類ごとに指標化し、可視化

※ CT、MRI、PET(PETおよびPET-CT)、放射線治療(リニアックおよびガンマナイフ)、マンモグラフィの項目ごとにそれぞれ可視化

医療機器の保有状況等に関する情報提供

- 医療機器の配置状況に関する指標に加えて、医療機器を有する医療機関についてマッピングに関する情報や、共同利用の状況等について情報を公表

医療機器の効率的活用のための協議

- 医療機器の効率的活用のための協議の場を設置（外来医療機能の協議の場を活用）

医療機器の種類ごとに共同利用の方針について協議を行い、結果を公表

※ 共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合を含む。

- 共同利用の方針に従い、医療機関が医療機器を購入する場合や、当該機器の共同利用を新たに行う場合には、共同利用に係る計画を作成し、定期的に協議の場において確認

滋賀県外来医療計画（原案）に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

令和元年12月20日（金）から令和2年1月20日（月）までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県外来医療計画（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、県民および団体・市町から合計17件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	団体等	市町
計画全般		3件	
第1章 基本事項			1件
第2章 外来医療機能の現状		1件	2件
第3章 外来医師偏在指標		3件	
第4章 新規開業希望者等への情報提供		4件	1件
第5章 外来医療に関する協議の場の設置		1件	1件
第6章 医療機器の効率的な活用に係る計画			
第7章 計画の推進			

合計 17件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
計画全般			
1		今後、計画の内容の推移や進捗状況を関係者に情報公開していただきたい。	計画策定後の新規開業に関する情報や外来医師偏在指標等、情報公開に努めます。
2		外来機能の可視化、新規開業者への情報提供、高額医療機器の共同利用を進めていくことを「地域医療構想調整会議」の中で、わかりやすく情報の公開、状況の説明を行っていただきたい。 新規開業者への情報提供については、早期に適切な情報提供ができる手段を検討いただきたい。	外来医療機能に関する情報については地域医療構想調整会議において検討できるよう、有効となる情報等について整理を行います。 また、新規開業希望者への情報提供については、様々な機会を捉えて周知に努めます。
3		滋賀県も無床診療所が都市部に偏っており、外来医療機能の偏在・不足等の可視化、新規開業者への情報提供、医療機器の効率的な活用などの本計画について、各圏域の地域医療構想調整会議で協議していくことになるが、県において不足する地域での外来医療体制の確立等が確実に実行されるようお願いする。	地域で不足する外来医療機能については、限られた資源を有効に活用する観点も踏まえ、地域の実情およびその必要性に応じて適宜検討を進めるよう努めます。
第1章 基本事項			
4	1	下記のとおり修正すべき。 ①計画は、 →この計画は、 ②に基づく医療計画の一部 →に基づく滋賀県保健医療計画(以下「医療計画」という。)の一部 ③現行の「滋賀県保健医療計画」は、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの計画のため、 →現行の医療計画は、この計画期間を平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までとしているため	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ①御意見のとおり修正します。 ② (修正前) に基づく <u>医療計画</u> の一部 (修正後) に基づく <u>滋賀県保健医療計画</u> の一部 ③ (修正前) 現行の「滋賀県保健医療計画」は、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの計画のため

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
			(修正後) 医療計画として策定している現行の「滋賀県保健医療計画」の期間は、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までのため、
第2章 外来医療機能の現状			
5	3	図表3および図表4、図表5について、平成26年度のデータでは古いので、平成29年度のデータもしくは最新の年度のデータに更新できないか。	御意見の図表データについては厚生労働省から提供されるデータを活用していることから、計画記載データが最新となるため、原案のとおりとします。
6	4	一般診療所の推移には「開設・廃止」の純増数は示されているものの、開設数・廃止数が示されていない。増減が明確となるよう開設数・廃止数を記載するほうがよいのではないか。	開設数・廃止数には個人開業診療所の医療法人化に伴う開設・廃止が含まれ、経年比較が困難なことから、原案のとおり純増数を記載することとします。
7	5	医師の高齢化を指摘しているのであれば、その先に確実に訪れる事業継承の問題まで踏み込んで課題認識すべき。	本章においては外来医療の現状について整理しているため、原文のとおりとします。 御意見は今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。
第3章 外来医師偏在指標			
8	7	外来医師の偏在については、診療科ごとに状況把握することが必要であると考える。当医師会においても、耳鼻科、眼科の診療科が相対的にやや多く、内科診療所は不足している感触があるが、診療所医師の中には、内科であっても小児科診療や、簡単な耳鼻科診療、整形外科的な診療をしている医師もあり、医師数のみによって実態を把握するのはきわめて困難であると考える。またその地域における病院の外来機能とも大きな関連があるが、病院医師には頻繁に異動があり、また診療科医師数も容易に変動する。地域の外来医師の偏在を一般的に数値化して評価することは困難であると考える。	診療科別の外来医師の偏在については、第5章2(1)工に記載しているように、現在、厚生労働省において診療行為と診療科の分類に関する研究等が行われているところであり、今後の議論の経過についても留意した上で検討を行う必要があります。 また、病院の外来医療機能との関連についても地域によって異なることから、協議の場を通じて検討を行うこととします。

NO.	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
9	7	「患者の流入出」とあるが、医師確保計画(P13 8行目参照)では「患者の流入出」となっているため、医師確保計画との整合性から、表現は一定合わせておくべきではないか。	医師確保計画ガイドライン、外来医療計画ガイドラインともに「流入出」としていることから、御指摘の趣旨を踏まえ両計画ともに「流入出」に統一します。
10	9	「相対的な偏在の状況を表すものである」とあるが、医師確保計画との整合性から「相対的な偏在の状況(全体における位置関係)を表すものである」としてはどうか。(医師確保計画 P13 22行目参照)	御意見のとおり修正します。
第4章 新規開業希望者等への情報提供			
11	10	「新規開業希望者に対し」とあるが、地域に求められる外来医療機能の内容ならば、新規開業希望者に対してだけでなく、現在開業されている医師全体に必要な外来医療機能ではないか。「開業医師や新規開業希望者には」としてはどうか。	御意見を踏まえ、「診療所医師および新規開業希望者に対し」と修正します。
12	10	「新規開業希望者に対する情報提供」において、第三者等への事業継承支援に関する仕組みを整えていただきたい。	御意見は今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。
13	10	最近では医師会活動を嫌がり(自身の専門診療以外の、公的な業務負担を拒否する)、医師会に入会せずに開業する医師も出てきている現状がある。外来医師多数区域とされる大津市において、新規開業に際して種々の介入や届出の強制などを行うと、それらを忌避して医師会に入会しなかつたり、公的な業務に対して消極的な医師が、隣接する湖南地域等で開業を考えることになるのではないか。介入を行うのであれば、医師多数区域だけでなく県内全ての地域で、その実情に合わせた介入を、それぞれ行うべきである。	この計画では、外来医師多数区域において新規開業希望者に対して地域で定める不足医療機能を担うことへの考え方を確認しますが、不足機能を担うことや届出は強制ではありません。 計画の目的は、新規開業希望者等の自主的な経営判断に当たって有益な情報を可視化して提供することにより、医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていくことです。 なお、計画の推進にあたっては、この仕組みが開業規制ではないということに留意しつつ、実効性を確保するよう施策を進めていく必要があると考えます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
14	10	新規開業希望者等に対する情報提供による効果の見込みを記載してはどうか。	情報提供による効果の見込みを計画策定時において把握することが困難なため、原案のとおりとします。 なお、引き続き新規開業希望者に対する効果的な情報等について整理を行います。
15	10	大津のみが外来医師「多数」区域であるが、外来医師偏在指数を公表し、開業にあたっての有益な情報として提供することは重要であり、外来医療機能についても公表し、限られた医療資源を有効に活用すべき。 地域ごとに課題等も異なるため、実情およびその必要性に応じて、地域医療構想調整会議等で適宜検討を進める必要がある。	新規開業希望者への情報提供については、有効となる情報等について整理を行い、様々な機会を捉えて周知に努めます。 また、御指摘のとおり地域ごとに課題等も異なるため、実情およびその必要性に応じて適宜検討を進めるよう努めます。

第5章 外来医療に関する協議の場の設置

16	14	令和元年5月、公立甲賀病院は在宅医療後方支援病院を廃止している。	<p>御意見を踏まえ、調査日を令和元年10月1日時点に更新し、それに伴い本文を次のとおり修正するとともに、図表19も併せて修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p><u>平成29年(2017年)10月現在で、在宅療養支援診療所137か所、在宅療養支援病院9か所</u>(大津赤十字志賀病院、琵琶湖大橋病院、ひかり病院、南草津病院、甲南病院、甲賀市立信楽中央病院、ヴォーリズ記念病院、長浜市立湖北病院、今津病院)、在宅療養後方支援病院5か所(地域医療機能推進機構滋賀病院、<u>公立甲賀病院</u>、彦根中央病院、彦根市立病院、高島市民病院)</p> <p>(修正後)</p> <p><u>令和元年(2019年)10月現在で、在宅療養支援診療所154か所、在宅療養支援病院12か所</u>(大津赤十字志賀病院、琵琶湖大橋病院、ひかり病院、南草津病院、済生会守山市民病院、甲南病院、甲賀市立信楽中央病院、ヴォーリズ記念病院、<u>友仁山崎病院</u>、長浜市立湖北病院、今津病院、<u>マキノ病院</u>)、在宅療養後方支援病院5か所(地域医療機能推進機構滋賀病院、<u>草津総合病</u></p>
----	----	----------------------------------	---

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
			院、彦根中央病院、彦根市立病院、高島市民病院)
17	15	<p>以下のとおり修正すべき。</p> <p>①「県と関係者との間で丁寧かつ十分な協議が行われることが求められます。」 →「県と関係者との間で丁寧かつ十分な協議を行います。」</p> <p>②「意見を聴取するなどの一定の確認が必要となります」 →「意見を聴取するなどの一定の確認を行います」</p>	<p>①御意見のとおり修正します。</p> <p>②御意見のとおり修正します。</p>

※ 該当頁は、県民政策コメントで公表した「滋賀県外来医療計画（原案）」に基づくものです。

**滋賀県医師確保計画（原案）に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について**

1 県民政策コメントの実施結果

令和元年12月20日（金）から令和2年1月20日（月）までの間、滋賀県民政政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県医師確保計画（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、県民および団体・市町から合計43件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	団体等	市町
計画全般		4件	
第1章 医師確保計画について			4件
第2章 本県の現状		1件	
第3章 医師偏在指標		2件	
第4章 医師多数区域および医師少数区域（・医師少 数スポット）			4件
第5章 医師の確保の方針および目標		2件	1件
第6章 具体的な施策		6件	1件
第7章 産科・小児科の医師確保計画		10件	6件
第8章 計画の進行管理・評価		2件	
合計			43件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO.	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
計画全般			
1		本計画については、国が示す計算式による「医師偏在指標」に基づき策定されているが、この「医師偏在指標」は医師の絶対的な充足状況を示すものではなく実情とあっていとは限らない。	13 頁 21 行目に医師偏在指標は「医師の絶対的な充足状況ではなく、あくまでも相対的な偏在状況(全体における位置関係)を示すものです。」と記載するとともに、同頁 26 行目に「必ずしも医療現場の実態を十分に反映できていない点があることについても留意が必要です。」と記載しており、御指摘の点も踏まえて計画を策定しています。
2		<p>国が示した医師偏在指標に基づき、滋賀県は医師少数区域はありませんが、「医師多数県」に該当したため、医師を維持・定着させるための施策等の本計画は、医師の働き方改革が進められていく中で、県がしっかり状況を見極め計画に沿って取り組みされるようお願いします。</p> <p>また、関係者全員が理解して議論していくことが重要であり、わかりやすい情報の公開や状況の説明をしていただきたいと思います。</p> <p>特に、医療保険者としては限られた医療財源を有効に活用するため、医療の質の確保を図り、県民が安心できる医療体制の確立をお願いします。</p>	<p>医師の働き方改革を踏まえた勤務環境の改善については、25 頁 20 行目以降に記載しており、県としても本計画に基づき取組を推進してまいります。</p> <p>また、43 頁に記載しているとおり、本計画についてはその進行管理・評価を行うこととしており、その結果については県民の皆様に情報提供していくこととしています。</p>
3		救急指定病院や救命救急センターの医師の確保については、優先事項として予算措置も含め対応すべき。	御意見は、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。
4		<p>滋賀県保健医療計画における主な数値目標は、①健康寿命の延伸、②年齢調整死亡率、③周産期・小児医療(死亡率)、④在宅医療(訪問診療実施医療機関など)、⑤認知症(認知症相談医数)であると承知しているが、数値目標として掲げられた認知症相談医の確保計画でなく、産科・小児科の医師確保について医師確保計画(案)に一項目設けて推進するのは何故か。</p> <p>滋賀県保健医療計画との整合性の観点から、明記することが必要であると考えます。</p>	産科・小児科については、全国的に医師が足りておらず、かつ、政策医療の観点からも医師確保の必要性が高いため、また医師が長時間労働となる傾向があることや診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、全体計画のほか診療科別の個別計画を策定することとされています。このことについては、1 頁 37 行目や 36 頁 33 行目に記載しています。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第1章 医師確保計画について			滋賀県の考え方
5	1	<p>下記のとおり修正すべき</p> <p>「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立しました(以下「改正法」という。)。</p> <p>→「医療法及び医師法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立しました(以下「改正法」という。)。</p> <p>(修正後)</p> <p>「医療法及び医師法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。</p>
6	1	<p>下記のとおり修正すべき。</p> <p>①計画は、 → この計画は</p> <p>②に基づく医療計画の一部 →に基づく滋賀県保健医療計画(以下「医療計画」という。)の一部</p> <p>③現行の「滋賀県保健医療計画」は、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの計画のため、 →現行の医療計画は、この計画期間を平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までとしているため</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>①御意見のとおり修正します。</p> <p>②(修正前) に基づく医療計画の一部</p> <p>(修正後) に基づく「滋賀県保健医療計画」の一部</p> <p>③(修正前) 現行の「滋賀県保健医療計画」は、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの計画のため</p> <p>(修正後) 医療計画として策定している現行の「滋賀県保健医療計画」の期間は、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までのため、</p>
7	1	「医師多数(・少数)都道府県」は、国でもこのような表現か?	原案の表記で医師多数都道府県と医師少数都道府県を示していることは分かることや、必ずしも国の資料と表現を一致させる必要はないことから、原案のとおりとします。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
8	1	<p>下記のとおり修正すべき。</p> <p>医師が足りておらず、かつ、政策医療の観点からも医師確保の必要性が高い小児科と産科については、全体計画…</p> <p>→医師が不足していることのうえに、特に小児科と産科については政策医療の観点からも医師確保の必要性が高いことから、全体計画…</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>全国的に医師が足りておらず、かつ、政策医療の観点からも医師確保の必要性が高い小児科と産科については、<u>全体計画</u>…</p> <p>(修正後)</p> <p><u>産科と小児科</u>については、全国的に医師が足りておらず、かつ、政策医療の観点からも医師確保の必要性が高いことから、<u>全体計画</u>…</p>
第2章 本県の現状			
9	6	<p>平成16年より大津・湖南地域における医師数は、増加傾向であるが、湖西、湖北、湖東地域においては減少しており、医師の地域偏在が顕著である。</p> <p>今後、湖西、湖北、湖東地域における医師確保の対策を講じることが重要である。</p>	<p>本計画に基づき、医師の地域偏在是正に取り組んでまいります。</p>
第3章 医師偏在指標			
10	13	<p>医師としての経験値が少ない若手医師が労働力として実数以上に算定されていることに留意が必要です。</p> <p>未経験な医師を育成するために、経験豊富な医師の働き方改革等を踏まえた勤務環境の改善を進め、診察しやすい環境を構築していく事が重要だと考えます。</p> <p>オンライン社会です。べき地医療に対して「オンライン診療」「オンライン手術」ができる医師の環境を整備していくのも一案と考えます。</p>	<p>13頁24行目に医師偏在指標は「医師としての経験値が少ない若手医師が労働力として実数以上に算定されている」と記載しています。</p> <p>また、医師の働き方改革を踏まえた勤務環境の改善や若手医師のキャリア形成については、「6 具体的な施策」にその内容を記載しており、今後、しっかりと取り組んでまいります。</p> <p>なお、御意見は、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
11	14	<p>二次医療圏の医師偏在の是正が地域医療にとって重要であることから、引き続き医学生の地域枠の確保に取り組んでいただきたい。</p>	<p>27頁9行目に「地域枠は、県内において診療に従事し、かつ、一定期間は知事が指定する医療機関において勤務する義務があるため、県内の医師偏在を是正するために非常に有用な手段です。そのため、今後も継続して地域枠を設けて医師確保を図っていくこととします。」と記載しているとおり、引き続き取組を推進してまいります。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第4章 医師多数区域および医師少数区域(・医師少数スポット)			
12	16	<p>①市立沖島診療所に対して、県が設置するへき地医療支援機構の企画・調整の下、巡回診療の実施や医師等の派遣を行っていますと表現しているが、この表現は正しいのか。</p> <p>②単に市近江八幡市蒲生郡医師会が医師派遣しているだけではないのか。</p> <p>③ここに県計画として県が、支援機構が主導的に関与している部分はあるのか。</p> <p>④へき地医療拠点病院である長浜市立湖北病院や高島市民病院をはじめとした医療機関がとあるが、ここでいう上記2病院以外の医療機関とは何を指すのか。</p> <p>⑤そこに総合医療センターは含まれるのか。</p> <p>⑥医師会まで含まれるのか。</p> <p>⑦明確にやっているのならば示すべき。</p> <p>⑧また、自治医科大学を卒業した医師をへき地医療拠点病院等に派遣して医師の確保を図っていますとあるが、拠点病院等の等とはどの病院が含まれているのか。</p> <p>⑨ここに総合医療センターは含まれていないため、市立沖島診療所へ派遣することができていないのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>…本県では7つの市がへき地診療所を設置しているとともに、県が設置するへき地医療支援機構の企画・調整の下、へき地医療拠点病院である長浜市立湖北病院や高島市民病院をはじめとした医療機関が無医地区および無医地区に準ずる地区(以下「無医地区等」という。)での巡回診療の実施やへき地診療所への医師の派遣等を行っています。</p> <p>(修正後)</p> <p>…本県では7つの市がへき地診療所を設置しています。</p> <p><u>湖北・湖西圏域においては、県が設置するへき地医療支援機構の企画・調整の下、へき地医療拠点病院である長浜市立湖北病院や高島市民病院をはじめとした医療機関が無医地区および無医地区に準ずる地区(以下「無医地区等」という。)での巡回診療の実施やへき地診療所への医師の派遣等を行っています。また、甲賀圏域においては、甲賀市立信楽中央病院が無医地区での巡回診療等を実施しています。</u></p>
13	16	何故同ページ7行目以降と書きぶりが違うのか。	16頁7行目後段以降については、へき地医療拠点病院をはじめとした病院等の状況について記載しています(ただし、上記12のとおり修文しています)。これに対し、16頁18行目以降については、へき地診療所の状況について記載をしています。
14	17	<p>①無医地区等とは、()書きの定義により無医地区に準ずる地区を含むことになるので、へき地医療拠点病院等が巡回診療を実施していますという表現で、沖島診療所も含めて正しいのか。</p> <p>②拠点病院等の等とは何を指すのか。</p>	<p>上記12のとおり修文しています。</p> <p>なお、この「等」は、へき地医療拠点病院以外で巡回診療を実施している医療機関を指しています。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
15	17	<p>①この計画の主体は県なので、県として巡回診療を実施したり、へき地診療所への派遣医師確保を図って行かれるという認識でよろしいか。</p> <p>②知事の附属機関である滋賀県地域医療対策協議会において対策を講じられるという理解でよろしいか。</p>	<p>へき地診療所の設置・運営の主体は、県ではなく市町です。</p> <p>本計画では、20 頁 2 行目に「県、大学、滋賀県病院協会・滋賀県医師会等の関係団体、市町等の関係する全ての者がその役割を認識し、相互に連携を図りつつ、必要な医師の確保や偏在の是正に取り組むことします。」と記載しているとおり、県は無医地区等を医師少数スポットとして指定し、市町等の医師確保の取組を支援していくこととしています。なお、本計画は医師の確保について定めた計画であり、へき地医療対策については滋賀県保健医療計画の「へき地医療」の項目に記載しています。</p> <p>地域医療対策協議会においては、医師確保に必要な対策等について調査・審議を行います。</p>
第5章 医師の確保の方針および目標			
16	18	医師確保計画では、滋賀県は「医師多数県」(全国の上位 16 位)に該当したため、新たな施策により他県より医師を確保できず、当県で医師を維持・定着・養成を図る必要があります。	御意見の内容については、18 頁に記載しています。
17	18	<p>この計画の趣旨が偏在解消にあることを鑑み、「医師の確保方針および目標」において、県内医師の偏在解消(是正)にかかる具体的な目標を示すべきではないでしょうか。</p> <p>P15のイメージ図で分かるとおり、県内における医師偏在指標は極めて顕著であり、多数区域の上位にある大津圏域と、少数区域に限りなく近い甲賀圏域の指標では2. 3倍もの開きがあります。</p> <p>スポット対応だけでは、この偏在解消(是正)は不可能ですし、全国の少数区域で対策が進めば、僅差の甲賀圏域が少数区域に転落する可能性は十分に考えられます。</p>	<p>医師偏在指標は相対的な偏在状況を示すものです。国の医師確保計画策定ガイドラインにおいて、「医師偏在の是正の進め方としては、医師確保計画の1計画期間ごとに、医師少数区域に属する二次医療圏または医師少数都道府県がこれを脱することを繰り返すことを基本とする」と規定されています。本県は医師多数県であるとともに、医師少数区域である二次医療圏がないことから、医師確保計画の制度上は目標を達成していることになります。</p> <p>また、診療科ごとの医療需要やそれらに必要な医師数(絶対数)を算定することは困難であることから、具体的な数値目標を示していません。</p> <p>そのため、18 頁以降に記載しているとおり、県全体や各圏域の実情、地域医療構想に基づく医療提供体制のあり方について現在なされている議論の進捗等を踏まえて必要となる医師の確保を図ることとしています。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
18	18	県域では多数となるが、二次医療圏では偏在が顕著。県外からの医師確保が不可能であることから、特に特定の診療科の偏在について、県内医療圏間の調整・誘導や研修医の確保について記載してはどうでしょうか。	県内の医師偏在是正については、22~24 頁に地域枠医師や自治医科大学卒業医師の派遣調整等を通じた偏在対策について記載しているとともに、それ以外の医師派遣についても滋賀医科大学、京都大学、京都府立医科大学等と連携することを記載しています。 また、研修医の確保については、29・30 頁に医師の養成過程等を通じた確保対策として記載しています。
第6章 具体的な施策			
19	20	「キャリア形成プログラム」を充実させ、魅力のある制度にしていただきたい。	「キャリア形成プログラム」については 24 頁に記載していますが、御意見のとおり地域枠医師を中心とした若手医師にとって魅力あるものとなるよう、その充実に努めてまいります。
20	22	滋賀県内で医師として定着するのは、やはり滋賀県出身者の方が可能性が高い。滋賀県医師養成奨学金や滋賀県医学生修学資金などの各種情報提供、県内医療機関での研修や修練に関する情報等について、滋賀医科大学やその他の医学部の学生に対して行うだけではなく、滋賀県内の高校生や滋賀県出身で県外の中学校・高校に通学している生徒にも情報を積極的に提供していくことが、滋賀県における医師確保につながると考える。	現在、高校生向けの自治医科大学入学説明会の開催や県の医学生向け修学資金制度等の情報発信を行っていますが、御意見を踏まえ、さらにその充実に努めてまいります。
21	26	他の医療従事者や事務補助者等への業務移管等は方策として誤りではないと思うが、薬剤師や看護師をはじめとした医療従事者や事務補助者等の人材確保が、困難な状況があることを認識していただきたい。	御意見の内容については県としても認識しておりますので、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。
22	26	医師の勤務環境改善については、県民の意識醸成のため早急な広報と電話相談事業の周知・拡大を県や市町、医療機関、保険者が一丸となり計画的に取り組んでいただきたい。	26 頁 6 行目や 42 頁 10 行目に記載しているとおり、医師の勤務環境改善のためには、医療提供側だけでなく医療を受ける県民の意識醸成に対する取組が必要であることから、関係者の皆様との連携の下、引き続き適切な医療のかかり方に関する啓発や電話相談事業を実施してまいります。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
23	28	修学資金等貸与者の就業義務年限終了後の定着率を記載し、あわせて、定着を促すための具体的な方策も記載してはどうでしょうか。	<p>修学資金等貸与者の就業義務年限終了後の定着率については、義務後の就業地等について報告義務が無いことから正確に把握することが困難です。</p> <p>また、県内定着を促す具体的な方策については、医師のキャリア形成支援や医師の働き方改革を踏まえた勤務環境の改善等を通じて行うこととしていることから、原案のとおりとします。</p>
24	30	「総合診療専門医」の育成と確保について具体的に記載してはどうか。	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>今後、このような医療需要に対応し、地域包括ケアシステムを一層進めていくためには、<u>複数の疾患や合併症を持つ高齢者等</u>に対応できる総合的な診療能力を有しており、<u>身体の状態だけではなく心理的・社会的問題も含めて継続的に診察し、必要に応じて専門医に紹介することのできる医師の確保が必要です。</u></p> <p><u>そのため、在宅医療に関するセミナーの開催や、新たに在宅医療を始めようとする医師が訪問診療に同行体験する機会を提供することなどにより、在宅医療等を担う医師について確保や育成を図ります。</u></p> <p>(修正後)</p> <p>今後、このような医療需要に対応し、地域包括ケアシステムを一層進めていくためには、<u>地域において幅広い疾患等</u>に対応できる総合的な診療能力を有しており、<u>必要に応じて診療科別専門医に紹介することができる総合診療医が重要な役割を担うことになります。</u></p> <p><u>また、総合診療医が適切な初期対応と必要に応じた継続的な医療を提供することで地域の医療需要に的確に対応することができるため、地域の医療提供体制の確保に資することとなります。</u></p> <p><u>そのため、医師や医学生が、医師の専門研修制度における基礎領域の一つである総合診療の専門医を目指すよう、キャリア形成プログラムの充実を図るとともに、県内の総合診療に係る専門研修プログラムの情報発信等を行います。</u></p> <p><u>また、在宅医療に関するセミナーの開催や、新たに</u></p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
			在宅医療を始めようとする医師が訪問診療に同行体験する機会を提供することなどにより、在宅医療等を担う医師について確保や育成を図ります。
25	30	9 行目「在宅医療等の医療需要が1.5倍になると推計され」・18 行目「在宅医療等を担う医師」とありますが、在宅医療等の「等」が介護連携など地域包括ケア全般を指しているのであれば、17 行目の「在宅医療に関するセミナー」・「在宅医療を始めようとする医師」は、「在宅医療等に関するセミナー」・「在宅医療等を始めようとする医師」と記載してはどうでしょうか。	9 行目の「在宅医療等」は、在宅医療のほかに介護等を含むものとなっています。一方、17 行目の「在宅医療」はこのうち「等」を含まない在宅医療だけを意味していることから、原案のとおりとします。
第7章 産科・小児科の医師確保計画			
26	31	大津・湖西ブロックにおいては、周産期母子医療センターであり、ブロックの救急救命センターである大津赤十字病院が大津市南部に位置しており、広範囲な市域に集落が点在し、人口減少や高齢化が顕著である高島市において、遠方にある大津市民病院までの移動時間や移動手段を考えると、適切なサービスを受けられるか不安がぬぐえない状況にあり、湖西地域医療圏の中核を担っている高島市民病院の維持存続は重要です。 また、このような地域事情に十分配慮した医療体制の堅持と必要な医師確保対策をお願いしたい。	周産期医療提供体制については、現行の滋賀県保健医療計画において、7つの二次医療圏を4ブロックに区分しています。 各ブロックにおいては、地域事情も考慮しつつ、周産期母子医療センターと、周産期協力病院その他の医療機関との役割分担など、地域での分娩の在り方について現在検討を行っているところです。
27	31	下記のとおり修正すべき (図表 11 参照) → (図表 9 参照)	御指摘のとおり修正します。

NO.	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
28	34	<p>図表 滋賀県周産期医療提供体制について</p> <p>①彦根市立病院が分娩を 5 月 1 日以降休止と公表されているため、記入が必要だと思います。</p> <p>②後方支援病院 2 床は、このままなのか、今後どうなるのか記載内容の確認が必要かと思います。</p>	<p>本計画は、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 79 号)附則第 5 条の規定により令和 2 年 3 月までに策定することとされていることから、計画にはそれまでの状況を記載することとしています。なお、このことが明確になるよう、図表に「令和 2 年 3 月現在」と付記します。</p>
29	37	<p>「多数都道府県(・区域)はありません。」とあります。この表現はわかりにくいのではないかでしょうか。「誤解される恐れがあることから、医師「多数」区域はなしとします。」あるいは、「小児科医の項と同様、「相対的多数区域は設けません。」の方がわかりやすいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p> <p>(修正前) …、<u>多数都道府県(・区域)はありません。</u></p> <p>(修正後) …、<u>相対的医師多数都道府県(・区域)は設けません。</u></p> <p>また、39 頁 16 頁も同様に修正します。</p>
30	38	<p>P18 の 26 行目では、二次医療圏では医師が不充足であると示しているのに、産科医師及び小児科医師は 4 ブロックに地域分けをしている。周産期医療圏単位でみるとことにより二次医療圏で不足している圏域を見えにくくし、少数区域がないとしていることに疑問を感じます。</p> <p>産科及び小児科についても二次医療圏単位での状況を明記するとともに、地域の実情を踏まえ、特に小児科においてはブロックではなく二次医療圏単位での対応策を検討いただきたい。</p>	<p>現行の滋賀県保健医療計画において、周産期医療提供体制については、7つの二次医療圏を 4 ブロックに区分しています。各ブロックにおいては、地域事情も考慮しつつ、周産期母子医療センターと、周産期協力病院その他の医療機関との役割分担など、地域での分娩の在り方について現在検討を行っているところです。</p> <p>また、同計画において、小児科における小児救急医療提供体制についても、周産期医療提供体制との整合性を図り 4 ブロックに区分することとしています。各ブロックにおいては、ブロック化の円滑な推進や今後の小児救急医療提供体制について現在検討を行っているところです。</p>
31	40	<p>必要な医師の集約化を図る一方で、役割分担を明確にできるのか。役割分担が上手くできるのか。</p>	<p>周産期医療提供体制については、現行の滋賀県保健医療計画において、7つの二次医療圏を 4 ブロックに区分していますが、各ブロックにおいては、地域事情も考慮しつつ、周産期母子医療センターと、周産期協力病院その他の医療機関との役割分担など、地域での分娩の在り方について現在検討を行っているところです。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
32	40	<p>周産期母子医療センターへの集約化だけでなく、周産期母子医療センター機能を補完する地域の病院(周産期協力病院)の医師確保についても、計画に位置付けていただきたい。</p> <p>また、小児科においても、救命救急センター機能を補完する地域の病院(小児科救急医療機関)の医師確保について、計画に位置付けていただきたい。</p>	<p>周産期医療提供体制については、7つの二次医療圏を4ブロックに区分していますが、各ブロックにおいては、地域事情も考慮しつつ、周産期母子医療センターと、周産期協力病院その他の医療機関との役割分担など、地域での分娩の在り方について現在検討を行っているところです。</p> <p>また、小児科における小児救急医療提供体制についても、周産期医療提供体制との整合性を図り4ブロックに区分することとしていますが、各ブロックにおいては、ブロック化の円滑な推進や今後的小児救急医療提供体制について現在検討を行っているところです。</p> <p>これらを踏まえ、原案のとおりとします。</p>
33	40	<p>「周産期協力病院やその他の地域の病院、診療所、助産所と周産期母子医療センターとの役割分担を明確にし……」と周産期協力病院を加えた議論をお願いします。周産期協力病院は、地域周産期母子医療センターの負担軽減、そして住民への身近な地域での医療提供という点で重要であると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p> <p>(修正前) …、<u>地域の病院や診療所、助産所</u></p> <p>(修正後) …、<u>周産期協力病院や地域の病院、診療所、助産所</u></p> <p>なお、40頁6頁も同様に修正します。</p>
34	40	<p>下記のとおり修正すべき。</p> <p>ブロック内のネットワークの…… →ブロック内の関係機関の医師・助産師等関係者によるネットワークの充実・強化…</p> <p>30行に助産所の明記があることと産科医師と協働する助産師もネットワークの充実・強化の一員であるため</p>	<p>40頁29~32行目において、助産所も含めたネットワークの具体的な内容を記載していることや、このネットワークについては関係者等の人的なもののが医療機関等の施設的なものも意味することから、原案のとおりとします。</p>
35	40	<p>「分娩取扱を中止した診療所の事業承継や新たな事業展開等」とありますが、「新たな事業展開」とは何かを具体的に示してはどうでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p> <p>(修正前) 分娩取扱を中止した診療所の事業承継や新たな事</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
			業展開等を図る… (修正後) 分娩取扱を中止した診療所の事業承継や、 <u>妊婦健 康診査や産後ケア事業に特化した施設への転換など</u> 新たな事業展開等を図る…
36	41	下記のとおり修正すべき。 小児在宅医療については、……専門病院 の医師等による →例えば滋賀県立小児保健医療センター やびわこ学園医療福祉センター等の専門病 院や在宅療養生活を支える地域の病院や 診療所医師との連携を図り、集合研修や実 地研修等を実施し……専門病院という表現 について、 滋賀県では今までからも活躍している実 態があるので具体的に表現してはどうかと 思います。	御意見を踏まえて、次のとおり修正します。 (修正前) <u>専門病院の医師等による集合研修や実地研修等を</u> 実施し…。 (修正後) <u>県立小児保健医療センター</u> やびわこ学園医療福祉 センター等の専門病院、在宅療養生活を支える地域 の病院や診療所の医師との連携を図り、集合研修や 実地研修等を実施し…。
37	41	滋賀医科大学だけでなく、滋賀県立小児保 健医療センターや精神医療センターも連携 しながらその役割發揮をしておられると思 います。 誰を対象にした表現なのか、一般市民が 見たときにも小児科医師の具体的な取り組 みが解る表現にされた方が解りやすく安心 につながるのでないかと思います。	発達障害の早期発見や医療的支援にかかる研修 会は滋賀医科大学に事業を委託しており、その他の 医療機関に勤務する医師は研修を受ける立場である ことが多いため、原案のとおりとします。
38	42	コンビニ受診を抑制するため、小児の医 療実態を分析いただき、住民に対する適切 な医療機関受診の促進及び医療提供体制 の整備についてのお取り組みをお願いしま す。	26頁6行目や42頁10行目に記載しているとおり、 医療提供側だけでなく医療を受ける県民の意識醸成 に対する取組が必要であることから、引き続き適切な 医療のかかり方に関する啓発や電話相談事業を実施 してまいります。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
39	40	<p>事業承継については、診療所の産科医確保方策に限らず、分娩取り扱いを中止した公立病院にも必要ではないかと考えます。診療所の医師の高齢化の問題もあり、将来的に身近な地域で分娩がむつかしい状況になつた場合には、公立病院がその役割を果たすことも視野に入れておく必要があるのでないでしょうか。</p> <p>そういう観点からの事業承継と加えて、分娩が集中する病院医師の負担軽減という観点からも、助産師外来や院内助産についての検討の必要があるのではないかでしょうか。</p>	<p>産科においては、医師の負担を減らすためにも助産師外来や院内助産が重要であることから、周産期医療等協議会において、地域における分娩体制の在り方について検討しているところです。</p> <p>また、42頁5行目に記載しているとおり、県としても助産師外来や院内助産に対応できる助産師の育成を推進してまいります。</p>
40	42	助産師の内容について記載されているが、助産師の現状等の記載がされていないのではないかでしょうか。	<p>御意見を踏まえて、次の文を追加します。</p> <p>なお、平成30年(2018年)末現在、本県には496名の助産師が就業しています。</p>
41	42	助産師出向支援事業のことだと思うが、表現を「滋賀県保健医療計画JP250 の具体的施策に明記されている病院と産科診療所で助産師を相互に派遣することにより……助産技術の向上を図れるように支援します。の表現と同じにした方が良いのではないか。	<p>御意見を踏まえて、次のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>そのため、<u>病院勤務の助産師に対して、本県において分娩割合が高い診療所や正常分娩の助産経験を提供するなど、助産技術の向上を図れるよう支援します。</u></p> <p>(修正後)</p> <p>そのため、<u>病院と診療所間で助産師を相互に派遣することにより、病院の就業助産師は正常分娩の助産経験を十分に重ね、診療所や助産所の就業助産師はハイリスク分娩の助産経験を重ねることを通して、助産技術の向上を図れるよう支援します。なお、平成30年(2018年)末現在、本県では496名の助産師が就業しています。</u></p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
		第8章 計画の進行管理・評価	
42	43	「計画開始時と終了時の医師充足状況等について比較し評価を行う」とありますが、具体的な数値目標が示されていないため、評価指標を明確に記載すべきではないでしょうか。	<p>本計画では、県全体や各圏域の実情、地域医療構想に基づく医療提供体制のあり方について現在なされている議論の進捗等を踏まえて必要となる医師の確保を図ることとしています。</p> <p>そのため、医師偏在指標、医師数(圏域別・就業場所別・診療科別等)、医師の勤務状況などを勘案しつつ、圏域等における実態の分析を踏まえた総合的な評価を行うこととしており、現時点では具体的な評価指標を計画に記載しないこととしています。</p>
43	43	<p>評価等だけの県民等に情報提供で良いのか。</p> <p>特に産科医師確保困難等により、病院の分娩が休止される情報にその地域の県民や医療関係職には不安等を聞き、医師不足などへの関心は高くなっています。</p> <p>外来医療計画(案)P22 12行に示されているように、住民への公表という項目と内容が必要ではないかと思います。</p>	<p>43 頁 12 行目で「県ホームページや広報誌等を通じて、県民に情報提供を行います。」としており、公表と同義であるため、原案のとおりとします。</p>

※ 該当頁は、県民政策コメントで公表した「滋賀県医師確保計画（原案）」に基づくものです。

令和2年度地域医療介護総合確保基金(医療分)にかかる 当初予算案への反映状況について

◎経緯

- ・令和元年5月から各圏域への事業提案募集を順次実施。圏域（各保健所）ごとに取りまとめ、ハード事業および新規のソフト事業については、7月中旬、その他の事業については8月中旬に医療政策課に提出。
- ・また、6月より各関係団体においても事業提案募集を行い、新規のソフト事業については7月中旬、その他の事業については8月中旬に医療政策課に提出。
- ・その後各担当課で事業内容を検討し、予算要求を行った。

◎予算編成方針

- ・令和元年度から国の基金予算が100億増額されており、本県においても必要額を確保していくため、事業区分にかかわらず、既存事業だけでなく新規提案事業についても積極的に検討を行った。
- ・区分Ⅰについては各病院等における今後の整備予定を調査し、2025年までの必要額を踏まえた上で令和2年度の必要額を要求した。
- ・令和2年度国予算案において、基金予算が160億増額され、うち143億が勤務医の働き方改革への対応分とされたことから、これに対応するため関連事業を増額要求した。
- ・これらの結果、区分Ⅰについては前年度予算額より減額となったが、区分Ⅱ・Ⅳについては増額となった。

☆R2予算見積額

	R1予算額	R2予算案	差引
I (施設整備)	488,278	423,532	△ 64,746
II (在宅医療)	70,432	135,755	65,323
IV (人材確保)	525,068	674,792	149,724
計	1,083,778	1,234,079	150,301

◎R2予算案のうち地域提案事業

- ・地域からは23の事業者から35事業の提案があった。
- ・その中で、当初予算案に計上できた新規事業は、大津圏域・湖南圏域・東近江圏域・高島圏域より提案のあった次の6事業
 - 訪問診療体制強化モデル事業<大津市> 1,000千円 (区分Ⅱで計上)
 - アドバンスケアプランニング情報共有推進事業 <一般社団法人守山野洲医師会> 666千円 (区分Ⅱで計上)
 - 在宅療養のための口腔機能管理支援拠点整備事業 <一般社団法人湖東歯科医師会> 2,127千円 (区分Ⅱで計上)
 - 退院支援・地域医療連携拠点モデル整備事業<東近江市> 56,000千円 (区分Ⅱで計上)
 - リハビリテーション提供体制整備事業<竜王町> 40,475千円 (区分Ⅰで計上)
 - 地域医療連携推進研修事業<地域医療連携推進法人滋賀高島> 666千円 (区分Ⅰで計上)

☆圏域別

	提案事業				R2予算案		備考
	事業者数	事業数	総事業費	基金活用額	事業数	予算案	
大津	8	17	438,521	246,976	3	96,838	うち新規1事業
湖南	4	6	188,405	94,206	2	80,166	うち新規1事業
甲賀	2	2	16,480	9,320	0	0	
東近江	6	7	4,503,992	271,113	5	127,675	うち新規3事業
湖東	1	1	1,739,650	225,000	0	0	
湖北	1	1	9,944	4,972	0	0	
高島	1	1	1,000	666	1	666	うち新規1事業
合計	23	35	6,897,992	852,253	11	305,345	

令和2年度地域医療介護総合確保基金活用事業(医療分)

月別事業費額	新規	事業名 (予算事業名)	事業の実施主体	事業内容	R1当初予算	R1 9月補正後予算 (千円)	R2当初予算 (千円)	委託 or 補助 or 貯蓄	補助率	所管課
1		地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業			488,278	366,978	423,532			
1-1		医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備・等			488,278	366,978	423,532			
1		医療情報ICT化推進事業	特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会	地域医療構想の達成に向けて医療介護連携等を推進するため、医療情報連携基盤を構築するとともに参加施設を増加させ、医療情報ネットワークのさらなる整備・活用を図る。	27,500	27,500	18,900	補助	定額 1/2	健康寿命 推進課
2		歯科医師等派遣委託事業	滋賀県(滋賀県歯科医師会)	病院内の病棟・外来または退院時支援を行う部署に、歯科医師および歯科衛生士を派遣し、入院患者の口腔機能管理の実施や退院時に在宅医療介護関係者に口腔機能についての情報をつなぐことで、病床機能の分化連携や在宅医療との連携を推進する。	9,552	9,552	9,552	委託	-	健康寿命 推進課
3		病床機能分化促進事業	滋賀県内病院	病床機能の分化および連携の推進を行うために必要な施設・設備の整備に関する事業に要する経費を一部助成する。	221,750	89,750	138,300	補助	1/2	医療政策課 (医療整備係)
4		病床機能分化促進事業 (病床削減)	滋賀県内病院	地域医療構想の達成に向け、医療需給バランスの是正を促進するため、病床削減に伴う経費を一部助成する。	100,450	100,450	95,418	補助	1/2	医療政策課 (医療整備係)
5	○	地域医療連携推進研修事業	地域医療連携推進法人滋賀高島	湖北圏域の医療機能の分化連携・医療介護連携を推進するため、地域医療連携推進法人滋賀高島の参加法人の職員等に対する合同研修に要する経費を補助する。	0	0	666	補助	2/3	医療政策課 (医療整備係)
6		地域医療体制整備事業	滋賀県医師会 滋賀県看護協会	地域で必要とされる医療サービスの提供体制を充実させるため、診療所や訪問看護ステーション等に対し、在宅医療を推進する上で必要な機器の整備にかかる費用の一部を助成する。 ①医師会27,000千円 ②看護協会6,600千円	30,750	30,750	33,600	補助	①定額 ②2/3/4 ③1/2	医療福祉 推進課
7		在宅療養支援病院等整備事業 (機能強化支援)	在宅療養支援病院(公募)	病院の機能分化を促進し、在宅療養ニーズに対応していくため、在宅療養支援病院に対し、訪問診療や緊急入院等に必要な設備や地域の多機能連携推進に向けた会議や研修に必要となる設備の整備等に要する経費に対し、補助を行う。	7,500	7,500	7,500	補助	1/2	医療福祉 推進課
		医療機能再編支援業務委託事業	滋賀県(コンサルタント業者(公募により選定))	県内病院の経営傾向を分析した上で、湖北圏域の機能再編後の各病院の各病院の経営シミュレーションを行い、将来のあり方検討を支援することにより、病院の機能分化・連携を推進する。 ①県内病院の経営傾向分析 ②県内病院の財務内容相関分析 ③湖北圏域における将来収支シミュレーション	0	10,700	0	委託	-	医療政策課
8		在宅歯科診療機器整備事業	滋賀県歯科医師会(滋賀県内歯科診療所)、病院歯科	在宅歯科医療(障害者歯科医療を含む)を実施する歯科診療所およびその後方支援を行う病院歯科等に対し、在宅歯科医療機器等の設備整備を行い、安全で安心な質の高い在宅歯科医療提供体制の充実を図る。	17,500	17,500	17,500	補助	2/3 (一部定額)	健康寿命 推進課
9		リハビリテーション提供体制再構築事業	①滋賀県 ②滋賀県(県立リハビリテーションセンター) ③滋賀県理学療法士会	①リハビリテーション専門職を対象とした修学資金貸与制度の実施。(6,640千円) ②地域リハビリテーションの視点を活かした人材育成と提供体制の構築。(3,115千円) ③回復期病床の円滑な運営を図るために地域地域リハビリテーション支援。(2,700千円)	13,050	13,050	14,455	委託/ 直営	-	健康寿命 推進課
10	○	地域の運動施設との維持期心臓リハビリテーション連携事業	滋賀医科大学医学部附属病院	運動施設担当者に心臓リハビリを啓発すること、地域の運動施設と連携することにより、在宅移行後切れ目のない心臓リハビリテーションを提供できる体制を整備する。	0	0	1,850	補助	2/3	健康寿命 推進課

令和2年度地域医療介護総合確保基金活用事業(医療分)

R2 実施事業 番号 新規	事業名 (予算事業名)	事業の実施主体	事業内容	R1当初予算	R1 9月補正後予算 (千円)	R2当初予算 (千円)	委託 or 補助 or 直當	補助率	所管課
11	○リハビリテーション提供体制整備事業	竜王町	竜王町国民健康保険診療所に多機能型リハビリテーション室および多職種連携拠点となる多目的室を併設することにより、リハビリテーションの提供体制を整備する。	0	0	40,475	補助	1/2	健康寿命推進課
12	退院支援機能強化事業	滋賀県(滋賀県病院協会)	県内各病院の退院支援担当職員の研修や情報交換および病棟看護師等の訪問看護同行研修など職員のスキルアップと院内の退院支援体制の構築を図ることにより、病床の機能分化連携および病院から在宅医療への円滑な移行を進める。	2,340	2,340	2,650	委託	-	医療福祉推進課
13	がん在宅医療支援体制整備事業	滋賀県(県立総合病院)	身近な地域でがんの診断や治療が迅速に受けられるよう、県内医療機関が連携し、病理診断体制を構築する。	1,550	1,550	1,330	補助	2/3	健康寿命推進課
14	がん診療連携支援病院機能強化事業	滋賀県内病院	がん患者が増大する中、身近な地域で安心して療養生活がおくれるよう、県がん診療連携支援病院が相談支援体制を強化する取組に対して補助を行う。	20,916	20,916	20,916	補助	2/3 一部1/2	健康寿命推進課
15	がん診療人材育成・支援体制構築事業	滋賀医科大学医学部附属病院	がん患者の在宅医療を推進し、身近な地域の医療機関でがんの診断や治療が迅速に受けられるよう、県内医療機関の人材育成、資質向上等を図るために経費に対して補助を行う。	7,710	7,710	7,710	補助	2/3	健康寿命推進課
16	がんゲノム医療体制整備事業	国立大学法人滋賀医科大学	県内唯一のがんゲノム連携病院として、がんゲノム医療の提供のために必要な機器・情報管理・情報提供体制の整備を行ってこと、高度かつ専門的ながん医療県内がんゲノム医療提供体制の整備を図る。	10,500	10,500	3,000	補助	2/3	健康寿命推進課
	がん病理診断機能強化事業	東近江総合医療センター	病理医が不在である東近江医療センターに常勤の病理専門医を配置し、滋賀県地域がん診療連携支援病院としての機能と遠隔病理診断事業との連携するために必要な施設・設備の整備を図る。	7,500	7,500	0	補助	1/2	健康寿命推進課
17	口腔がん対策地域連携体制整備事業	滋賀医科大学医学部附属病院	1)歯科口腔外科、耳鼻咽喉科、形成外科、放射線科、腫瘍内科などの各診療科間の連携を図り、各地域における口腔がんの医療体制の充実と口腔がん患者の発症予防・再発予防の推進するため、滋賀口腔がんデータセンターを作り、データの蓄積・評価・分析、検討を行う。 2)口腔がん検診の普及と啓発活動 3)一般地域住民向けの啓発のため講演会を開催する。これらの事業を通して地域医療構想の推進を図る。	2,000	2,000	2,000	補助	2/3	健康寿命推進課
18	脳卒中対策推進事業	国立大学法人滋賀医科大学	在宅医療体制の充実を図り、脳卒中患者の発症予防・再発予防の推進と身近な地域での診療体制の充実を図る必要があるため、滋賀脳卒中データセンターの脳卒中登録データを蓄積・評価・分析するとともに、研修会、啓発活動等に要する経費に対して補助を行う。	7,710	7,710	7,710	補助	2/3	健康寿命推進課
2. 居宅等における医療の提供に関する事業				70,432	70,788	135,756			
2-1 在宅医療を支える体制整備事業 等				55,744	55,744	118,108			
19	○退院支援・地域医療連携拠点モデル整備事業	東近江市	在宅医療、「看取り」先進地である永源寺地区を中心とする永源寺診療所の看折化に伴い、地域のニーズの高まりから、湖東地区や愛東地区等他地区も含めて24時間体制で対応できる人員の確保と定着を目指し、診療所の新築部分に併設し、診療体制の充実を図る。 また、永源寺地区地域包括ケア推進会や三方よし研究会、東近江医師会在宅医療部会等との連携拠点としての役割も担う。	0	0	56,000	補助	1/2	医療福祉推進課
20	強度行動障害者有目的入院事業	社会福祉法人ひわこ学園	在宅で生活している強度行動障害者を一定期間入院させ、その入院期間中に専門職にとり対応や行動障害の特性を把握し、関係者と各家庭における行動障害の軽減に向けた方策や対応方法、今後の支援について検討する調整会議を行なうとともに、当該強度行動障害者の入院中にその支援者に対し実地の支援研修を行う取組に対して補助を行うことにより、強度行動障害者が在宅での生活を維持することができる体制の充実を図る。	3,700	3,700	3,700	補助	2/3	障害福祉課

令和2年度地域医療介護総合確保基金活用事業(医療分)

R2 事業 登録 番号	事業名 (予算事業名)	事業の実施主体	事業内容	R1当初予算	R1 9月補正後予算 (千円)	R2当初予算 (千円)	委託 補助 直當	補助率	所管課
21	高齢知的障害者の健康管理指導事業	社会福祉法人びわこ学園	知的障害を持つ高齢者に対する検診と診察の機会を設け、疾病等のあつた障害者について、障害児者を専門とする医療機関を介在せながら専門医療に結びつける取組を支援することで、在宅で通院治療が行える体制の整備を行う。	1,298	1,298	1,298	補助	2/3	障害福祉課
22	滋賀県在宅医療等推進協議会	滋賀県	医師会等の多機関多職種が一堂に会して滋賀県における在宅医療推進のための基本的な方向性について協議検討を行う。	750	750	632	直當	-	医療福祉推進課
23	圏域在宅医療福祉推進事業	滋賀県(各健康福祉事務所)	各二次医療圏において、市町や地域医師会をはじめとする多職種・多機関とともに、在宅医療推進に関する課題等について検討・調整・実践・評価を行い、地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を図る。	1,800	1,800	1,800	直當	-	医療福祉推進課
24	市町在宅医療・介護連携推進事業	滋賀県	市町の在宅医療・介護連携推進事業が効果的に実施できるよう、地域コードカード人材の育成や地域リーダーのステップアップを図る研修等を開催するなど、広域的・専門的な視点からの支援を通じて、2025年を見据えた在宅医療の推進体制の構築を図る。	860	860	751	直當	-	医療福祉推進課
25	在宅医療人材確保・育成事業	滋賀県、日本プライマリ・ケア連合学会滋賀県支部	在宅医療に従事する医師が在宅医療に踏み出すきっかけとなるセミナーの開催や交流事業の企画、県内の家庭医養成プログラムの魅力の向上、指導医の能力向上を図る事業を支援することにより、県内で在宅医療に従事する医師や家庭医の増加を図る。	7,681	7,681	7,296	直當／ 補助／ 委託	定額	医療福祉推進課
26	滋賀の在宅療養を推進する県民参加促進事業	医療福祉・在宅看取りの地域創造会議	県民一人ひとりが自らの療養・看取りについて考え方、行動するきっかけをつくるため、医療福祉サービス関係者、県民、行政等多職種が参画する「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」が実施する効果的な事業および事務局の運営を支援する。	8,600	8,600	8,600	補助	定額	医療福祉推進課
27	慢性疼痛対策推進事業	国立大学法人滋賀医科大学	在宅で難治性の疼痛を抱える患者に対して、痛みを専門とする医師、整形外科医、精神科医、看護師等が連携し集学的な痛み治療システムを構築するとともに、医療従事者の育成、県民への啓発を図ることで、安心して在宅療養生活が送れるよう支援を行う。(集学的の疼痛治療システム構築研修の充実)	2,500	2,500	2,900	補助	2/3	健康寿命推進課
28	在宅呼吸不全多職種研修事業	国立大学法人滋賀医科大学	慢性閉塞性肺疾患(COPD)をはじめ、今後ますます増加すると予想される在宅呼吸不全患者(在宅酸素、在宅人工呼吸などを含む)を地域全体の多職種で支えるための研修会等に要する経費に対して補助を行う。	1,130	1,130	1,130	補助	2/3	健康寿命推進課
29	○ 心不全在宅療養体制整備事業	滋賀医科大学	心不全患者の連携ツールの検討と開発、在宅療養に携わる専門職に対して心不全の療養に関する研修会を開催して人材育成を行い、療養生活の質の向上につなげる。	0	0	1,300	補助	2/3	健康寿命推進課
30	死亡診断・死体検案推進事業	滋賀医科大学	安心して在宅での看取りが行える体制整備を図ることを目的として実施される適切な死亡診断、死体検案のための研修や人材確保に要する経費に対して補助を行う。	600	600	600	補助	2/3	医療政策課(医療整備係)
31	在宅看護力育成事業	国立大学法人滋賀医科大学	新卒の看護師が在宅看護の現場を選択し、安心して就職できるよう、学生教育における在宅看護学のプログラムとして設置されている「訪問看護師コース」の運営を支援する。	2,500	2,500	2,500	補助	2/3	医療政策課(人材確保係)
32	在宅療養を支える看護人材育成事業	滋賀県看護協会	計画的・継続的に体系的な研修を実施しにくい小規模な訪問看護ステーションや介護施設の看護職員に対し、キャリアに応じた研修を提供してスキルの向上を図り、増大かつ多様化する在宅療養ニーズに対応できる人材育成を行い、地域における看護実践力を向上させる。	1,400	1,400	1,400	補助	定額	医療福祉推進課
33	訪問看護支援センター運営事業	滋賀県看護協会	訪問看護師の総合的な支援を行う訪問看護支援センターの運営に対して補助することにより、訪問看護師の人材確保・資質向上および訪問看護ステーションの機能の充実・強化を図り、県民が安心して在宅での療養・看取りができる環境整備を行う。	15,410	15,410	15,420	補助	定額	医療福祉推進課
34	滋賀医科大学と連携した訪問看護師確保・育成事業	滋賀医科大学	滋賀医科大学医学部附属病院看護臨床教育センターが核となって、同大学の訪問看護師コース修了者で附属病院に勤務する看護師を県内訪問看護ステーション等へ定期的に派遣し、出向させ、現場経験を積ませることを通じて、当該看護師の実践力育成、更なる専門性の向上を図るとともに、訪問看護ステーションへの就労への動機づけを行い、附属病院から地域の入材輩出の仕組みを構築する。	1,515	1,515	1,515	補助	2/3	医療福祉推進課

令和2年度地域医療介護総合確保基金活用事業(医療分)

R2 事業 登録 番号	新規 事業 登録 番号 (予算事業名)	事業の実施主体	事業内容	R1当初予算	R1 9月補正後予算 (千円)	R2当初予算 (千円)	委託 or 補助 or 直営	補助率	所管課
35	○ 在宅排尿管理推進事業	滋賀医科大学	今後急速に進行する高齢化社会において、排尿障害はますます重要な課題となると考える。現在通院が必要な排尿管理を在宅医療として提供可能とすべく、訪問診療を行う医師や看護師、コメディカルスタッフを育成する。 具体的には、講義では高齢者の排尿状態の特性や、時間排尿といった正しい排尿方法を学ぶ。ハンズオントレーニングでは機器を用いた排尿状態の評価方法を習得し、導尿モデルを用いて正しい導尿方法を習得する。	0	0	2,000	補助	2/3	医療福祉推進課
36	○ 訪問診療体制強化モデル事業	大津市	市内のエリアを3ブロック(北部・中部・南部)に分け、各ブロック事務局を設置し、ブロック内の在宅医療が対応できない時に、協力を得られる医師とのマッチングを行い、医師間のサポート体制を構築するための、モデル事業を実施し、令和3年度以降の事業化に向けて準備を行なう。 ●各ブロック事務局 在宅療養支援病院又は在宅療養後方支援病院、拠点訪問看護ステーションを想定 ●実施期間 6ヶ月(令和2年7月～令和3年1月10日頃)	0	0	1,000	補助	2/3	医療福祉推進課
37	○ アドバンスケアプランニング情報共有推進事業	一般社団法人 守山野洲医師会	地域におけるアドバンスケアプランニングの推進のため、多職種での研修会を開催し、かつ共通のツールを使った情報の共有システムの構築を図る。	0	0	666	補助	2/3	医療福祉推進課
38	認知症高齢者等への院内デイケア実施支援事業	滋賀県内病院	身体合併症を有する認知症高齢者の患者等に「院内デイケア」を実施しようとする県内一般病院に対し、その立ち上げやレベルアップにかかる経費を助成し、医療介護連携体制を構築して認知症を悪化させることなく円滑に退院・在宅復帰させて、在宅医療の提供へつなげる。	1,200	1,200	1,200	補助	2/3	医療福祉推進課
39	認知症医療対策推進事業 (認知症医療介護連携体制構築事業)	滋賀県(滋賀県内病院)	認知症の医療介護連携体制を構築して在宅医療を推進するため、かかりつけ医との症例連携金の開催や院内での多職種連携の構築など、地域の拠点となる病院が医療・介護関係者と顔の見える関係を構築しようとする取組を促進し、認知症高齢者に対する在宅医療の提供へつなげる。	4,800	4,800	4,800	委託	-	医療福祉推進課
40	○ 在宅緩和ケア連携推進事業	滋賀県薬剤師会	地域における在宅緩和ケア推進のため、在宅緩和ケアおよび継続的薬学管理の普及啓発の実施や麻薬等取扱研修会を開催し、薬剤師と多職種との連携の推進を図る。	0	0	1,600	補助	2/3	薬物感染症対策課
2-2 在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業 等)				12,658	12,658	15,247			
42	在宅歯科医療連携室整備事業	滋賀県(滋賀県歯科医師会)	二次医療圏の歯科医師会に在宅医療関係者と連携するための歯科職種を配置し、在宅歯科医療における医師や介護等の他分野との連携を図るために窓口を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズにこたえ、地域における在宅歯科医療の推進および他分野との連携体制の構築を図る。	2,000	2,000	2,000	委託	-	健康寿命推進課
43	在宅歯科医療のための多職種連携推進事業	滋賀県(滋賀県歯科医師会)	在宅歯科医療推進のため、がんや糖尿病等の疾患予防・早期検見、在宅療養支援のための口腔ケア等、多職種連携が有効な事例をテーマとした多職種合同の研修会やネットワークづくりを行う。	1,518	1,518	1,518	委託	-	健康寿命推進課
44	○ 在宅療養支援のための歯科衛生士育成事業	滋賀県(滋賀県歯科衛生士会)	寝たきりの療養者に対する口腔ケアおよび地域の歯科診療所を受診するに障害がある者への口腔ケア等、口腔の器質的・機能的健康管理を通じて在宅療養を支援する歯科衛生士を育成することで、地域包括ケアシステムの一翼を担う歯科衛生士を供給するとともに、そのような歯科衛生士を自主的に育成できるための滋賀県歯科衛生士会内のシステム構築を図る。	0	0	462	委託	-	健康寿命推進課
45	歯科衛生士・歯科技工士人材確保事業	滋賀県歯科医師会	歯科衛生士および歯科技工士の人材確保のため、復職や就職支援および、スキルアップのための研修等を実施する経費に対して補助を行なう。	1,140	1,140	1,140	補助	2/3	健康寿命推進課

令和2年度地域医療介護総合確保基金活用事業(医療分)

R2 事業 番号	新規 事業	県事業名 (予算事業名)	事業の実施主体	事業内容	R1当初予算	R1 9月補正後予算 (千円)	R2当初予算 (千円)	委託 or 補助 or 直営	補助率	所管課
46		在宅歯科診療のための人材確保事業	滋賀県内病院	歯科診療所の後方支援として在宅歯科医療(障害者歯科医療を含む)を実施する病院歯科等に対し、その機能を果たすために、歯科医師および歯科衛生士の増員に対する支援を行い、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図る。	8,000	8,000	8,000	補助	2/3	健康寿命推進課
47	○	在宅療養のための口腔機能管理支援拠点整備事業	湖東歯科医師会	既存の歯科診療所に対して、在宅療養支援を含めた在宅歯科医療に特化した診療所に機能を付加し、地域の在宅歯科医療ニーズへの対応を図る。	0	0	2,127	補助	2/3	健康寿命推進課
2-3 在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業					2,030	2,396	2,400			
48		休日・夜間のお薬電話相談体制整備事業	滋賀県薬剤師会	在宅で療養する人やその家族を含む県民、在宅医療従事職員による休日や夜間に一般用医薬品を含めた医薬品の服用により発生する副作用等に関する相談を、薬剤師が転送電話による轄薬剤で受けける体制を整備する。	2,030	2,396	2,400	補助	2/3	薬務感染症対策課
3. 医療従事者の確保に関する事業 等					525,068	525,068	674,792			
3-1 医師の地域偏在対策のための事業 等					139,751	139,751	153,439			
49		滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業	滋賀県(滋賀医科大学)	滋賀県の地域医療支援センターである「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、県内の医師の絶対数の確保や、地域・診療科偏在の解消、病院で働く女性医師数の増加に向けて、各種医師確保策を実施する。	25,186	25,186	45,188	委託/直営	-	医療政策課(人材確保係)
50		滋賀県医学生修学資金等貸与事業	滋賀県	県内病院での勤務を志す医学生・研修医に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金・研修資金を貸与することにより、県内における医師の確保・定着を図る。	72,900	72,900	63,000	直営	-	医療政策課(人材確保係)
51		産科医等確保支援事業	滋賀県内病院、診療所	地域でお産を支える産科・産婦人科医師および助産師に対して、分娩手当等を支給され、処遇改善を図られている病院等を支援することにより、県内で勤務する産婦人科医等の確保定着を図る。	11,665	11,665	8,400	補助	1/3	医療政策課(人材確保係)
52	○	滋賀県地域医療対策協議会	滋賀県	滋賀県地域医療対策協議会において、医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議・調整を行うことで、医師偏在の解消を図る。	0	0	1,411	直営	-	医療政策課(人材確保係)
53		臨床研修医・専門研修医確保対策事業	滋賀県病院協会	県出身医学生および県内医大医学生を対象に、滋賀を知り、滋賀における医療の現状を確認し、魅力を感じて、臨床研修から始まる医療への従事の舞台を滋賀に置いてもらえるための啓発活動等に対して補助を行う。	13,000	13,000	13,000	補助	2/3	医療政策課(人材確保係)
		児童思春期・精神保健医療体制強化事業	滋賀県(滋賀医科大学)	発達障害や児童思春期の精神疾患等、子どものこころの医療や支援体制の強化を進めるため、専門医の養成や専門医と地域の連携強化事業を実施する。	17,000	17,000	0	委託	-	障害福祉課
54	○	神経発達症・児童思春期に対する医療と連携の強化事業	滋賀県(滋賀医科大学)	神経発達症や児童思春期精神疾患対応など「子どものこころの医療」を全県的に拡充するため、地域かかりつけ医の対応力の向上と総数の増加を実施する。具体的には、子どものこころの医療専門医との連携だけでなく、教育・行政など地域の関連領域多職種と連携できるネットワークを県内で構築し、県内の専門職が相乗効果を發揮しながら機能できるシステムを大学中心に展開することを目指す。このため、以下の事業項目により、専門性の強化と地域医療への展開を3年かけて実施する。	0	0	21,000	委託	-	障害福祉課
55	○	地域医療研修会・交流会実施補助事業	滋賀県内各団体	医学生に対する研修会・交流会の開催を支援することにより、本県の地域医療に関する理解を深めるとともに、将来本県医療機関で勤務する医師の確保・定着を図る。	0	0	1,440	補助	2/3	医療政策課(人材確保係)
3-2 診療科の偏在対策のための事業 等					14,570	14,570	22,750			

令和2年度地域医療介護総合確保基金活用事業(医療分)

R2 実施事業 登録番号	新規 登録	県事業名 (予算事業名)	事業の実施主体	事業内容	R1当初予算	R1 9月補正後予算 (千円)	R2当初予算 (千円)	委託 or 補助 or 直営	補助率	所管課
56	拡充	麻酔科医プラス シューアップ事業 →復職支援研修 事業	国立大学法人滋 賀医科大学 →滋賀県内病院	地域における麻酔科医不足に全県を挙げて対応するため、一定水準にある麻酔科医を県内各地域の病院へ派遣派遣するシステムを構築するために実施する、麻酔科医向けプラスシューアップ研修に要する経費を支援する。 「地域において医師確保が必要とされている小児科・産科・麻酔科の医師の離職を防ぐため、産育休等の理由により一定期間離職していた医師に対し、最新の知識・技術を自身に付けさせるための復職研修に要した経費を支援する。」	3,820	3,820	12,000	補助	2/3	医療政策 課 (人材確保 係)
57		新生児医療体制 強化事業	国立大学法人滋 賀医科大学	周産期医療提供体制の強化を図るため、総合周産期母子医療センターへの人材育成のための専任医師を配置し、周産期死亡症例の解析検討やハイリスク分娩の現状分析を行なうことにより、地域における産科医師および小児科医師の資質向上を図るとともに、研修医の短期研修プログラムの一環として大規模周産期医療センターへの派遣研修等を行うことにより、産科医・新生児科医の確保・育成を図る。	8,200	8,200	8,200	補助	2/3	健康寿命 推進課
58		小児救急医療地 域医師等研修事 業	滋賀県(滋賀県医 師会)	小児科医以外の医師を対象とした研修会を行い、小児救急医療に関する専門知識を修得させる。	450	450	450	委託	-	医療政策 課 (医療整備 係)
59		アレルギー性疾 患医療人材育成 事業	国立大学法人滋 賀医科大学	アレルギー疾患医療の質の向上および身近な地域での専門医療の均一化を図るために、県アレルギー疾患医療拠点病院が行う標準的治療ガイドラインに基づいた専門医療研修や講習会の開催等に要する経費に対して補助することにより、アレルギー疾患専門医の養成や地域のかかりつけ医の資質向上を図る。	2,100	2,100	2,100	補助	2/3	健康寿命 推進課
3-3 女性医療従事者支援のための事業 等					0	0	0			
3-4 有識機員確保等のための事業 等					211,198	211,198	208,214			
60		新人看護職員研 修補助事業	滋賀県内病院	病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。	15,920	15,920	16,307	補助	1/2 1/4	医療政策 課 (人材確保 係)
61		看護職員資質向 上支援事業	滋賀県(滋賀県看 護協会)	新人看護職員の卒後研修が受けられるための研修体制整備と、地域包括ケアシステムの推進等に向けた看護管理者のネットワークづくりを支援し、看護職員の資質向上に関する取組の推進を図る。	3,250	3,250	3,250	委託	-	医療政策 課 (人材確保 係)
62	O	保健師人材育成 研修等事業	滋賀県(滋賀県看 護協会)	平成30年に作成した「滋賀県保健師人材育成指針」をもとに、地域包括ケア推進の時代に応じた実践力のある専門能力を育成し、さらに次期統括者の役割認識をできるようにするための研修を実施し、資質向上を図る。	0	0	1,500	委託	-	健康寿命 推進課
63		助産師キャリア アップ応援事業	滋賀県 (滋賀医科大学)	県内助産師に対する研修が段階的かつ計画的に行われるよう体系化し、県内全体の助産師の資質の向上を図り、自立した助産師を育成すると共に安全安心なお産の環境整備を図る。	2,152	2,152	2,187	委託/ 直営	-	医療政策 課 (人材確保 係)
		糖尿病看護資質 向上推進事業	滋賀県 (滋賀医科大学)	糖尿病患者に対する看護ケアの充実のため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を行う。	2,363	2,363	0	委託/ 直営	-	医療政策 課 (人材確保 係)
64		実習指導者講習 会開催事業	滋賀県 (滋賀県看護協 会)	看護師等養成所の実習施設における、学生の実習指導者等に対し、実習指導に必要な知識・技術を取得できるよう、研修を行う。	2,934	2,934	2,934	委託	-	医療政策 課 (人材確保 係)
65		認知症認定看護 師養成事業	滋賀県 (県内各病院)	認知症看護分野の認定看護師を養成するため、教育機関への派遣に要する経費を負担する病院等に対して補助を行い、県内の認知症看護にあたる看護職員の資質の向上を図る。	1,200	1,200	1,200	補助	-	医療福祉 推進課
66		認定看護師育 成・特定行為研 修受講促進事業	滋賀県内病院、施 設	認定看護師資格取得等のために施設が負担する研修費の補助。	9,023	9,023	9,800	補助	1/2	医療政策 課 (人材確保 係)
67		病院内保育所運 営費補助金事業	滋賀県内病院	病院および診療所に從事する職員の離職防止ならびに再就業を促進するため、病院内保育所の運営費に対する助成を行う。	66,289	66,289	63,462	補助	2/3 (基準額あり)	医療政策 課 (人材確保 係)
68		看護職員確保対 策協議会	滋賀県	看護職員等確保対策推進協議会を設置し、潜在看護師の確保を看護行政部局と労働部局を含めた関係部局で推進する。	604	604	604	直営	-	医療政策 課 (人材確保 係)

令和2年度地域医療介護総合確保基金活用事業(医療分)

R2 事業番号	新規 登録	県事業名 (予算事業名)	事業の実施主体	事業内容	R1当初予算	R1 9月補正後予算 (千円)	R2当初予算 (千円)	委託 or 補助 or 直営	補助率	所管課
69		看護師等養成所運営費補助事業	滋賀県内看護師等養成所	看護師等養成所の運営費に対する助成を行う。	69,379	69,379	69,206	補助	定額 (基準額あり)	医療政策課 (人材確保係)
70		助産師の復職支援事業	滋賀県(滋賀医科大学)	潜在助産師を対象に、安全で質の高い看護と住民を支える医療体制の強化、看護職員の地域偏在は正に必要な人材確保を目的とし、特に最新の医療技術講習および技術演習等の研修を行う。	550	550	550	委託	-	医療政策課 (人材確保係)
71		ナースセンター事業	滋賀県(滋賀県看護協会)	看護職員の離職時届け出制度を適切に運用し、看護職員人材確保を効率的に行うため、サテライト運営のための機器整備と登録業務従事者の確保に対する支援を実施する。	27,534	27,534	26,514	委託	-	医療政策課 (人材確保係)
72		看護師等養成所施設・設備整備事業	滋賀県内看護師等養成所	看護師の養成に必要な看護師等養成所の教育環境の整備に要する費用を助成する。	10,000	10,000	10,000	補助	1/2 (基準額あり)	医療政策課 (人材確保係)
73	○	専任教員養成講習会準備委員会開催事業	滋賀県(滋賀県看護協会)	看護職員の養成に携わる者に対し、必要な知識・技術を授得させ、看護教育の内容の充実を図ることを目的として、令和3年に講習会を開催するにあたり、同講習会のカリキュラムや実施要綱を策定するための準備委員会を開催する。	0	0	1,700	委託	-	医療政策課 (医療人材確保係)
3-5 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等					159,549	159,549	290,389			
74		医療勤務環境改善支援事業	滋賀県(滋賀県病院協会)	医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等のため、県内の医療関係団体と連携しながら運営協議会を立ち上げ、相談やアドバイザーの派遣等を行う医療勤務環境改善支援センターを運営する。	4,276	4,276	7,966	委託/ 直営	-	医療政策課 (人材確保係)
75		病院勤務環境改善支援事業費補助金	滋賀県内病院	医療機関における勤務環境の改善を推進するため、県内病院において、勤務する医療従事者の確保・定着を目的として、病院が実施する勤務環境改善に資する事業に要する経費の一部を助成する。	43,050	43,050	168,200	補助	1/2	医療政策課 (人材確保係)
76		小児救急医療支援事業費補助金	市町行政組合等	二次医療圏を単位に、二次救急医療施設として必要な診療機能、小児科専用病床および小児科医を確保するために必要な経費に対して助成する。	90,150	90,150	90,150	補助	2/3	医療政策課 (医療整備係)
77		小児救急電話相談事業	滋賀県(民間業者)	夜間小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備する。全国統一番号(井8000番)で実施することによりどこでも患者の症状に応じた適切な助言、アドバイスを受けられるようにする。	22,073	22,073	24,073	委託/ 直営	-	医療政策課 (医療整備係)
執行予算額					1,083,778	962,844	1,234,079			

令和2年度基金事業地域提案一覧(1回目提出分+2回目提出分)

基準単価がある場合は、
基準単価で算出した額で
記載

補助率	ハード	1/2
	ソフト	2/3

単位:千円

番号	提携団体	事業区分	既存 新規	優先順位	事業名	提案者	事業内容	R2提案額			検討結果 ○採択 × 不採択	(×の場合) 理由	R2予算要求額(千円)			R2予算決定額(千円)			担当課名
								総事業費	補助額	補助率			総事業費	補助額	補助率	総事業費	補助額	補助率	
17	湖南	I	既存	1	病床機能分化促進事業	済生会守山市民病院	地域で不足すると見込まれる回復期機能の充実を図るために、急性期病床55床のうち53床を回復期病床へ転換するための施設改修事業を実施する。	160,000	79,500	1/2	○		160,000	79,500	1/2	160,000	79,500	1/2	医政(整)
18	湖南	I	新規	1	脳卒中センター整備事業	済生会滋賀県病院	当院は6床の脳卒中専門病棟(SCU)を設置している。SCUは3対1の看護師配置、24時間の脳卒中専門医担当、常勤の理学療法士配置が義務づけられた専門病棟である。地域の医療需要に対応するために、現在の6床を12床に増床して運用するための施設改修および設備整備事業を実施する。	22,980	11,490	1/2	×	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)内に該当事業あり。施設改修は、医療提供体制施設整備交付金に該当あり。	0	0		0	0		健寿
19	湖南	I	新規	1	地域包括ケアシステムを支える予防・住まい・生活支援の充実事業	市立野洲病院	「出張！ほほえみ健康フェスタ」健康・在宅医療促進に向けた医療職のアウトーリー事業 地域的な健康づくり、疾病予防・介護予防に関するボトムアップをめざして、壮年期や若年層の方が参画できるように配慮した事業。認定看護師チームを中心とした医療者アウトーリーによる血管年齢や骨密度等といった計測系のイベントを実施する。	1,470	980	2/3	×	医療者による計測系イベントは、既に広く民間を含む病院、健診機関・職能団体が独自に実施されている。また、市町・県においても実施しているところ。							健寿
20	湖南	I.	既存	2	病床機能分化促進事業	市立野洲病院	回復期リハビリテーション病棟および地域包括ケア病床を有する施設において、重症患者に対する急性期病院からの継続したりハビリテーションの提供および早期の在宅支援・就労支援を行う為の設備の整備を行う。	2,400	1,200	1/2	×	野洲駅前の施設移転工事が当初の予定より延期されたと聞いている。 今回提案のあったリハビリに伴う設備整備(歩行器、車椅子等)については、新病院に見合う仕様であるかどうか改めて確認した上で、設備整備を行なう年度の予算に合わせて再度提案いただきたい(病床機能分化促進事業で対応予定)。							医政(整)

令和2年度基金事業地域提案一覧(1回目提出分+2回目提出分)

基準単価がある場合は、
基準単価で算出した額で
記載

補助率	ハード	1/2
	ソフト	2/3

単位:千円

番号	提案地域	事業区分	事業種類	優先順位	事業名	提案者	事業内容	R2提案額			投討結果		(Xの場合) 理由	R2予算要求額(千円)			R2予算決定額(千円)			担当課名	
								総事業費	補助額	補助率	○採択	×不採択		科事業費	補助額	補助率	科事業費	補助額	補助率		
21	湖南	III	新規	3	医療・介護従事者の確保・育成事業	市立野洲病院	小学生が病院・施設内を見学体験できるイベント 地域的な医療・介護に対する理解を向上し、将来的な医療従事者的人材確保をめざして、病院・施設を学び・体験できるイベントを実施する。 年次計画により、5か所の小学生全員を対象とする。	555	370	2/3	X		自施設の事業であり、基金の目的に即した事業効果が明確でない。								医政(人)
22	湖南	II	新規	1	アドバンスケアプランニングの情報共有推進事業	一般社団法人守山野洲医師会	地域におけるアドバンスケアプランニング(以下ACPと略)の推進のために、多職種での研修会を開催し、かつ共通のツールを使った情報の共有システムの構築を図る。	1,000	666	2/3	O			-1,000	666	2/3	1,000	666	2/3	医福	

湖南圏域2025年医療福祉推進協議会

- ◎各取り組みの方針、検討事項についての意見・同意・決定
- ◎各関係機関との調整と周知

I 精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム推進協議会

【目的】精神疾患の有無に関わらず、全ての人々が生涯にわたってその人らしく活躍できる精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム構築に向け、精神保健医療福祉関係者が、年代や分野を超えた様々な関係機関・団体との連携による人的ネットワークを形成し、「一人ひとりが健康でごろ豊かに暮らせる地域づくり」を推進する。

【内容】

- (1) 精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム構築に関すること (2) 措置入院・長期入院患者の退院および在宅支援に関すること
- (3) 自殺対策に関すること (4) ひきこもり支援に関すること (5) メンタルヘルスの啓発に関すること (6) その他協議会が必要と認める事項に関すること

II 措置入院・長期入院者の退院および在宅支援部会

【目的】措置入院・長期入院者が地域で安心して暮らすために適切なサービスを包括的に受けるための取り組み、連携、体制整備について保健、医療、福祉関係者等により検討する。

- (1) 措置入院者等の入院中から継続した関係機関との支援体制の整備
- ・措置入院者の医療中断等による再入院予防と関係機関の連携強化の検討
- ・複合的な問題（発達障害、被虐待、薬物依存等）を抱える困難事例に対する支援体制の構築
- (2) 長期入院者の地域移行を促進する為のアセスメントの充実と関係機関の連携
- (3) その他、必要と認める事項

精神障害者支援地域協議会

課題
共有

III 湖南圏域自殺対策推進会議

【目的】湖南圏域における自殺や自殺未遂者の実態や課題について検討することにより、圏域の各機関が自殺対策を身近な課題として主体的かつ総合的に取り組む意識を醸成し、施策を推進する為の自殺対策計画の進捗状況の情報共有等、自殺対策にかかるネットワークの充実のための協議を行う。

- (1) 湖南圏域の自殺や自殺未遂の現状に関すること
- (2) 湖南圏域の自殺対策の課題に関すること
- (3) 自殺対策に係る施策や計画の進捗に関すること
- (4) その他、必要と認める事項に関すること

IV 湖南圏域自殺未遂者支援部会

【目的】自殺未遂者が必要な医療・行政等の支援が受けられる体制の充実を図る。

- (1) 湖南いのちサポート相談事業の実施および課題の検討
- (2) 関係機関の支援、連携
- (3) 各種様式・リーフレット・マニュアルの改訂
- (4) 支援者向け研修会や事例検討会等の企画、運営
- (5) その他、必要と認める事項

課題
共有

V 湖南圏域ひきこもり支援部会

【目的】ひきこもりの人が住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう、誰かが気づき適切な相談支援を受けられるための医療、教育、就労、福祉等の関係機関等の連携による効果的な取り組みを検討する。

① 子ども・若者 ② 中高年

- (1) ひきこもりの現状及び課題に関すること
- (2) 関係機関との支援体制の構築・整備に関すること
- (3) 普及啓発に関すること
- (4) 支援者の資質向上に関すること
- (5) その他、必要と認める事項に関すること

ひきこもり支援センター

- ひきこもり相談
ケースのアセスメント
- 仲間の会 など
<精神保健福祉センター事業>
- ひきこもり心理相談
- 各分野（周産期母子保健、成人、高齢）との連携

- 措置フォローアップ事業
- 精神定例ケース検討会
- 湖南いのちサポート相談事業
- ストレス相談・アディクション（アルコール・薬物含）相談
- 湖南いのちサポート相談事業事例検討会
- ひきこもり心理相談
- 精神科救急体制
- 個別支援（市支援を含む）

- 滋賀県精神障害者支援体制整備事業（精神障害者地域生活支援センター風・県委託事業）

精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステムの構築

湖南圏域2025年医療福祉推進協議会

◎各取り組みの方針、検討事項
についての意見・同意・決定
◎各関係機関との調整と周知

I 精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム推進協議会

- 精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム構築に向けた推進体制に基づく取り組みを各領域において継続し、結果を当協議会へ報告し、各機関で果たし得る役割について協議していく。
- 周産期のメンタルヘルスやアディクション対策、健康づくりなどの課題も視野に入れ、世代分野横断的に取り組みを進めていく。
- 精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム構築に向けた目指す姿を実現するための具体的な取り組みについて明らかにする。

R2予定

- 協議会開催：
1回（予定）

II 措置入院・長期入院者の退院および在宅支援部会

- 入退院支援における精神保健医療福祉関係者連携の手引きである『精神版湖南太郎さんの安心ロード』の完成。

R2予定

- 研修会等の機会で『精神版湖南太郎さんの安心ロード』の周知
- 活用事例を重ねると同時に、手引きのアップデートを行う
- 部会開催：2回（予定）

課題
共有

III 湖南圏域自殺対策推進会議

- 各市自殺対策計画進捗を可視化、共有を行い、目標達成に向けた圏域での取り組みや評価資料の設定について提案。
- 各市単位で達成困難な課題を整理し、圏域の目標とする必要がある。

R2予定

- 圏域で取り組む事項の整理と評価指標の設定
- 関係機関が具体的に取り組む事項、評価指標の明文化
- 会議開催：1回

課題
共有

IV 湖南圏域自殺未遂者支援部会

- 未遂者支援事業において同意が取れ、救急告示病院からの報告数が増加。
- 医療機関により報告に偏りがある。
- 本事業運営上のルール（様式・進捗管理や役割分担）を明確化する必要。

R2予定

- 未遂者へ、医療機関・地域が確実に支援できる体制の構築
- 未遂に至らないが希死念慮を有する人への支援のありかたの検討

●部会開催：2回



V 湖南圏域ひきこもり支援部会

- 圏域での部会を初開催。
国・県・圏域のひきこもりに関するデータや、各市におけるひきこもり支援の取組状況について共有した。
- 各市により取組に差がある。
- 「個人の問題」ではなく「社会の問題である」ということを認識し、『良い街づくり』という観点で取り組む必要がある。
- 圏域の部会が各市の取組とうまく連携を図れる場となる必要がある。

R2予定

- 実態調査の実施（県）と合わせ、各市での支援体制や地域資源の把握を行い、圏域部会の位置づけを明確にする
- 事例検討等により個別支援の資質向上を図る
- 部会開催：2回（予定）

湖南圏域精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム推進協議会結果

令和2年2月19日(水) 14:00~16:00
南部健康福祉事務所 3階大会議室

構成機関 :

草津栗東医師会、守山野洲医師会、滋賀県精神科診療所協会、びわこ薬剤師会、守山野洲薬剤師会、草津総合病院、近江草津徳洲会病院、滋賀県立総合病院、済生会守山市民病院、済生会滋賀県病院、湖南病院、野洲病院、県立精神医療センター、湖南広域消防局、草津警察署、守山警察署、各市保健担当課、各市障害福祉担当課

計25機関

目的 :精神疾患の有無に関わらず、すべての人々が生涯にわたってその人らしく活躍できる精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神保健医療福祉関係者が、年代や分野を超えたさまざまな関係機関・団体との連携による人的ネットワークを形成し、「一人ひとりが健康でこころ豊かに暮らせる地域づくり」を推進する

議事 :

- 精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム構築に向けた今年度の取組報告
 - 措置入院・長期入院者の退院および在宅支援部会
 - 自殺対策推進会議、自殺未遂者支援部会
 - ひきこもり支援部会
- 各団体、関係機関との連携強化について意見交換
- その他
 - 協議会や部会の予定

～意見交換における委員の発言より～

- 安心ロードの肝は、しかるべき時期に有効なカンファレンスが開かれる事。カンファレンスには医療や地域の支援者などその人を取り巻く関係者が集まり、本人を含めて開かれることが一番望ましい。
- 医療の共有だけではだめ。暮らしや生活の視点を入れて全体の枠組みを作っていくようにすると良い。
- 子どもが生まれてから亡くなるまでのフォローができれば。縦の流れをしっかりと繋ぐ事で随分違ってくるのではないか。
- 精神科救急医療システムの継ぎ目をスムーズにしておく必要がある。現状は他害に重きが置かれ、自殺未遂に関してはシステムとして間隙がある。システムが機能していく為には継ぎ目の所をなめらかに繋いでおかないと機能不全に陥る。
- 市民の相談を受ける時には一つの部署や限られた部署で支援出来るという事は殆どなく、とても複雑な事例ばかりなので、つながって一緒になってやっていく事は市ではどこでも必要。
- ひきこもりの場合、アプローチしていくスキルを上げるための対応方法はあるのか。あるなら一緒に学んでいく必要がある。
- ひきこもりの方の親が亡くなり家で孤立した高齢化したひきこもり者が孤独死する状況が今後数多く起こってくると思われる所以、対策をどうしていくか検討する必要がある。
- 今後、ひきこもりは生活困窮を中心に対応していく方向になっている。生活困窮は経済的な事ではなく、「人間関係の中での生活困窮」であり「人間関係の希薄さ」があると思っている。

今後の取組み :

- 精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム構築に向けた推進体制に基づく取り組みを各領域において継続し、結果を当協議会へ報告し、各機関で果たし得る役割について協議していく。
- 開催期の「セントラルヘルプセンター／シンク／近江第一健康づくりの課題と視野／八八〇」における分野横断的取り組みを進めていく
- 精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム構築に向けた目標とするを実現するための具体的な取り組みについて明らかにする。

湖南圏域の災害医療体制構築に向けた取り組み

目指す方向

災害時において世代分野を越えて効果的効率的に医療を提供できる体制の構築を目指す

現状・課題

- ・災害時に円滑に機能出来るよう、災害医療地方本部の体制を強化する必要がある
- ・4市の災害医療本部体制の位置づけの明確化が必要である
- ・各機関の役割や強みについて、相互理解が必要である
- ・4市の避難行動要支援者名簿の対象者に、医療依存度の高い方が明確に位置づけられるとともに、避難行動要支援者の避難体制の検討が必要である

<難病対策>

- ・個人に備えの啓発の必要があるが、それだけでは不十分
- ・平時から支援者、関係者、広域での連絡調整が必要
→人工呼吸器装着患者災害時個別計画の策定

- 災害医療南部地方本部の体制向上
- 避難行動要支援者への対策

- 各市の災害医療体制構築に向けた取り組み
- 平時からの関係機関の連携

令和元年度の実施内容

①近畿地方DMATブロック訓練の実施

元年11月30日(土)

・湖南DMAT活動拠点本部訓練

・災害医療南部地方本部訓練(同日実施)

②湖南圏域災害医療体制検討委員会

・第1回 元年7月24日

・第2回 2年2月25日

③管内市主催による災害医療体制構築訓練

・守山市 元年8月25日(日) 草津総合病院DMATの支援

・野洲市 元年11月17日(日) 済生会滋賀県病院DMATの支援

④難病患者災害時個別計画の更新、対象者の拡大

・人工呼吸器装着者(気管切開、マスク型) 指定難病 12名(新規3)
小児慢性 15名(新規11)

⑤行政担当者間情報交換会 <元年12月17日>

・管内4市(危機管理部局、保健部局)担当者との情報共有

残された課題

- ・災害時に円滑に機能出来るよう、災害医療地方本部の体制を強化する必要がある
- ・4市の災害医療本部体制の位置づけの明確化が必要である
- ・各機関の役割や強みについて、相互理解が必要である
- ・災害時における保健所と市他関係機関の役割についての整理(三師会と市との協定に基づく具体計画作成に向けた検討など)が必要である
- ・4市の避難行動要支援者名簿の対象者に、医療依存度の高い方が 明確に位置づけられるとともに、避難行動要支援者の避難体制の検討が必要である

来年度の取組み予定

①災害医療南部地方本部運営訓練 訓練日:未定

・管内災害拠点病院(済生会滋賀県病院、草津総合病院DMAT)と合同実施予定。

②湖南圏域災害医療体制検討委員会 繼続開催予定

③管内市主催による災害医療体制構築訓練

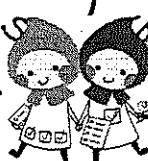
・守山市 2年8月30日(日) 野洲市 2年8月30日(日) 実施予定

④行政担当者間情報交換会 繼続開催予定

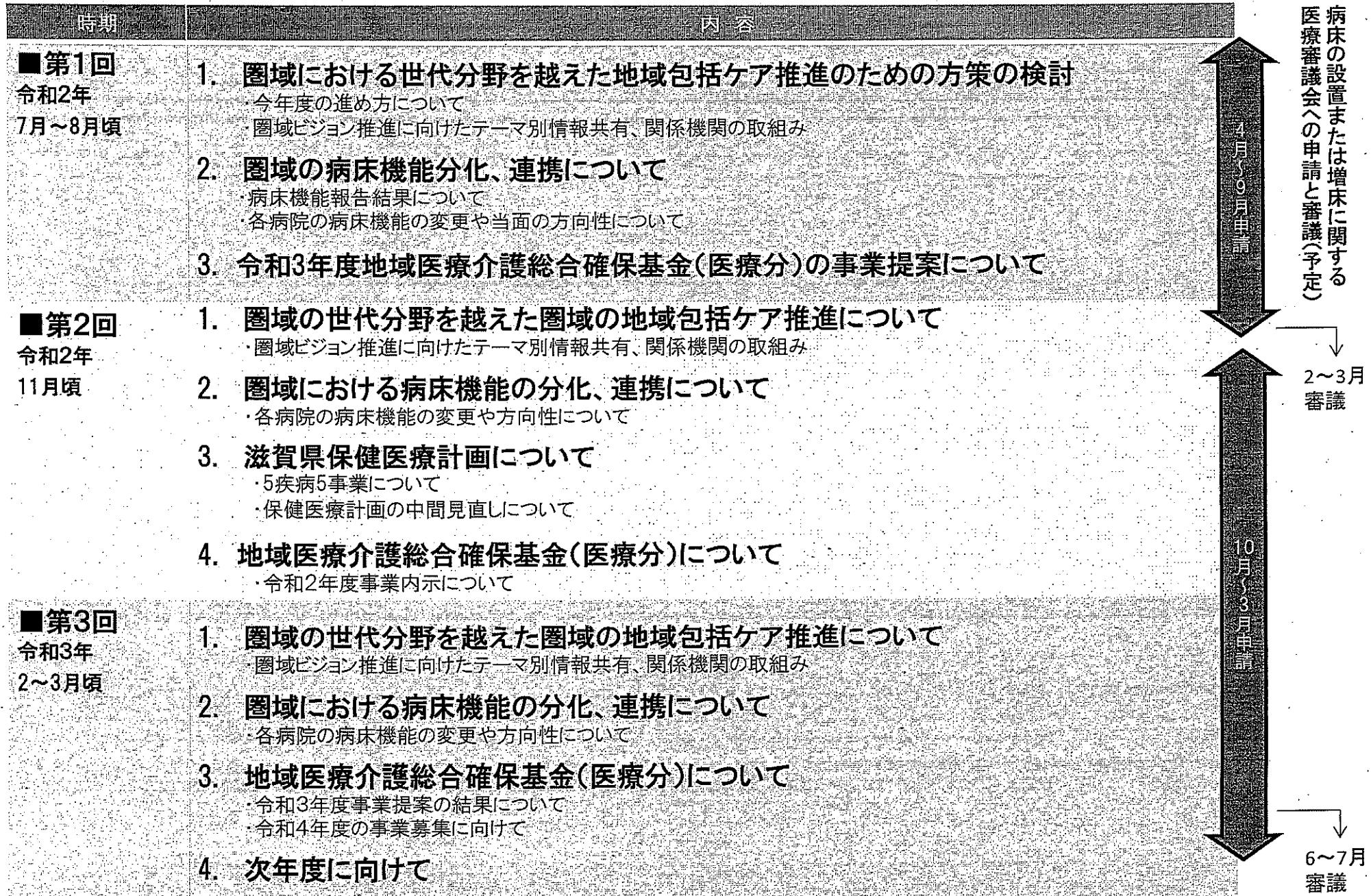
・管内4市(危機管理部局、保健部局)担当者との情報共有

⑤難病患者災害時個別計画の更新 人工呼吸器装着者

顔が見え、手つながる関係を目指して !



令和2年度 湖南圏域2025年医療福祉推進協議会 開催予定



第3回医療政策研修会議
第3回地域医療構想アドバイザーハイ

資料

1

令和2年2月14日

当面の地域医療構想等の 推進に向けた取組について



厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療構想に係るこれまでの経緯

地域医療構想に係るこれまでの経緯について

- 2017年3月 全ての都道府県において地域医療構想(2025年の4機能ごとの必要病床量等)を策定
〔新公立病院改革プラン(2017年3月まで)、公的医療機関等2025プラン(2017年12月まで)の策定〕
- ~2019年3月 公立・公的医療機関等において、先行して具体的対応方針の策定
⇒地域医療構想調整会議で合意
- 2019年 1月～ 厚生労働省医政局「地域医療構想に関するワーキンググループ(WG)」において、
公立・公的医療機関等の具体的対応方針について議論(再検証に係るものを含む)を開始
- 3月 第20回WG⇒「急性期機能」に着目した再検証の基本的フレームワークについて合意
- 4月～9月 第21回～第24回WG⇒分析ロジックについて議論
- 6月21日 骨太の方針2019
- 9月26日 再検証に係る具体的な対応・手法についてとりまとめ。
公立・公的医療機関等の個別の診療実績データを公表
- 10月 4日 第1回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
- 10月17日～ 地方意見交換会(ブロック別)を順次開催
- 11月 6日～ 都道府県の要望に応じ、個別に意見交換会を順次開催
- 11月12日 第2回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
- 12月24日 第3回 地域医療確保に関する国と地方の協議の場
- 2020年 1月17日 医政局長通知「具体的対応方針の再検証等について」を都道府県宛に発出。
あわせて、都道府県に対し、「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」
及び民間医療機関の診療実績データを提供。
- 1月31日 重点支援区域 1回目選定(3県5区域)

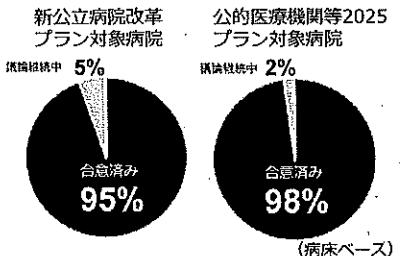
2

地域医療構想の実現に向けたこれまでの取組について

第3回社会保障WG 資料1-1
(令和元年5月23日)

1. これまでの取り組み

- これまで、2017年度、2018年度の2年間を集中的な検討期間とし、**公立・公的医療機関等においては地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編統合の議論を進めるように要請した。**
- 公立・公的医療機関等でなければ担えない機能として、「新公立病院改革ガイドライン」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」においてはそれぞれ、**
 - ア 高度急性期・急性期機能や不採算部門、過疎地等の医療提供等
 - イ 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
 - ウ 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
 - エ 県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
 - オ 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能が挙げられている。
- 2018年度末までに**全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針が地域医療構想調整会議で合意されるよう取組を推進。**

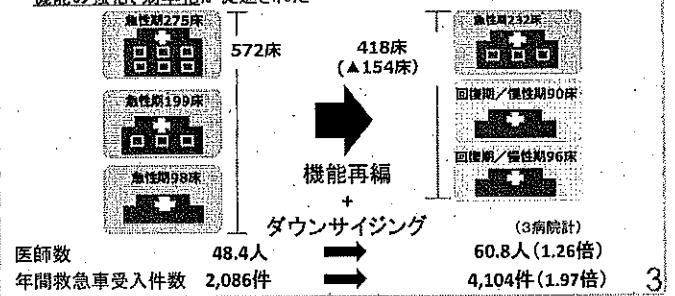


地域医療構想の実現のための推進策

- 病床機能報告における定量的基準の導入**
 - 2018年10月からの病床機能報告において診療実績に着目した報告がなされるよう定量的基準を明確化し、実績のない高度急性期・急性期病棟を適正化
- 2018年6月より地域医療構想アドバイザーを任命**
 - ・調整会議における議論の支援、ファシリテート
 - ・都道府県が行うデータ分析の支援 等
(36都道府県、79名(平成31年3月))
- 2018年6月より都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置**
- 介護医療院を創設し、介護療養・医療療養病床からの転換を促進**

機能分化連携のイメージ(奈良県南和橋視区域)

- 医療機能が低下している3つの救急病院を1つの救急病院(急性期)と2つの回復期/慢性期病院に再編し、ダウンサイジング
- 機能集約化により医師一人当たりの救急受入件数が増え、地域全体の医療機能の強化、効率化が促進された



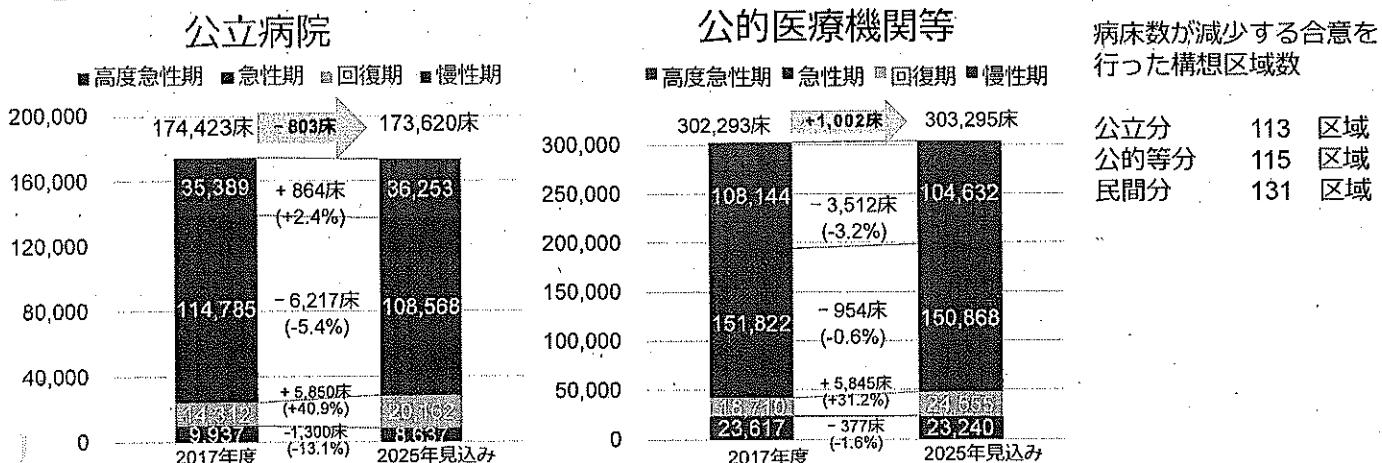
公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の集計結果

第32回社会保障WG
(令和元年5月23日)
資料1-1

- 高度急性期・急性期病床の削減は数%に留まり、「急性期」からの転換が進んでいない。
- トータルの病床数は横ばい。
→ 具体的対応方針の合意内容が地域医療構想の実現に沿ったものになっていないのではないか。

2017年度の病床機能報告と具体的対応方針（2025年度見込）の比較

（参考）構想区域ごとの状況



※1 具体的対応方針策定前の病床数として、2017年度病床機能報告を用いた。

※2 合意に至っていない公立病院・公的医療機関等の病床数は除いて集計。

医政局地域医療計画課調べ（精査中）

- 2015年度病床数と2025年の病床の必要量を比較すると、「高度急性期+急性期+回復期」の全国の病床数合計は、89.6万床→90.7万床と増加する。
- 公立病院・公的医療機関等の病床のうち、93%※1は、高度急性期・急性期・回復期であり、具体的対応方針における2025年のトータルの病床数見込みの評価は慎重に行う必要がある。

※2015年度ベース

4

病床機能ごとの病床数の推移

第68回社会保障審議会医療部会 参考資料1
(令和元年9月19日)

- 2025年見込の病床数※1は121.8万床となっており、2015年に比べ、3.3万床減少する見込み。※2
- 機能別にみると、高度急性期+急性期は4.6万床減少、回復期は6.2万床増加、慢性期は4.9万床減少する見込み。

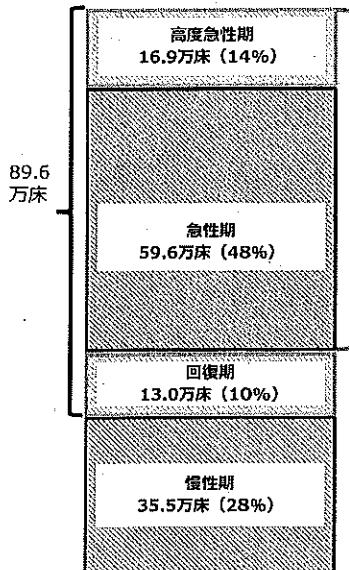
※1：2018年度病床機能報告において、「2025年7月1日時点における病床の機能の予定」として報告された病床数

※2：対象医療機関数及び報告率が異なることから、年度間比較を行う際は留意が必要

【2015年度病床機能報告】

2015年

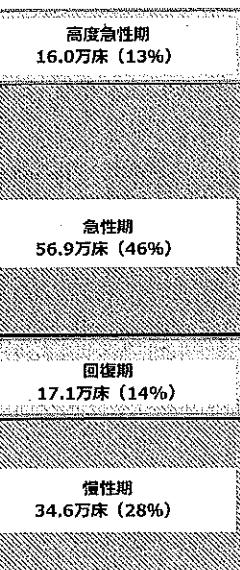
合計 125.1万床



【2018年度病床機能報告（2019年5月時点暫定値）】

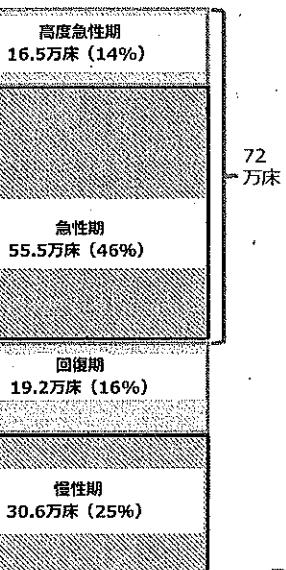
2018年

合計 124.6万床



2025年見込 ※1

合計 121.8万床



2018年度までに合意に至らなかつた主な理由ー都道府県へのヒアリング結果ー

- 医療機関から示された具体的対応方針が、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているといえないことから、再検討することになった。
- 複数病院の一部機能を、集約する方向で検討しているが、病床削減について、地域の医療提供体制に大きな影響が生じないよう慎重に議論しているため時間を要している。
- 再編統合等について、関係者間で意見が割れており、今後、医師確保などを含めた医療提供体制の具体的な在り方を示さないと議論が進まないため、その在り方の検討に時間を要している。
- 再編統合に動こうとしていたが、地元住民の反対により再編統合について再検討することになった。
- 再編統合後の候補地について、関係自治体間で賛否が割れており、議論が進まない。

6

地域医療構想を実現するまでの課題および関連する検討事項の例

第32回社会保障WG 資料1-1
(令和元年5月23日)

- 再編統合やダウンサイジングといった公立医療機関の取組の方向性について、地域医療構想調整会議における協議の結果よりも、首長の意向が優先される恐れがあるとの指摘があることから、公立医療機関を有する地方自治体の首長が、地域医療構想調整会議の協議の内容を理解し、地域の合意内容に沿わない取組が行われないようにするために必要な対策について検討を進める必要がある。
- 公立・公的医療機関等の補助金等の投入・活用状況について、十分に可視化されておらず、地域医療構想調整会議の協議に活用されていないとの指摘があることから、補助金等の情報を適切かつ分かりやすく可視化するために必要な対策について検討を進める必要がある。
- 再編統合等の取組を具体的に進める上では、職員の雇用に係る課題や借入金債務等の財務上の課題への対応が必要となるが、厚生労働省において、公的医療機関等の本部とも連携しながら、各医療機関が地域の医療需要の動向に沿って、真に必要な規模の診療体制に円滑に移行するために必要な対策について検討を進める必要がある。
- 病床規模が類似した病院同士や、設立母体が異なる病院同士の再編統合については、特に協議が難航するとの指摘もあることから、このような場合には、協議のスケジュールにより一層の留意が必要である。

【経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）【抜粋】】

地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と整合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。

【経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）【抜粋】】

地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイ징支援の追加的方策を検討する。

【経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）【抜粋】】

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中（※）に対応方針の見直しを求める。民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿つたものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なP D C Aサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイ징支援の追加的方策を講ずる。病床の転換や介護医療院への移行等が着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討する。

※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋ごろまで。 8

地域医療構想の実現に向けたさらなる取組について

第32回社会保険WG 資料1-1
(令和元年5月23日)

- 2019年年央までに各医療機関の診療実績データを分析し、公立・公的医療機関等の役割が当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか、合意された具体的対応方針を検証し、地域医療構想の実現に必要な協議を促進。

2. 今後の取り組み

- 合意形成された具体的対応方針の検証と構想の実現に向けた更なる対策

- 今後、2019年年央までに、全ての医療機関の診療実績データ分析を完了し、「診療実績が少ない」または「診療実績が類似している」と位置付けられた公立・公的医療機関等に対して、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえつつ、医師の働き方改革の方向性も加味して、当該医療機能の他の医療機関への統合や他の病院との再編統合について、地域医療構想調整会議で協議し改めて合意を得るように要請する予定。

分析内容

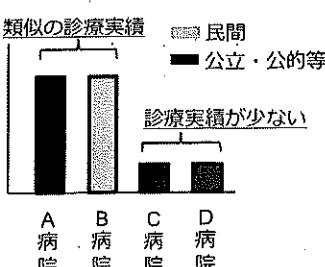
分析項目ごとに診療実績等の一定の指標を設定し、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか分析する。
重点化が不十分な場合、他の医療機関による代替可能性があるとする。

A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。

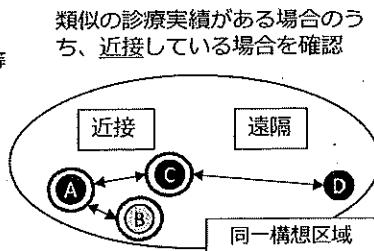
B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している。

分析のイメージ

①診療実績のデータ分析 (領域等(例:がん、救急等)ごと)



②地理的条件の確認



③分析結果を踏まえた地域医療構想調整会議における検証

医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、医師の働き方改革の方向性も加味して、

- 代替可能性のある機能の他の医療機関への統合
- 病院の再編統合について具体的な協議・再度の合意を要請

地域医療構想調整会議

再検証に係る基本的考え方 及び診療実績の分析方法の概要

10

【地域医療構想の実現に向けて】

令和元年9月27日：医政局

1. 地域医療構想の目的は、2025年に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することです。地域医療構想の実現により、限られた医療資源をそれぞれの地域で真に活用し、次の時代に対応した医療を構築することができると考えています。
2. 地域医療構想の実現に向けては、関係者のご理解・ご協力の下、これまで地域で議論が積み重ねられてきましたが、さらに取組を進めていく観点から、今回、高度急性期・急性期機能に着目した客観的なデータを国から提供し、改めて、それぞれの医療機関に対し、今後の医療機能のあり方を考え頂くこととしたしました。
※客観的データについては、「地域医療構想に関するワーキンググループ」における議論に基づくものです。
3. 今回の取組は、一定の条件を設定して急性期機能等に関する医療機能について分析し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いするものです。したがって、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではありません。また、病院が将来担うべき役割や、それに必要なダウンサイ징・機能分化等の方向性を機械的に決めるものではありません。
4. 今回の分析だけでは判断しえない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化し議論を尽くして頂き、2025年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直しを行っていただきたいと考えています。その際、ダウンサイ징や機能連携・分化を含む再編統合も視野に議論を進めて頂きたいと考えています。
5. 今後、地域の医療提供体制の確保に向け、病院のダウンサイ징や統廃合が必要と地域が判断する場合には、国としても必要な支援等を行ってまいります。

具体的対応方針の再検証について

具体的対応方針の再検証の対象について

- 厚生労働省は診療実績が少ない医療機関や、他の医療機関と競合している医療機関を明らかにすることを目的として、各公立・公的医療機関等の診療実績について、

- A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。
- B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している。

のいずれかの要件を満たす分析項目について「代替可能性がある(注)」とし、その結果を都道府県に提供する。

注：ある分析項目について「A 各分析項目について、診療実績が特に少ない」という要件に該当するが、当該構想区域内に当該診療行為を行っている医療機関が他にない場合、ただちに代替する医療機関があるとは言えないものではあるが、患者の出入入を勘案しながら、隣接する構想区域の医療機関の実績等も踏まえ、代替可能性等を確認することも考えられることから、「代替可能性がある」と評価することとする。

- 特に、今回、具体的対応方針の再検証の対象となる公立・公的医療機関等について、分析の結果から、
 - ・1つ以上の分析項目において、「代替可能性がある」とされた医療機関を、「他の医療機関による役割の代替可能性がある公立・公的医療機関等」、
 - ・「他の医療機関による役割の代替可能性がある公立・公的医療機関等」のうち、大半の分析項目について「代替可能性がある」とされた医療機関を、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」、として位置づけることとする。
- なお、全く診療実績のない分析項目については、「代替可能性がある」とはしていないが、大半の分析項目について、全く診療実績がない場合(注)は、医療機関として公立・公的医療機関等でなければ担えない役割に重点化できていないと考えられることから、そのような場合は、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」として考えることとする。

注：全く診療実績がない項目と「代替可能性がある」項目のいずれかが大半となる場合も含む。

12

具体的対応方針の再検証における「再編統合」とは

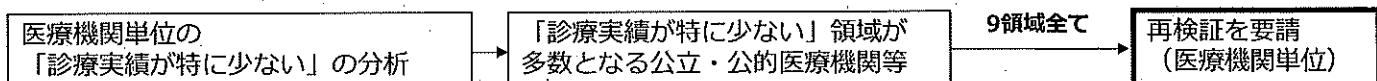
- 地域医療構想の実現に向けては、各地域において住民に必要な医療を、質が高く効率的な形で不足なく提供できているかどうか、という視点の議論が不可欠である。
- また、具体的対応方針の再検証を行うにあたっては、地域医療構想調整会議の活性化が不可欠であり、それにより、地域の実情に応じた医療提供体制の構築が一層推進されると考えられる。
- これらのことから、地域の医療提供体制の現状や将来像を踏まえつつ、個々の医療機関の医療提供内容の見直しを行う際には、
 - ・医療の効率化の観点から、ダウンサイ징や、機能の分化・連携、集約化
 - ・不足ない医療提供の観点から、機能転換・連携等を念頭に検討を進めることが重要である。
(これらの選択肢が全て「再編統合」に含まれると解する。)
- そのため、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」(「再検証対象医療機関」とする。)とされた医療機関が行う具体的対応については、地域の他の医療機関等と協議・合意の上で行う上記の選択肢全てがとりうる選択肢となる。

※ 一部の公立・公的医療機関等が、地域の他の医療機関との連携のあり方を考慮することなく医療機関同士を統合することにより、他の医療機関の医療提供のあり方に不適切な影響を与えることがないよう、将来の医療提供体制について、関係者を含めた十分な協議を行うことが重要である。

診療実績の分析と再検証の要請の流れ（イメージ）について

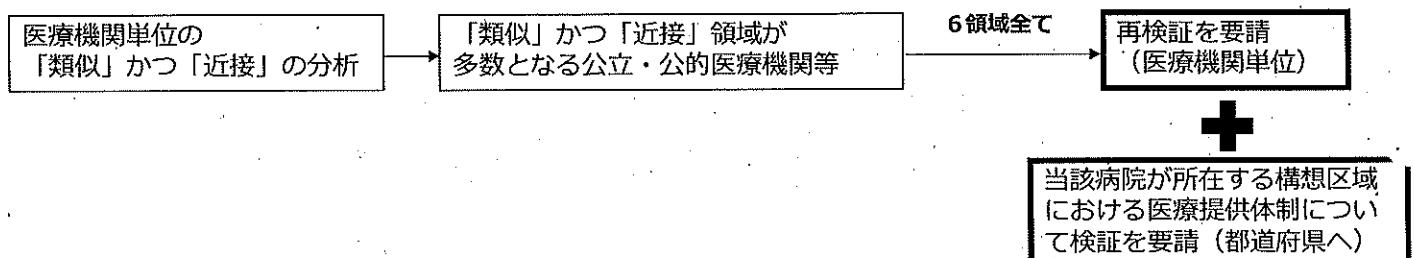
A) 「診療実績が特に少ない」の分析（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修・派遣機能の9領域）

- 各医療機関が所在する構想区域の人口規模によって診療実績は影響を受けることから、構想区域を①「人口100万人以上」、②「人口50万人以上100万人未満」、③「人口20万人以上50万人未満」、④「人口10万人以上20万人未満」、⑤「人口10万人未満」の5つのグループに分けて、診療実績の分析を行う。



注) 人口100万人以上の構想区域も含む。

B) 「類似かつ近接」の分析（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期の6領域）



注) 人口100万人以上の構想区域に所在する公立・公的医療機関等は、類似の状況にある医療機関が多数に及ぶことから別に整理が必要なため、今回は「類似かつ近接」に係る再検証は要請せず、今後、必要な検討を行うこととする。ただし、分析結果は公表する。

14

A) 診療実績データの分析における「特に診療実績が少ない」基準の設定について

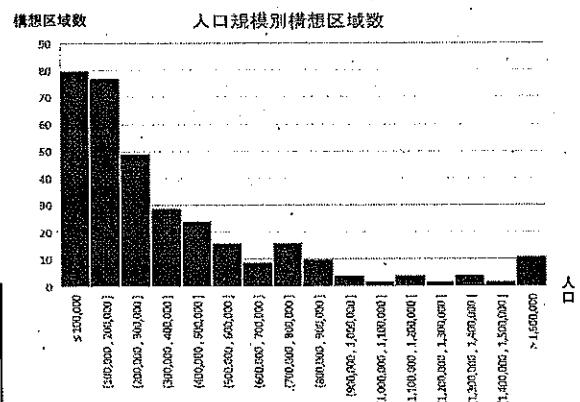
A 「各分析項目について、診療実績が特に少ない。」についての設定

- 人口区分ごとに、各項目の診療実績について、一定の水準を設け、その水準に満たない項目について、「特に診療実績が少ない」とすることとする。
- その基準については、各項目の診療実績の分布等を踏まえ、各人口区分における診療実績のそれぞれ下位33.3パーセンタイル値未満とする。
- 人口規模の分類に当たっては、政令市（50万人以上）や中核市（20万人以上）の基準などを参考にしつつ、人口規模ごとの診療実績のデータも加味し、

- ・ 人口100万人以上の構想区域
- ・ 人口50万人以上100万人未満の構想区域
- ・ 人口20万人以上50万人未満の構想区域
- ・ 人口10万人以上20万人未満の構想区域
- ・ 人口10万人未満の構想区域

の5つに分類

	10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人 以上
構想区域数	80	77	102	55	25



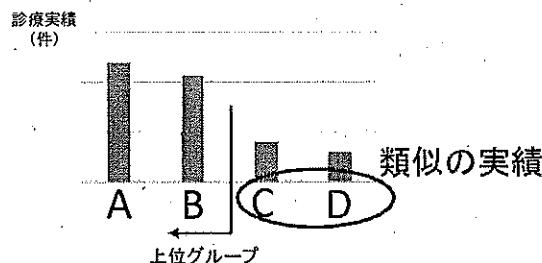
B) 「類似かつ近接」における「類似の実績」の考え方

【構想区域の類型化の手順】

- ① 診療実績の累積比率が50%を初めて越えた医療機関以上の実績をもつ医療機関を上位グループとする。
- ② 上位グループの中で占有率が最低位の病院の実績と、下位グループのうち占有率が最高位である病院の実績とを比較し、上位と下位で明らかに差がある場合を「集約型」、一定の差がない場合を「横並び型」とする。

【集約型】

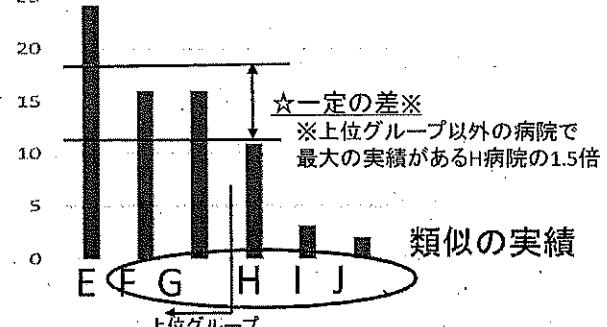
単独もしくは少數の病院が構想区域の診療実績の大部分を担っている場合



A病院とB病院で上位グループを構成し、上位グループではないC病院とD病院は上位グループと一定以上の差がある。
⇒「類似の実績」

【横並び型】

上位グループの中にも下位グループと、さほど差がない病院がある場合



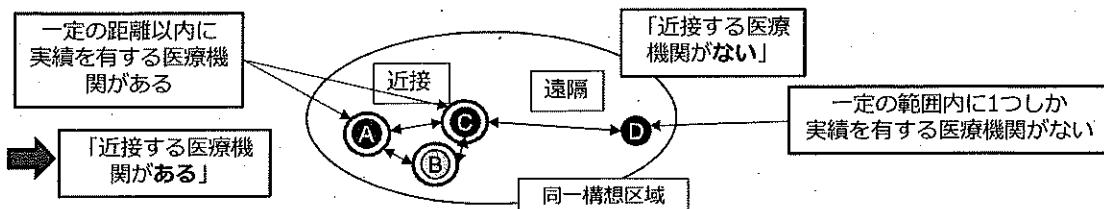
E・F・G病院で上位グループを構成するが、F・G病院は、上位グループではないH病院と比較して、「一定の差」がない。⇒「類似の実績」

C・D病院とF～J病院は、近接かつ公立・公的医療機関等であれば、「B)類似かつ近接」

16

B) 「類似かつ近接」における、所在地が近接していることについての分析

- 各領域・分析項目について、ある医療機関から見た際に、一定の距離内に診療実績を有する^{*1}他の医療機関がない場合は、「近接している医療機関がない」と考えることとする。(逆の場合を「近接する医療機関がある」とする。)
- この際、距離の検討にあたっては、公共交通機関の状況が各構想区域で異なることや、夜間や救急搬送の所要時間を考慮する観点から、自動車での移動時間用いる。



- 消防庁の発表^{*2}によると、
救急要請から病院収容までの平均時間は約40分
現場出発から、病院到着までの平均時間は約12分
である。
- 仮に、具体的対応方針の再検証の結果、最も近い病院まで20分以上の距離がある医療機関（ア病院）の1つの機能を廃止することを決定した場合、ア病院から20分以内の距離にある地域の一部では、当該地点で発生した患者に対しては、対応可能な医療機関まで40分以上かけて搬送することとなり、上記平均時間を超過する。
- この様な状況も踏まえて、「近接」については、「自動車での移動時間が20分以内の距離^{*3}」と定義することとする。

*1 「診療実績が特に少ない」医療機関の場合を除く

*2 「平成30年版 救急救助の現況」より

*3 移動時間は、国土交通省総合交通分析システム(NITAS)の最新版(ver.2.5(2019年3月版))を用いて集計している。道路の整備状況は、2016年3月時点の道路ネットワーク情報を使用している。計算は「道路モード」(有料道路が存在する場合は、有料道路を利用)で行い、自動車の速度は法定速度としている。

17

地方との意見交換について

18

地域医療構想に関する地方との意見交換について

1 スケジュール

○ブロック単位意見交換会

10/17	10/21	10/23	10/29	10/30
九州（副大臣）	東海北陸（審議官）	北海道（課長） 東北（審議官）	関東信越（課長） 近畿（審議官）	中国四国（審議官）

・意見交換会の流れ

厚労省説明・意見交換2時間（その前に、個別県ごとに話を聞く場を設ける）

・意見交換会参加者

都道府県、市町村の幹部職員・担当職員、地域医療構想アドバイザー、公衆衛生の有識者、医療機関関係者

○今後、都道府県の要望に応じ、個別に意見交換に伺う。（1/28富山県を含め、これまで12府県で実施。）

11月6日：鳥取県、11月12日：山口県、11月13日：群馬県、11月22日：静岡県・大阪府、11月26日：香川県、11月28日：三重県、12月15日：徳島県、
12月17日：大分県、12月18日：兵庫県、12月19日：愛媛県、1月28日：富山県、2月3日：鹿児島県、日程調整中：東京都、千葉県

2 厚労省からの説明のポイント

○9/27に厚生労働省から公表したステートメントの内容

- ・今回の取組は急性期機能等に関する医療機能について分析を行ったものであること
- ・医療機関そのものの統廃合を決めるものではないこと
- ・病院が担う役割やそれに必要なダウンサイズ等の方向性を機械的に決めるものではないこと
- ・地域の実情に関する知見も補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化し議論を尽くしていただきたいこと

○分析に用いたデータが最新でない点、既に機能転換等しているものが反映されていない点については、地域における議論の際に勘案していただきたいこと

➡ 地方自治体からの意見もよく伺い、双方向の意見交換を重ねていく。

また、都道府県への再検証要請通知の内容など実務的なことについても情報提供する。

地方との意見交換でいただいた主な御意見について

主な御意見

- データの作り方が拙速だ。平成29年6月の1ヶ月分のデータだけとは杜撰だ。地域医療にはいくつかの重要なファクターあるのに項目にはそれが盛り込まれておらず納得できない。
- 病床あたりのデータで評価されていないので、大規模な病院が有利になっておかしい。稼働率や医業収支、人口動態も含めて分析するべき。
- 今回の公表は、地域医療の取組を踏みにじるもの。看護師の中には他院への転職を考える者もいる。データの信憑性にも疑問があり、再検証要請の撤回を求める。
- 公立・公的医療機関にマイナスイメージが流布されたので残念。公立・公的医療機関は地域医療の最後の砦。マイナスイメージを払拭するためのプラスの対策として医師確保対策をしっかりやってほしい。
- 職員や患者は、今回の発表で病院がなくなるのではないかと不安に思っており、風評被害があり困っている。発表のインパクトが強すぎる。払拭するメッセージを出してほしい。
- 意見交換会で厚労省の考えはある程度わかった。しかし、市民の方や意見交換会に来ていない病院は誤解したままである。このブロック会議の意見をしっかり吸い上げて、国民・市民に対してしっかり情報提供して誤解を解いてほしいというのが現場の痛切な気持ち。
- 公表の仕方があまりに唐突であり、進め方が乱暴。国民に趣旨が伝わっていない。
- スケジュールについて今度の3月までと9月までとなっているが、民間医療機関のデータ公表がないと検証が困難。
- 既に再編・統合の取り組みを始めていて成果を上げつつあるにも関わらず、今回の再検証対象医療機関となつた。何か手当が必要。
- 今後安心して医療を受けるためには、統合再編は大事なこと。今後も各地域の議論が停滞することがないようしっかりとフォローをお願いしたい。

20

地域医療確保に関する国と地方の協議の場

- ◆ 2025年の地域医療構想の実現に向け、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含め三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する必要がある。そのためには、国と地方が共通の認識をもって取組を進めることが重要であることから、地域医療確保に関する事項について協議を行うため、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」を開催する。

構成員

平井 伸治 鳥取県知事
(全国知事会 社会保障常任委員長)

立谷 秀清 福島県相馬市長
(全国市長会会長)

椎木 巧 山口県周防大島町長
(全国町村会副会長)

橋本 岳 厚生労働副大臣

吉田 学 厚生労働省医政局長

長谷川 岳 総務副大臣

内藤 尚志 総務省自治財政局長

協議事項

- (1) 地域医療構想
- (2) 医師の地域偏在対策
- (3) 医師の働き方改革

これまでの開催日程

10月4日(金) 第1回地域医療確保に関する国と地方の協議の場
議事: 地域医療構想等について

11月12日(火) 第2回地域医療確保に関する国と地方の協議の場
議事:・地域医療構想に関する地方との意見交換について
・民間病院データについて
・医師偏在対策について
・厚生労働省及び総務省の財政支援策及び概算要求の内容について

12月24日(火) 第3回地域医療確保に関する国と地方の協議の場
議事:・地域医療確保に係る令和2年度予算及び地方財政措置について
・地方に対する再検証要請について

今後の方針について

22

今後の方針について

■令和元年12月5日 第13回経済財政諮問会議 議事要旨より

加藤大臣の発言（抜粋）

「地域医療構想は、今回、公表を踏まえた公立・公的医療機関の着実な改革が重要で、進捗状況を逐次把握しながら、必要な支援を行いたい。また、民間の医療機関の議論についても進めていく必要がある。公立・公的の医療機関に行った機能に焦点を当てた分析と同じように、今年度できるだけ早期に、民間の特性に応じた、新たな観点を加えた分析の検討を行いたい。また、ダウンサイジング支援の追加の方策の検討や総合確保基金のメリハリ付けも実施をしていきたい。」

「今後、地方自治体と意見交換を深めながら、来年の骨太方針の策定時期を目指し、2025年までの地域医療構想全体を、より具体的にどう実行していくのか、そのための工程表を作成していきたい。」

具体的対応方針の再検証等について

24

具体的対応方針の再検証等について（令和2年1月17日付け医政局長通知のポイント）

1. 基本的な考え方

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行う」とされたことを踏まえ、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させることを目的に、厚生労働省において、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を実施。
- このうち、「A 診療実績が特に少ない」（診療実績が無い場合も含む。）が9領域全て（以下「A9病院」という。）、又は「B 類似かつ近接」（診療実績が無い場合も含む。）が6領域全て（人口100万人以上の構想区域を除く。以下「B6病院」という。）となっている公立・公的医療機関等の具体的対応方針を再検討の上、地域医療構想調整会議において改めて協議し、合意を得るよう求めるもの。
- 厚生労働省の分析結果は、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、それに必要な病床数や病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。各公立・公的医療機関等の取組の方向性については、地域医療構想調整会議において、当該分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら、議論を尽くすこと。

2. 再検証要請等の内容

（1）再検証対象医療機関（A9・B6病院）の具体的対応方針の再検証

以下①～③についてA9・B6病院で検討の上、その検討結果を調整会議で協議すること。

B6病院が所在する構想区域の調整会議では、④についても協議すること。
A9病院が所在する構想区域の調整会議では、必要に応じて、④についても協議すること。

- ① 現在の地域の急性期機能、人口の推移、医療需要の変化等、医療機関を取り巻く環境を踏まえ、2025年を見据えた自医療機関の役割の整理
- ② ①を踏まえた上で、分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小等）
- ③ ①②を踏まえた4機能別の病床の変動

【構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証】

- ④ 構想区域全体における領域ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等（必要に応じて、病床数や医療機能を含む。）

（2）一部の領域で「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」に該当する公立・公的医療機関等（A1～8・B1～5病院）への対応

調整会議において、A1～8・B1～5病院（人口100万人以上の構想区域を除く。）の具体的対応方針について改めて議論すること。（※）

具体的対応方針の見直しが必要と調整会議が判断した場合、当該医療機関は具体的対応方針の見直しを行い、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

※ 2019年3月までに合意された具体的対応方針における役割及び病床数が現状から変更がないもの等については、将来的医療需要等を踏まえてその妥当性を確認することに留意。

（3）H29病床機能報告未報告医療機関等への対応

調整会議において、H29病床機能報告未報告等医療機関等は、具体的対応方針の妥当性について、直近の自医療機関の実績等を踏まえて説明すること。調整会議において合意が得られなければ、具体的対応方針を見直し、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

3. 主な留意事項

- 定例的な調整会議の会議資料や議事録等はできる限り速やかな公表に努めること。ただし、国から提供した分析結果は、都道府県の最終確認を踏まえ国が確定するまでは、当該資料等については非公表として取り扱うこと。
また、隨時開催を組み合わせながら、より多くの医療機関の参画が得られるような工夫をすること。
- 公立・公的医療機関等については、開設主体ごとに期待される役割や税制上・財政上の措置等の違いに留意が必要。等

4. 今後の進め方及び議論の状況把握

当面、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を基本として、調整会議での議論を進める。

今後、厚生労働省において、再検証に係る地域医療構想調整会議の議論の状況を把握し、2020年度から2025年までの具体的な進め方（スケジュール等）については、状況把握の結果及び地方自治体の意見を踏まえ、整理の上改めて通知予定。

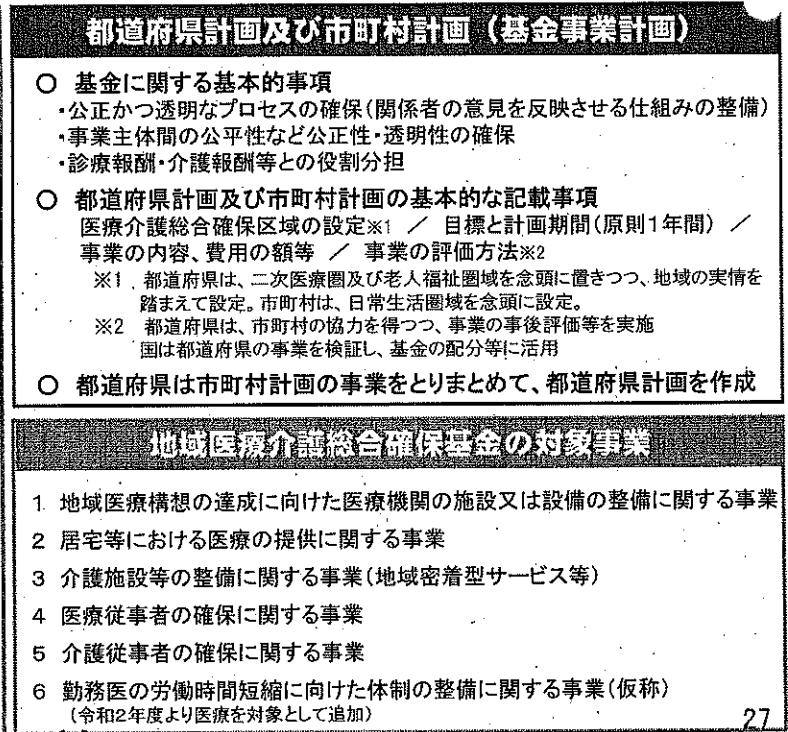
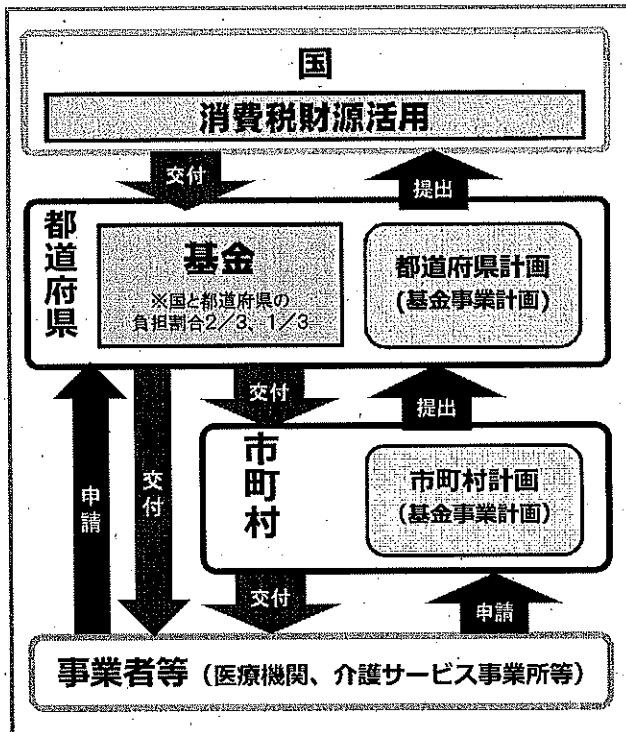
地域医療構想の実現に向けた支援策

～地域医療介護総合確保基金の拡充～

26

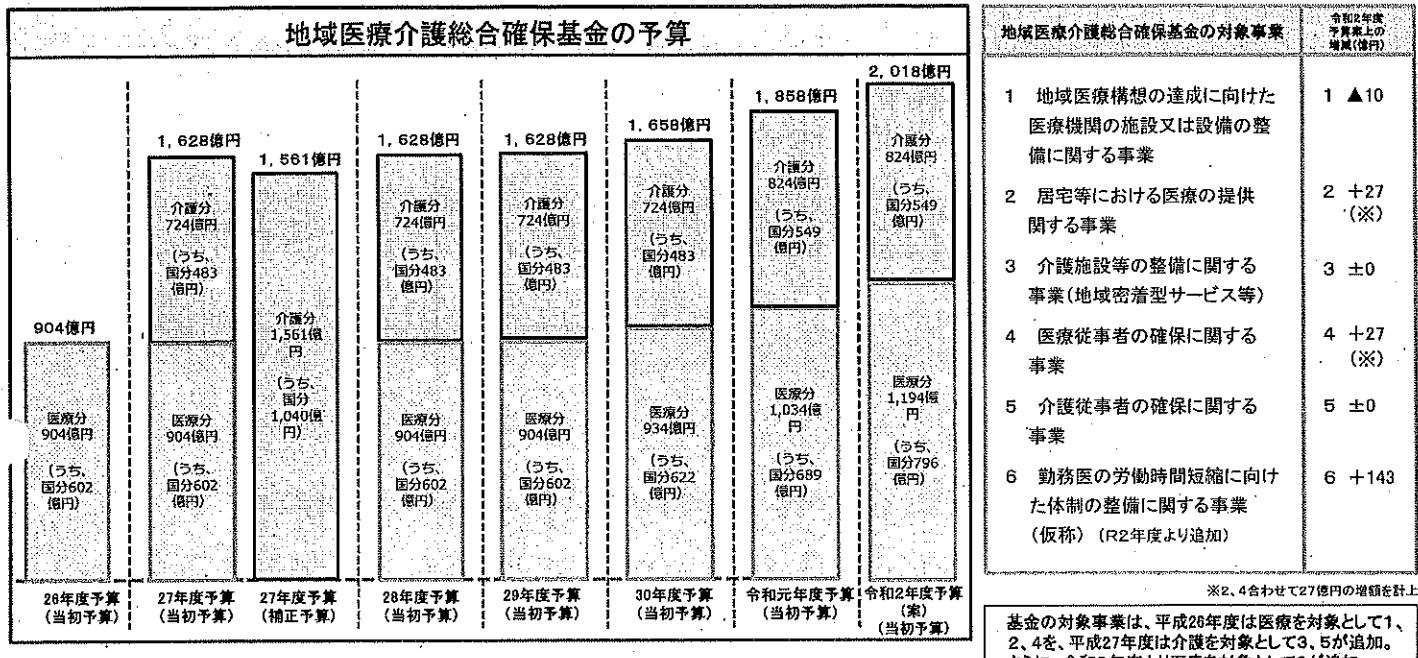
地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税增收分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



地域医療介護総合確保基金の令和2年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の令和2年度予算（案）は、公費ベースで2,018億円（医療分1,194億円（うち、国分796億円）、介護分824億円（うち、国分549億円））



28

（参考）地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充（平成30年度～）

※平成30年2月7日付地域医療計画課長通知

1. (1) 建物の改修整備費

○対象となる経費

自主的なダウントラッキングに伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

○対象となる建物

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したもの

○標準単価

1m²当たり単価：（鉄筋コンクリート）200,900円
(ブロック) 175,100円

1. (3) 人件費

○対象となる経費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものによる）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

○対象となる職員

地域医療構想の達成に向けた機能転換やダウントラッキングに伴い退職する職員

○上限額 6,000千円／人

1. (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

○対象となる経費

自主的なダウントラッキングに伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

○対象となる建物及び医療機器

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したもの

※ 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失のみを対象（「有資除却」は対象外）。

建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失を対象とするが、法人税法上「有資除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失についても対象。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失についても対象。

2. 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想セミナーの開催費用

○対象となる経費

医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想を理解してもらうために、地域医療構想調整会議が主催するセミナー、会議等の開催に必要となる経費

※ 医療機関が将来を見据えた投資を行う場合や、金融機関が医療機関に融資を行う場合には、関係する医療機関と金融機関と共に、地域医療構想の考え方や議論の状況等に共通の認識を持ち、地域医療構想に沿った事業計画に基づき適切な投資・融資が行われる必要がある。

【具体的な対象経費】

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等

※ 本事業について、医療機関だけでなく、金融機関にも効果的な周知がなされるような方策について、金融庁と協議中。

基金の積極的かつ効果的な活用を図り、地域医療構想の達成に向けた取組を進めるため、特に継続照会が多く寄せられる以下の事項について対象経費を明確化。

(1) 「回復期病床への転換」以外の施設設備整備※標準事業例5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」関係

病床の機能分化・連携に特に必要な整備であれば医療機関の再編統合に係る整備や、病床のダウンサイジングに係る整備等も対象

(2) 建物の改修整備費

※「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（平成29年2月7付け地域医療計画課長通知）の1. (1) 関係

建物の改修整備の一環として行う設備整備や備品の購入に要する費用も対象

(3) 建物や医療機器の処分に係る損失

※「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（平成29年2月7付け地域医療計画課長通知）の1. (2) 関係

再編統合等により建替や廃止等を行う医療機関の損失も対象

(4) その他※標準事業例5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」関係

① 医療機関の再編統合に伴う研修経費

医療機関の再編統合により統合先医療機関に異動予定となった職員が、統合先医療機関における研修を受けるために要する費用（旅費等）も対象

※基金による支援は、地域医療構想調整会議において再編統合が合意された日から再編統合前日までを基本とする

② 地域医療連携の促進経費

都道府県や医師会、医療法人等が、医療機関等の関係者に対して地域医療連携の促進を図るために開催する説明会や相談会等の運営等に要する費用も対象

※地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携の取組につながるよう、都道府県が説明会や相談会等に関与すること

30

地域医療構想調整会議における議論を一層活性化させるため以下についても対象経費として認める。

(1) 都道府県主催研修会の開催経費

○都道府県主催研修会とは

地域医療構想の進め方について、各構想区域の地域医療構想調整会議の参加者や議長、事務局を含む関係者間の共有を図るために都道府県で開催する研修会

※都道府県医師会等の関係者と十分に協議を行い、共催も含め、より実効的な開催方法について検討

○研修内容

地域医療計画課が実施する「都道府県医療政策研修会」等を参考に、行政からの説明、事例紹介、グループワーク等を実施

※行政からの説明や事例紹介の実施に当たり、厚生労働省の担当者を派遣することが可能

○対象者

地域医療構想調整会議の議長、その他の参加者、地域医療構想調整会議の事務局担当者

(2) 地域医療構想アドバイザーの活動に係る経費

○地域医療構想アドバイザーとは

地域医療構想の進め方に関して地域医療構想調整会議の事務局に助言を行う役割や、地域医療構想調整会議に参加し、議論が活性化するよう参加者に助言を行う役割を担う

厚生労働省は都道府県の推薦を踏まえて都道府県ごとに「地域医療構想アドバイザー」を選出した上で、その役割を適切に果たせるよう、研修の実施やデータの提供などの技術的支援を実施する

基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分I及びIVの対象経費を拡充・明確化。

【事業区分I】※標準事業例5「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」関係

(1) 再編統合、ダウンサイ징、機能転換（以下、「再編統合等」という。）の計画の策定に当たって必要となる経費

- ① 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県が地域医療構想に精通していると認め、都道府県が選定した中小企業診断士等の専門家に相談等を行う際に必要となる経費
- ② 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県立ち会いの下で再編統合等に関する協議を行う際に必要となる経費
- ③ 再編統合等を行おうとする医療機関が、再編統合等後の施設の基本設計・実施設計を行う際に必要となる経費

(2) 再編統合等の際に必要となる経費

- ① 再編統合等に当たって、医療機器やベッド等の備品を移転するために必要となる経費
- ② 再編統合等に当たって、患者の搬送、退院支援等を行うために必要となる経費

(3) 再編統合等に付随して一括的に行う医療従事者の宿泊、院内保育所等の施設設備整備費

【事業区分IV】※標準事業例6「医療不透明化の是正と透明化のための基盤整備」関係

(1) 将来的に医療従事者と地域住民との連携強化による地域医療の理解促進等に必要な経費

将来的に地域医療を担う人材に対し、都道府県と連携して大学が実施する地域医療に関する理解促進を図るためのセミナー、出前講義、会議の開催等に必要となる経費

【対象経費】人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会議借料、委託料等

(2) 短期研修及び潜入調査による地元の医療機関の情勢をつかむ費用

若手医師や医学生が地域医療を実際に体験するため、都道府県と連携して大学がへき地等で実施する地域医療研修、地域医療従事者との意見交換会の開催等に必要となる経費

【対象経費】人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会議借料、委託料等

地域医療構想の実現に向けた支援策

～新たな病床ダウンサイ징支援～

地域医療構想の実現を図るための病床ダウンサイ징支援について

令和2年度予算案：84億円

- 地域医療構想の実現を図る観点から、病床ダウンサイジングや、統廃合により病床を廃止する際の財政支援を実施する。
【補助スキーム：定額補助（国10／10）】
- 当該補助制度は令和2年度限りとし、令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床ダウンサイジング支援を実施する。

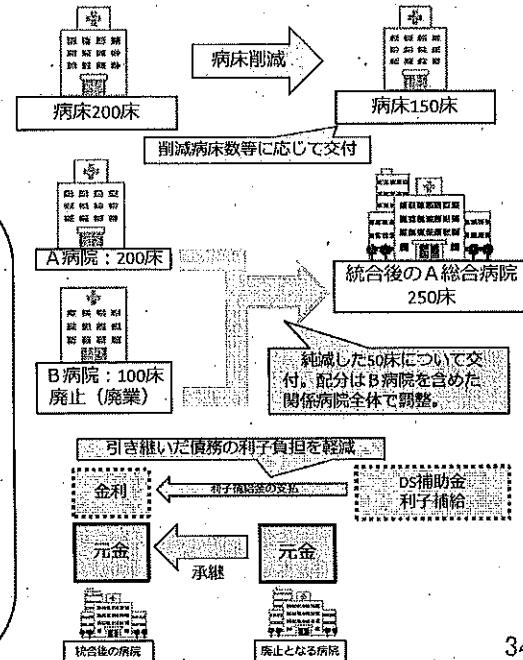
「病床削減」

稼働病棟より病床を削減した病院等（統廃合により廃止する場合も含む。）に対し、1床あたり病床稼働率に応じた額を交付。
※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。

「統廃合」に伴う財政支援

【統合支援】 統廃合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）。
※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。

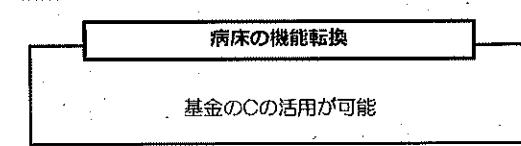
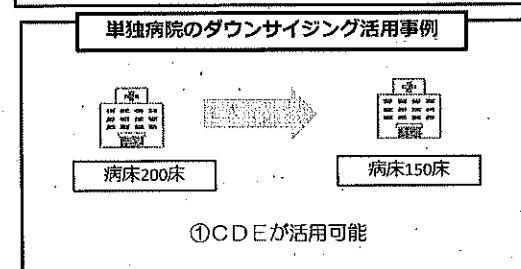
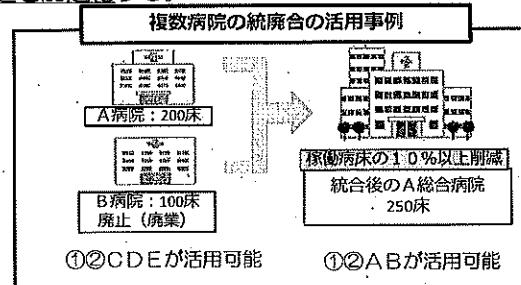
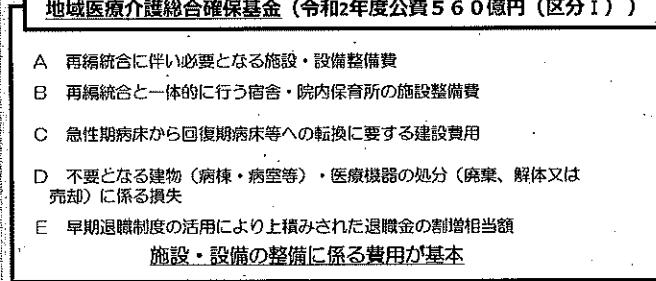
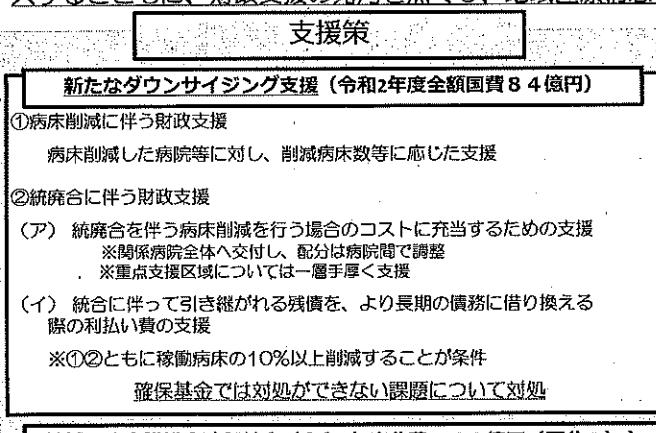
【利子補給】 統廃合を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統廃合後残る病院に承継させる場合、当該引継ぎ債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付。
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。
※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。



34

地域医療構想推進のための地域医療介護総合確保基金の活用と新たな財政支援の整理

- 地域医療構想を推進するため、地域医療介護総合確保基金（区分I：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）により財政支援（国：2/3、都道府県1/3）を行ってきている。
- 令和2年度においては、新たな病床ダウンサイジング支援として、全額国費による新たな予算事業を創設（令和3年度以降においては、消費税財源による事業とするための法改正を行った上で実施）。
- 今後は確保基金と新たなダウンサイジング支援の組み合わせにより再編統合案件に対する支援額の規模を拡大するとともに、財政支援の死角を無くし、地域医療構想の推進を加速化する。



地域医療構想の実現に向けた支援策

～重点支援区域～

36

重点支援区域について

1 背景

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）において、地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うこととされた。

2 基本的な考え方

- 都道府県は、当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で、「重点支援区域」に申請を行うものとする。
- 「重点支援区域」は、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定する。なお、選定は複数回行うこととする。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、医療機能再編等の方向性を決めるものではない上、重点支援区域に選定された後も医療機能再編等の結論については、あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意が必要。

3 選定対象

「重点支援区域」における事例としての対象は、「複数医療機関の医療機能再編等事例」とし、以下①②の事例も対象となり得る。

- ①再検査対象医療機関（※）が対象となっていない再編統合事例
- ②複数区域にまたがる再編統合事例

※ 厚生労働省が分析した急性期機能等について、「診療実績が特に少ない」（診療実績がない場合も含む。）が9領域全てとなっている、又は「類似かつ近接」（診療実績がない場合も含む。）が6領域（人口100万人以上の構想区域を除く。）全てとなっている公立・公的医療機関等

【優先して選定する事例】

以下の事例を有する区域については、医療機能再編等を進める上で論点が多岐に渡ることが想定されるため、優先して「重点支援区域」に選定する。
なお、再検査対象医療機関が含まれる医療機能再編等事例かどうかは、選定の優先順位に影響しない。

- ①複数設置主体による医療機能再編等を検討する事例
- ②できる限り多数（少なくとも関係病院の総病床数10%以上）の病床数を削減する統廃合を検討する事例
- ③異なる大学病院等から医師派遣を受けている医療機関の医療機能再編等を検討する事例
- ④人口規模や関係者の多さ等から、より困難が予想される事例

4 支援内容

重点支援区域に対する国による技術的・財政的支援は以下を予定。

【技術的支援】

・地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療機関に関するデータ分析

・関係者との意見調整の場の開催、等

【財政的支援】

・地域医療介護総合確保基金の令和2年度配分における優先配分

・新たな病床タウンサイ징支援を一層手厚く実施

5 スケジュール等

重点支援区域申請は隨時募集することとしており、
1月31日に1回目の重点支援区域（3県5区域）の選定を実施。

【1回目に選定した重点支援区域】

- ・宮城県（仙南区域、石巻・登米・気仙沼区域）
- ・滋賀県（湖北区域）
- ・山口県（柳井区域、萩区域）

医療機能の分化・連携に向けた具体的対応方針に対する病院支援事業

令和2年度予算案 89,531千円（0千円）

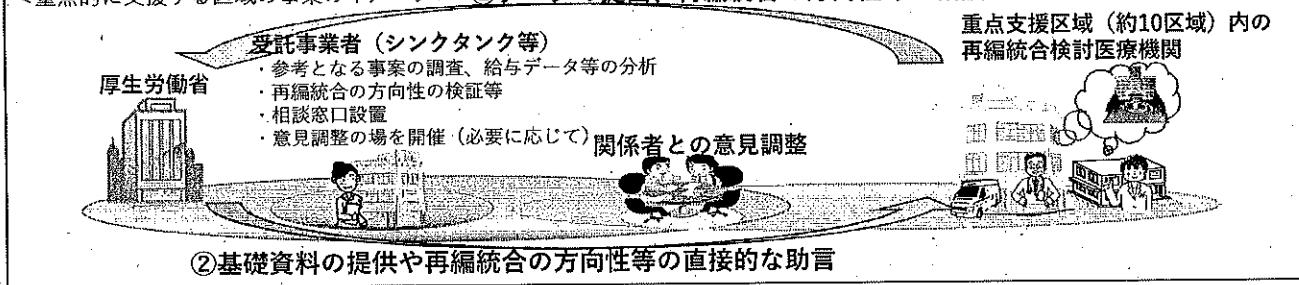
現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年の地域医療構想の実現に向け、国から都道府県に対し公立・公的医療機関等が策定した医療機能の分化・連携に向けた具体的対応方針について再検証を求め、医療機関同士の再編統合の検討を除いて2019年度内に見直しを行うこととなっている。
- 2020年度より見直した具体的対応方針に基づいて、医療機能の移管や、医療機関同士の再編統合の取組を実施していくこととなるが、医療機関間の勤務環境、給与体系、一時的な収益減少等の調整が障壁となる。
- また、2024年の医師の働き方改革を踏まえると、医師の時間外労働を縮減し、地域において効率的な医療提供体制を構築し、医療従事者を効果かつ効率的に配置する必要があり、これまで以上に高度な調整を要することが見込まれる。
- 特に、国が設定する重点的に支援する区域（重点支援区域）については、都道府県と連携し、再編統合の方向性等について直接助言することとしており、適切な助言を行うために必要な事項の整理やデータの分析を行うとともに、再編・統合の調整過程で発生した課題に迅速に対応していく必要がある。

重点支援区域

- 過去の再編統合事案における人事給与体系等の労働条件についての調整内容の調査・分析。
- 医療機関からの相談窓口を設置し、再編統合の際に必要となる対策のための基礎資料（財務シミュレーション、統合した際のデメリットを縮小するための諸施策の立案、人材統合のための研修、人事配置等の対策等）の作成に関する助言。
- 国が設定する重点的に支援する区域の再編統合後の勤務環境や給与体系及び一時的な収益の減少等の給与体系等に関する調査分析。
- 国が設定する重点的に支援する区域の国、都道府県及び医療機関による意見調整の場の設置

<重点的に支援する区域の事業のイメージ> ①データの提出、再編統合の方向性等の相談



令和2年3月13日(金)

全国健康保険協会滋賀支部

令和元年度第3回湖南圏域2025年医療福祉推進協議会 配布資料

協会けんぽ滋賀支部が行う後発医薬品情報提供事業

令和2年2月実施



ジェネリック医薬品使用促進に係る国の目標

- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針2017）

ジェネリック医薬品について、「2020年（令和2年）9月末までに後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」

国の目標を受けて協会けんぽの対応

- 保険者機能強化アクションプラン4期の策定（2018年度～2020年度）

アクションプランとは協会けんぽ自身の行動計画のことで、これを着実に実行することで、さらなる保険者機能を発揮することを目指し3年ごとに策定する。

ジェネリック医薬品の使用促進は重点施策に位置付けられ、2020年度は骨太の方針2017と同様の水準を達成することとしている。

単年度毎に「重要業績評価指標：KPI」を設定し事業の進捗管理を行う。

協会けんぽ滋賀支部としての対応

- 支部事業計画の策定（単年度計画）

協会けんぽアクションプランを受けて支部事業計画を作成する。

協会けんぽKPIを達成するために支部KPIを設定し支部事業の進捗管理を行う。

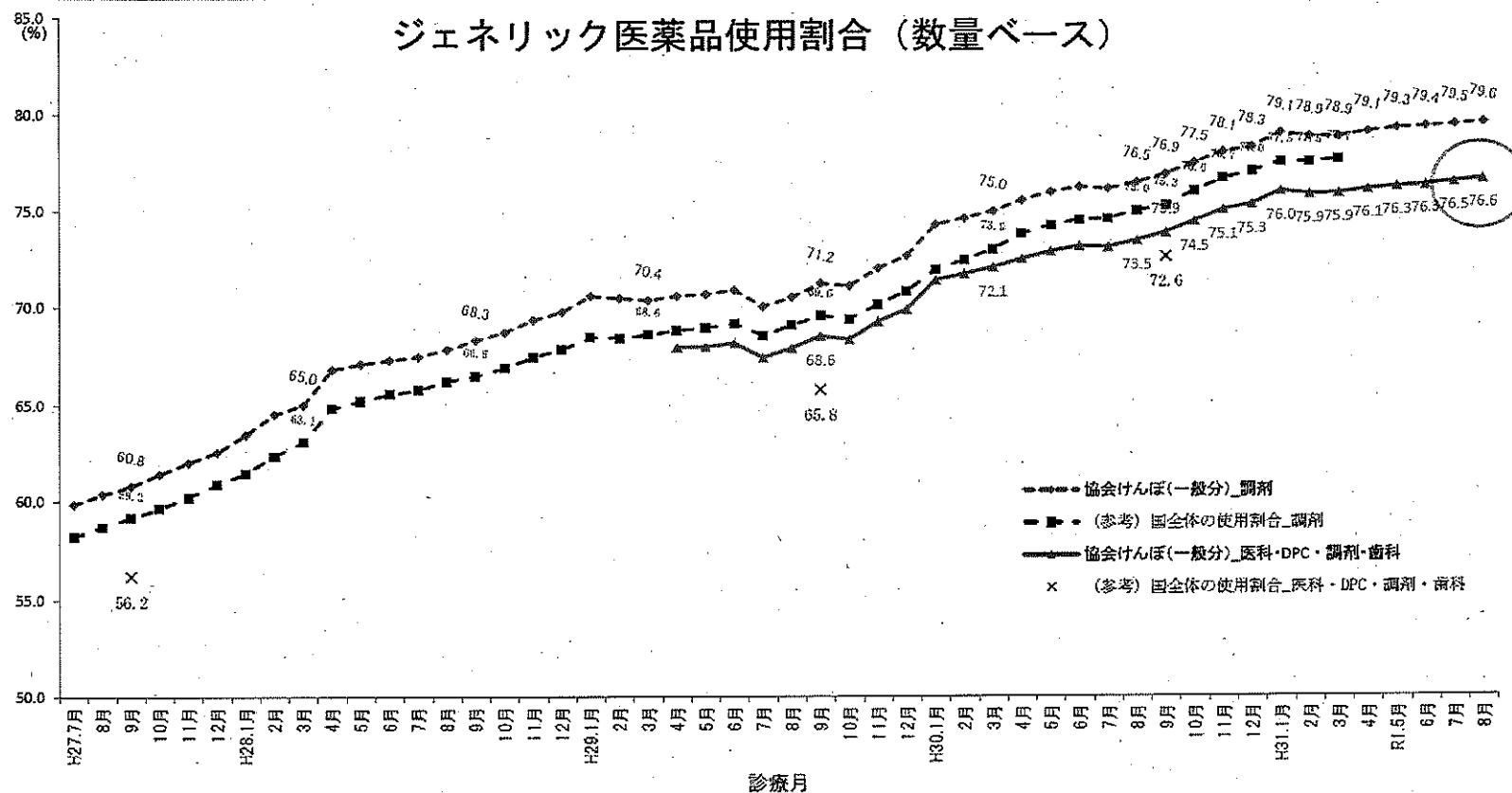
協会けんぽにおける後発医薬品使用状況

令和元年8月診療分時点

令和元年度協会けんぽKPI（重要業績評価指標）

協会けんぽ全体の後発医薬品使用割合※を78.7%以上とする。

※ 医科、D.P.C、調剤、歯科における使用割合



令和元年度のKPIの達成に向け取組みを進めている。

令和2年度の協会けんぽのKPIは骨太の方針2017と同様の目標に引き上がるため、目標達成に向けて協会けんぽは、後発医薬品の使用促進について取組みを加速する必要がある。



滋賀支部の後発医薬品使用促進への主な取組み

年度	後発医薬品 使用割合※1
25	47.8% (36番目)
26	56.4% (35番目)
27	61.2% (31番目)
28	69.0% (24番目)
29	72.5% (24番目)
30	77.6% (28番目)

※1 協会けんぽ（一般分）の調剤レセプト（電子レセプトに限る）について集計したもの。（算定ベース）

※2 パイロット事業
各支部からアイデアを集約し、先進的と認められたものについて試験的に行う事業のこと。

滋賀支部における後発医薬品使用促進事業

平成25年度 平成26年度

保険薬局へ後発医薬品の情報提供（薬効別割合、使用割合）

平成27年度

保険薬局へ後発医薬品の情報提供（薬効別割合、使用割合）

平成28年度

支部パイロット事業※2の展開

後発医薬品メーカー製造工場見学（薬剤師・薬学部生対象）

平成29年度

支部パイロット事業

GIS（地理情報システム）を活用した後発医薬品の地域分析

滋賀県後発医薬品安全使用促進協議会への参画

平成30年度

後発医薬品使用促進事業（支部パイロット事業の継続）

滋賀県後発医薬品安全使用促進協議会への参画

令和元年度

後発医薬品使用促進事業（支部パイロット事業の継続）

滋賀県後発医薬品安全使用促進協議会への参画



滋賀支部パイロット事業の目的

後発品割合80%を目指すことができる新たな事業手法を構築すること。

後発医薬品の使用促進に関する意識調査

保険薬局を対象にジェネリック医薬品の使用に関するアンケート調査を行い、回答の中で以下の阻害要因に着目した。

■ 後発医薬品の情報不足による安全性への懸念により採用しにくい

■ 在庫リスクの懸念により採用しにくい

事業手法の決定

上記要因を緩和するための支部でできるアプローチ方を検討し、レセプトデータを活用した以下の媒体を作成して保険薬局に情報提供を行った。

■ 滋賀県内に流通する後発医薬品を掲載した医薬品実績リストの提供

■ 地域分析の結果を反映した保険薬局向け通知書の発行



後発医薬品安心使用促進協議会での発言

- 協会けんぽではパイロット事業等で得られた分析結果を基に滋賀県後発医薬品安心使用促進協議会において積極的に発言を行っている。

The screenshot shows the official website of Shiga Prefecture. At the top, there is a navigation bar with links for 'Prefectural Government', 'Residents', 'Businesses', and 'Visitors'. Below this is a search bar labeled 'Google検索' and a breadcrumb navigation path: 'Shiga Prefecture > Residents > Health, Welfare, and Social Security > Medicine Safety Promotion Project'. The main content area features a large title '後発医薬品安心使用促進事業' (Medicine Safety Promotion Project) with a date '2018年12月4日'. Below the title, there is a note about generic medicine and a statement from the government about reducing patient burden and improving medical insurance financial management.

平成29年度発言要旨

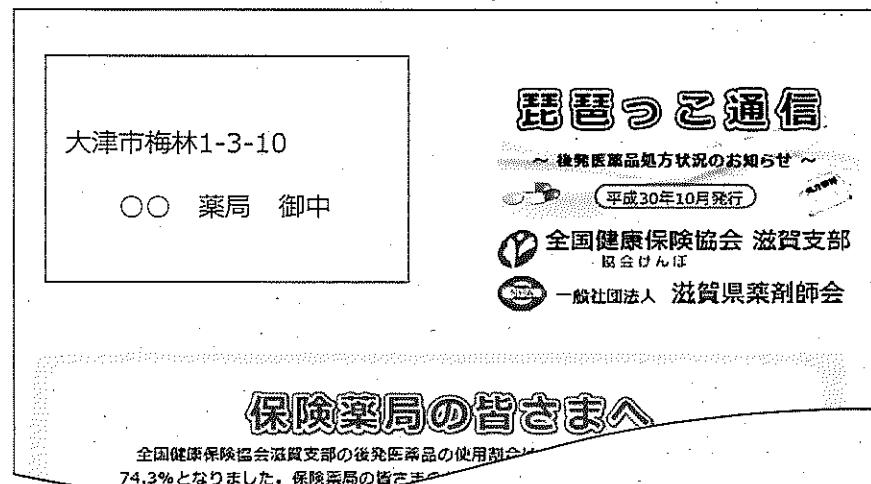
- ・レセプトデータからみた滋賀支部における後発医薬品使用状況について説明
 - ・医薬品実績リストの紹介
- ↓
- ・医薬品実績リストについて協議会名で滋賀県ホームページに掲載することになった。

This screenshot shows a specific page titled 'Medicine Use Performance List'. It includes a note about using the list as a reference for the adoption of generic medicines and a statement from the government. Below this are two download links: one for the February 2018 version (PDF: 929 KB) and another for the October 2018 version (PDF: 2 MB).

引用：滋賀県ホームページ



保険薬局向け通知書



保険薬局の皆さまへ

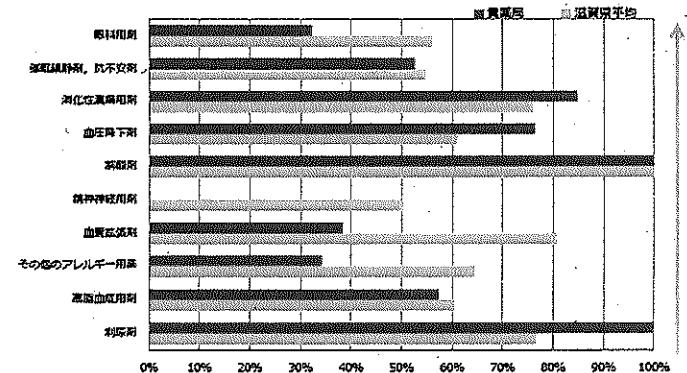
全国健康保険協会滋賀支部の後発医薬品の使用割合
74.3%となりました。保険薬局の皆さまへ

● 薬効・医薬品別後発医薬品数量割合の比較

貴薬局にて調剤された数多くの多い主な薬効と医薬品は以下のとおりです。貴薬局と滋賀県内薬局の後発医薬品数量割合を比較し、滋賀県内薬局を下回る医薬品は、同封の「医薬品実績リスト」をご確認いただき、後発医薬品の促進をお願いいたします。



【薬効別後発医薬品数量割合の比較】



表面のコンテンツ

- 滋賀支部、滋賀県薬剤師会の挨拶文
- 地域別後発医薬品数量割合の経年比較
- 技術料、薬剤料および薬学管理料の割合比較
- 好事例の紹介

裏面のコンテンツ（保険薬局毎に集計）

- 薬効・医薬品別後発医薬品数量割合の比較
滋賀県平均と保険薬局との比較
- 後発医薬品数量割合に関する保険薬局の位置づけ滋賀県平均と保険薬局との比較

医薬品実績リスト

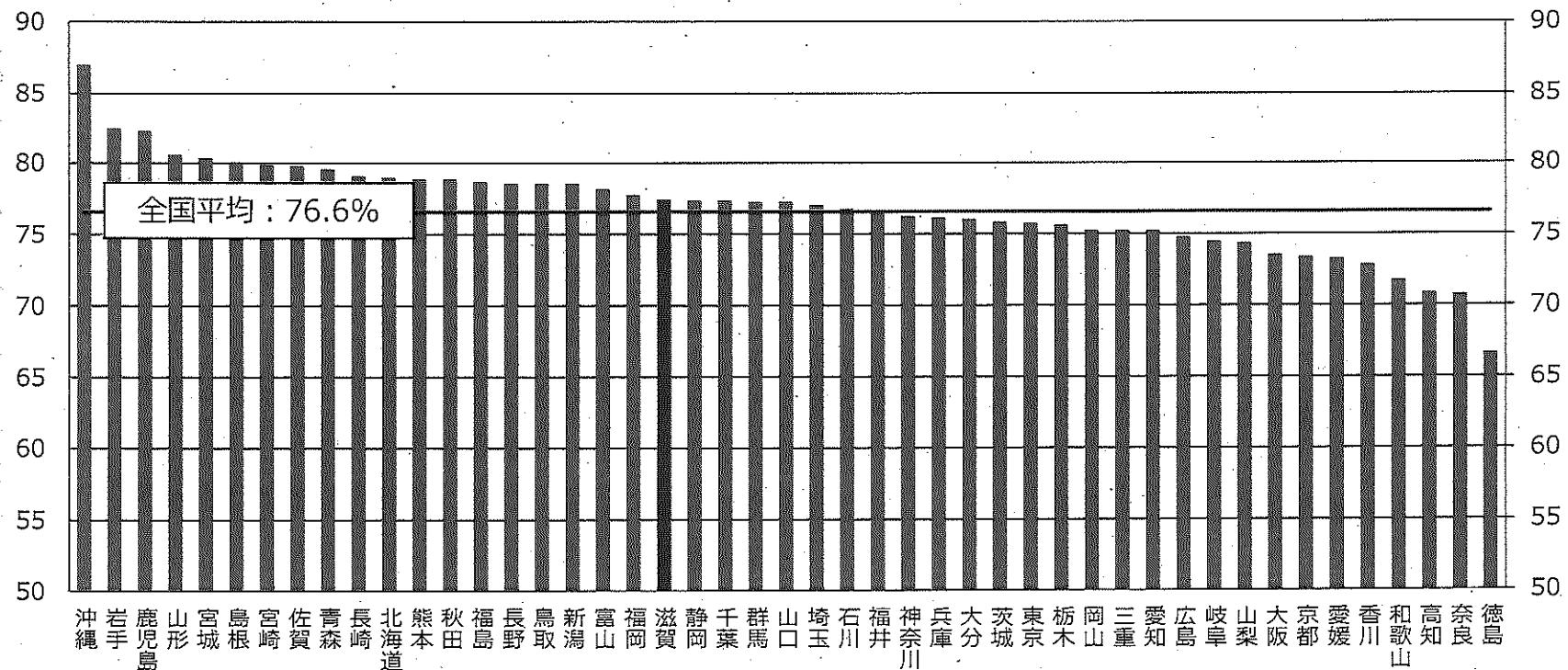
No.	医薬品名	メーカー名	業種基準収載 医薬品コード	業効分類 コード	一般名处方の 標準的な記載	業種	数量	医療 機関数	薬局数	患者 数	患者 割合
ア	先発 アーチスト錠1.0mg	---	2149032F1021	214	【般】カルベシロール錠1.0mg	48.3	96,995	31	178	403	23%
	後発 カルベシロール錠1.0mg 「サワイ」	沢井製薬	2149032F1099			19.3	225,614	52	251	948	
	カルベシロール錠1.0mg 「トーワ」	東和薬品	2149032F1129			19.3	30,231	—	45	141	
	カルベシロール錠1.0mg 「TCK」	辰巳化学	2149032F1145			19.3	17,959	—	17	67	77%
	カルベシロール錠1.0mg 「タナベ」	ニプロESファーマ	2149032F1102			19.3	11,711	—	13	52	
	その他					~19.3	28,271	—	30	109	
	先発 アーチスト錠2.5mg	---	2149032F4020			22.0	82,688	25	123	201	23%
	後発 カルベシロール錠2.5mg 「サワイ」	沢井製薬	2149032F4039			9.9	215,634	27	232	636	
	その他					~9.9	9,592	—	21	52	
	先発 アサコール錠4.00mg	ゼリア新薬	2399009F3028	239	【般】メサラジン腸溶錠4.00mg	69.8	340,042	10	136	236	67%
3	後発 メサラジン腸溶錠4.00mg 「ファイサー」	マイジン製薬	2399009F3036			37.8	72,584	—	38	62	
	メサラジン腸溶錠4.00mg 「サワイ」	沢井製薬	2399009F3044			37.8	58,299	—	30	45	33%
	その他					~34.5	5,397	—	—	11	
	先発 アダラートCR錠2.0mg	バイエル	2171014G4029			26.9	154,157	54	173	590	25%
4	後発 ニフェジピンCR錠2.0mg 「日医工」	日医工	2171014G4100	217	【般】ニフェジピン徐放錠2.0mg (24時間持続)	11.7	174,575	17	184	696	
	ニフェジピンCR錠2.0mg 「トーワ」	東和薬品	2171014G4096			11.7	97,915	22	63	393	
	ニフェジピンCR錠2.0mg 「サワイ」	沢井製薬	2171014G4061			11.7	85,688	18	86	379	75%
	ニフェンタントCR錠2.0mg	全里薬品工業	2171014G4045			11.7	85,041	10	50	275	
	ニフェジピンCR錠2.0mg 「N.P.J」	ニプロ	2171014G4088			11.7	17,437	—	13	54	
	その他					47.7	120,765	51	174	517	37%
5	先発 アテレック錠1.0mg	E.A.ファーマ	2149037F2039	214	【般】シルニジビン錠1.0mg	27.7	217,090	22	271	.835	63%
	後発 シルニジビン錠1.0mg 「サワイ」	沢井製薬	2149037F2055			~27.7	9,794	—	10	38	
	その他					15.9	199,658	77	183	605	27%
6	先発 アマリール1mg錠	サンofi	3961008F1020	396	【般】グリメビリド錠1mg	9.9	100,845	—	91	282	
	後発 グリメビリド錠1mg 「日医工」	日医工	3961008F1268			9.9	51,118	17	26	139	
	グリメビリド錠1mg 「トーワ」	東和薬品	3961008F1250			9.9	49,558	—	41	154	
	グリメビリド錠1mg 「三和」	三和化学	3961008F1225			9.9	46,401	—	33	162	
	グリメビリド錠1mg 「オーハラ」	大原薬品工業	3961008F1160			9.9	42,690	—	27	131	
	グリメビリド錠1mg 「N.P.J」	ニプロ	3961008F1101			~9.9	251,650	43	171	732	
	その他					23.3	60,398	16	116	297	12%
7	先発 アムロジンOD錠2.5mg	大日本住友製薬	2171022F3021	217	【般】アムロジピン口腔内崩壊錠 2.5mg	12.4	122,890	22	115	684	
	後発 アムロジピンOD錠2.5mg 「トーワ」	東和薬品	2171022F3030			10.3	52,986	10	66	280	
	アムロジピンOD錠2.5mg 「日医工」	日医工	2171022F3218			10.3	52,913	10	56	300	
	アムロジピンOD錠2.5mg 「明治」	Meiji Seikaファルマ	2171022F3234			10.3	40,247	16	26	212	
	アムロジピンOD錠2.5mg 「サワイ」	沢井製薬	2171022F3170			10.3	29,763	—	48	177	
	アムロジピンOD錠2.5mg 「EMEC」	エルメッドエーザイ	2171022F3250			~12.4	111,914	23	117	586	
	その他					42.4	165,259	26	198	749	9%
8	先発 アムロジンOD錠5mg	大日本住友製薬	2171022F4028	217	【般】アムロジピン口腔内崩壊錠 5mg	22.7	487,966	48	171	2,348	
	後発 アムロジピンOD錠5mg 「トーワ」	東和薬品	2171022F4036			18.7	194,502	13	79	897	
	アムロジピンOD錠5mg 「明治」	Meiji Seikaファルマ	2171022F4230			22.7	181,579	—	92	819	
	アムロジピンOD錠5mg 「あすか」	あすか製薬	2171022F4133			18.7	152,779	18	39	670	
	アムロジピンOD錠5mg 「サワイ」	沢井製薬	2171022F4176			18.7	148,901	14	76	703	
	アムロジピンOD錠5mg 「日医工」	日医工	2171022F4214			~22.7	405,020	50	208	2,037	
	その他										91%

レセプトデータを活用して滋賀県内で処方数量の多い先発医薬品について、その後発医薬品の情報を掲載。

協会けんぽにおける滋賀支部の後発医薬品使用状況

- 滋賀支部における後発医薬品使用割合は77.4%、全国20位である。
- 滋賀支部のKPIは79.3%であり、KPIより1.9%低い状況にある。

令和元年8月診療分



令和元年度滋賀支部KPI

滋賀支部の後発医薬品使用割合※を79.3%以上とする。

※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

現状 KPI KPIとの差

	全国	KPI	KPIとの差
全国	76.6%	78.7%	-2.1%
滋賀支部	77.4%	79.3%	-1.9%



令和元年度 協会けんぽにおける滋賀支部の後発医薬品使用促進の取り組み

協会けんぽのKPI「ジェネリック医薬品の使用促進は重点施策に位置付けられ、2020年度は骨太の方針2017と同様の水準を達成する」目標達成に向けて協会けんぽは後発医薬品の使用促進について取組みを加速して取り組む。

1. 加入者向けジェネリック軽減額通知の送付

加入者向けジェネリック軽減額通知の送付

1回目 令和元年8月（30,176通送付）

通知対象者：18歳以上の加入者、軽減可能額の基準：医科500円以上、調剤50円以上

2回目 令和2年2月予定

通知対象者：15歳以上の加入者、軽減可能額の基準：医科500円以上、調剤50円以上

【参考：平成30年度 滋賀支部実績】

通知年月	通知件数(通)	切替人数(人)	切替率	軽減効果額(円)
平成30年8月	31,952	8,573	26.8%	12,749,013
平成31年2月	25,472	7,193	28.2%	11,483,242
合計	57,424	15,766	27.5%	24,232,255

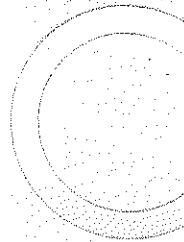
2. 関係団体への情報提供と意見発信

(1) 滋賀県後発医薬品安全使用促進協議会への情報提供と意見発信

(2) ジェネリック情報提供通知の提供

医療機関・薬局向けジェネリック医薬品の使用状況を可視化した情報提供通知を送付、

さらに、訪問説明によりジェネリック医薬品の使用をサポート



情報提供通知イメージ



協会けんぽにおけるジェネリック軽減額通知（加入者向①）

ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

あなたに処方されたお薬をジェネリック医薬品に変更した際の軽減額を裏面に記載しています。

〈裏面のお知らせの見方〉

見本

お問い合わせ番号: XXX-XXX-XXXX

ジェネリック医薬品を扱ういいところと
あなたのお薬代を減らすことができるます

1 平成31年 4月 に処方されたお薬のうち、
以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

2 お薬代の貯済引当額
5, 350 円～

3 平成31年 4月 診断分で処方されたお薬(先発医薬品)

医薬品名 商品名	お薬名	貯済引当額 (3月間)
アムロ	0000010 10mg	5, 690
0000000点眼液 (0.1%)		1, 850
00000テープ100mg		870
医薬機器 00000テープ40mg		2, 490
00000テープ20mg 10cm		1, 230

4 合計 12, 130

5 2 S, 350～

このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更をご希望いただく前の参考としてご参考していただけます。
必ずジェネリック医薬品に切り替わなければならぬものではあります。

注意事項) 必ずお読みください。

※ここで示すお薬によっては現地のジェネリック医薬品が販売されていない場合があります。この「お知らせ」には記載していませんので、ご了承ください。

※現地は販売のため取り扱っていない医薬機器や器具、検査用器具等は現地で販売していません。

Q. 名前が書いていないのはなぜ？

A. 1つの先発医薬品に対し、複数のジェネリック医薬品が存在する場合があるため、この「お知らせ」には具体的なジェネリック医薬品名を記載していません。

具体的なお薬については、かかりつけの医療機関または薬局でご相談ください。

全国健康保険協会
協会けんぽ

協会けんぽにおけるジェネリック軽減額通知（加入者向②）

でも、飲んでみたら
なんだか飲みやすい、
この薬。

何に、飲んでいた薬より
小さくなっちゃったな...



従来のお薬よりも、
もっと飲みやすく、手軽に！

ジェネリック医薬品は、お薬の効能を保ちながら、お薬代を安くすることができるものです。

お薬代を安くする方法は、カートンパックへ

0120-239-001

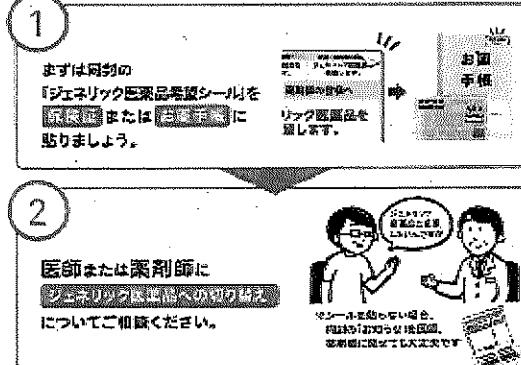
FAX: 0120-239-002

受付時間：8:30～17:15 土日祝除く

ジェネリック医薬品を調べたいと思ったら

日本ジェネリック医薬品会議

ジェネリック医薬品への
切り替えはとってもカンタンです



はじめての
ジェネリック

～ジェネリック医薬品切り替え手引書～

薬局に行った、ある日のこと。



協会けんぽにおける医療機関向けジェネリック情報提供通知（院外処方①）

大津市梅林1-3-10
○○クリニック 御中

ジェネリック医薬品(後発品)お知らせ(院外処方)

～貴医療機関の処方状況について～

全国健康保険協会 滋賀支部
TEL: 052-8513
大津市梅林1-3-10
滋賀ビル 4階
TEL: 077-522-1103

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事務窓口につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の開幕式において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽとしても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に努めることから、後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の万のレセプトを対象し、地域における後発品使用割合等について、医療機関様へ情報提供を行っております。

後発品の取扱いをご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

1.協会けんぽ加入者への処方状況

【貴医療機関】「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる処方状況をお知らせします。

薬局	院外処方		
	貴医療機関	二次医療圏	県平均
新規登録にて処方を実行した協会けんぽの加入者数	8人	151人	143人
後発品が処方された加入者数	5人	111人	113人
後発品が処方された加入者割合	62.5%	73.9%	78.9%
既往歴記載にて示された既往歴の本数	2,377	21,901	21,966
既往歴記載にて示された既往歴の本数	438	3,660	3,014
既往歴記載割合	1,455	11,626	12,205
後発品割合	76.9%	75.1%	80.2%
既往歴記載にて示された既往歴の本数	72,122円	1,029,742円	1,094,215円
既往歴記載割合 (104)	13,361円	210,092円	235,332円
既往歴記載割合 (104)	15.5%	20.4%	21.5%

本表に記載している情報は、協会けんぽ 平成31年4月分の実績レセプト、利用レセプトに付随して作成しています。
既往歴記載にて示された既往歴にヒトドクターレセプトをもつて算出する方法や薬剤会員登録を加算しています。

2.後発品数量割合と一般名処方が含まれるレセプトによる貴医療機関の位置づけ

「後発品数量割合(現物)」と「一般名処方が含まれるレセプト割合(横軸)」をともに貴医療機関の位置づけをお見らせします。地区的後発品使用状況を把握していくとともに、一般名処方へのご理解、ご協力をお願いします。



貴医療機関 (0000.00)	周医療機関 (2019.4)	地区(都道府県)の医療機関
80.0%	75.0%	70.0%
60.0%	55.0%	50.0%
40.0%	35.0%	30.0%
20.0%	15.0%	10.0%
0.0%	5.0%	10.0%

一般名処方が含まれるレセプト割合 (%)

3.貴医療機関の薬効分類別後発品数量割合

貴医療機関における「後発先取り品」の数割が多い薬効分類上位10種をお知らせします。
当回総80%に満たない薬効は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



薬効分類別後発品割合 (%)	薬効分類別割合 (%)
10.0%	10.0%
8.0%	8.0%
6.0%	6.0%
5.0%	5.0%
4.0%	4.0%
3.0%	3.0%
2.0%	2.0%
1.0%	1.0%
0.5%	0.5%
0.2%	0.2%

薬効分類別後発品割合 (%)

薬効分類別割合 (%)

Copyright © 2020 Japan Health Insurance Association. All rights reserved.

- 13 -

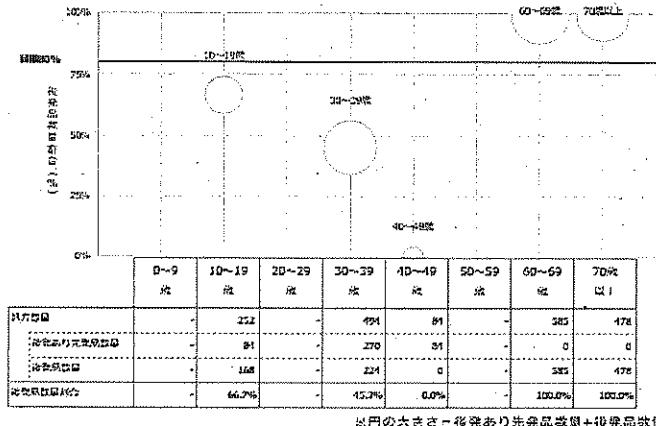
全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ

協会けんぽにおける医療機関向けジェネリック情報提供通知（院外処方②）

4. 貴医療機関の年齢別後発品数量割合

貴医療機関における年齢別後発品数量割合をお知らせします。

当目標80%に達していない年齢については、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。

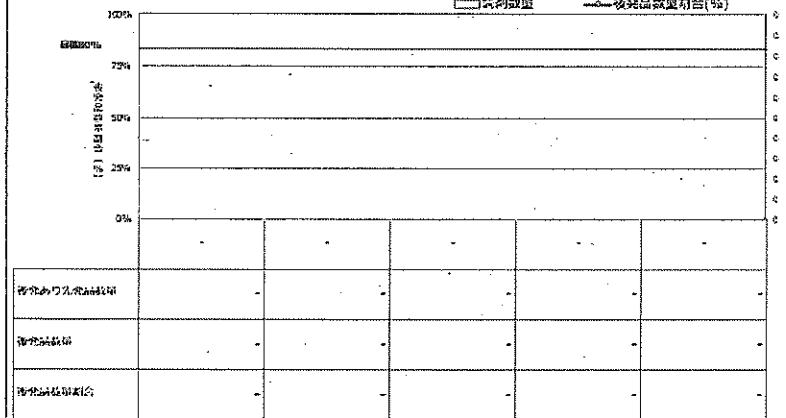


5. 貴医療機関の処方せん受付薬局状況

貴医療機関にて発行した処方せんの受付人数が多い上位5位向の後発品にかかる対応状況をお知らせします。

※レセプトが10件以上ある数均を掲載しています。

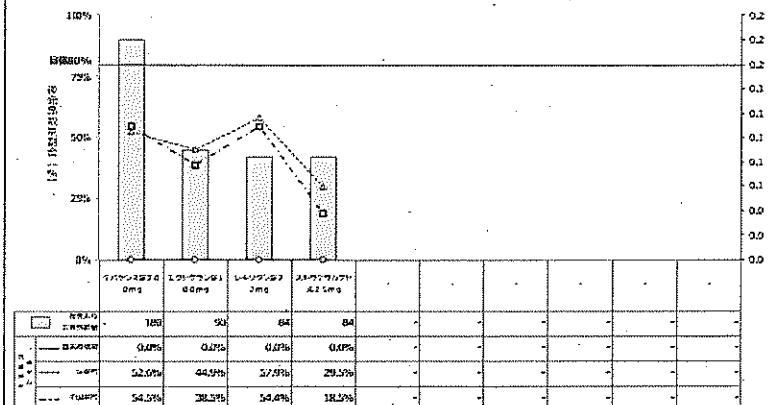
■実列数 ■後発品数量割合(%)



6. 貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。

当目標80%に達していない医薬品は、特に一般処方など後発品の使用促進にご協力をお願いします。



医師が先発医薬品を適応に処方し、患者不可視に「レ」または「×」の印等のない処方箋について、三者間が適正に先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合には、仮にその医薬品により副作用が発生したとしても、医師や薬剤師にその副作用の責任が生じるものではありません。

薬局に使用したにもかかわらず副作用による一連の健康被害が発生した際には、先発医薬品、ジェネリック医薬品のいずれの使用であっても、製造販売業者の社会的責任に基づく損害金等を財源とした「医薬品等副作用被害救済制度(※)」の対象となり得ます。ジェネリック医薬品であるという理由で救済制度の対象から外れるということはありません。

※医薬品等副作用被害救済制度についてPMDAのホームページをご覧ください。

※年次報告：「ジェネリック医薬品への対応に関する…ジェネリック医薬品のなまへ」より

協会けんぽにおける医療機関向けジェネリック情報提供通知（院内処方①）

大津市梅林1-3-10
○○ 病院 御中

ジェネリック医薬品に関する お知らせ（院内版）

～自医療機関の処方状況について～

全国健康保険協会 滋賀支部

〒520-8513

大津市梅林1-3-10

桂ビル 4階

TEL: 077-522-1103

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の
使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と
決められました。

協会けんぽといいましても、加入者の方のお手代わ保険料の負担軽減に努めることから、
後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方の
レシプトを生かし、地域における後発品使用割合等について、医療機関様へ周報提供を行っております。

後発品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

1. 協会けんぽ加入者への処方状況

「内医系専門」「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる処方状況をお知らせします。

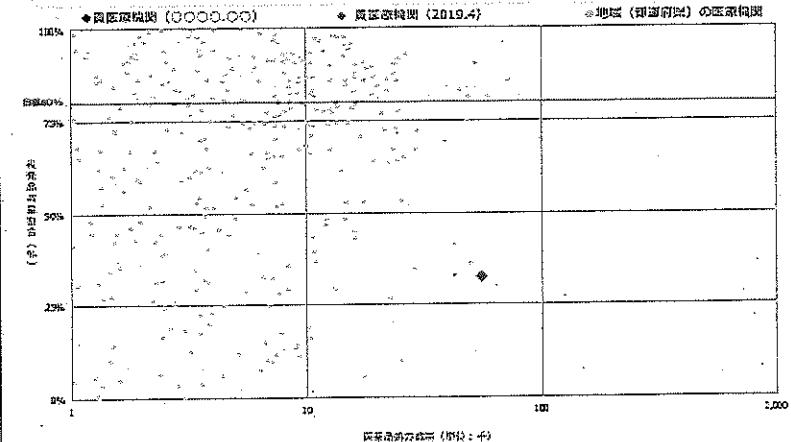
項目	院内処方			
	内医系専門	二次医療圏平均	県平均	
内 部	内医系専門にて受診した協会けんぽの加入者数 後発品を処方した加入者数 後発品を処方した加入者割合	451人 250人 57.6%	192人 34人 17.6%	190人 45人 23.6%
外 部	内医系専門以外で受診した協会けんぽの加入者数 後発品を処方した加入者数 後発品を処方した加入者割合	70,256 37,576 52.4%	4,419 1,437 55.5%	4,820 1,029 68.9%
合 計	内医系専門にて受診した協会けんぽの加入者数 後発品の薬剤金額 後発品の薬剤割合	2,175,018円 366,904円 16.1%	471,717円 58,552円 12.4%	668,923円 80,598円 12.0%

以上に記載している情報は、協会けんぽ 平成31年4月の出力の収録レシプトにちついて作成しています。

法人院（DPCなし）レシプトが存在する場合は、人院と人院外を基にして処方枚数や薬剤金額等を表示しています。

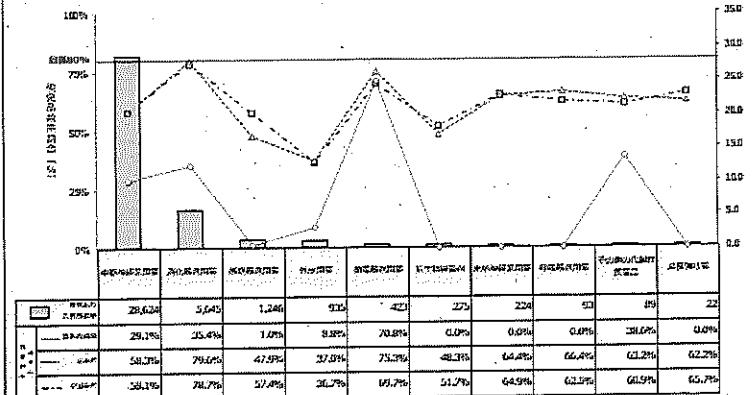
2. 後発品数量割合と医薬品処方数量による貴医療機関の位置づけ

「後発品支給率（現物）」と「医薬品処方枚数（現物）」を名に
医療機関毎の位置づけをお示します。地区の後発品使用状況を参考にしていくとともに、
後発品の使用促進にご協力をお願いします。



3. 貴医療機関の業効分類別後発品数量割合

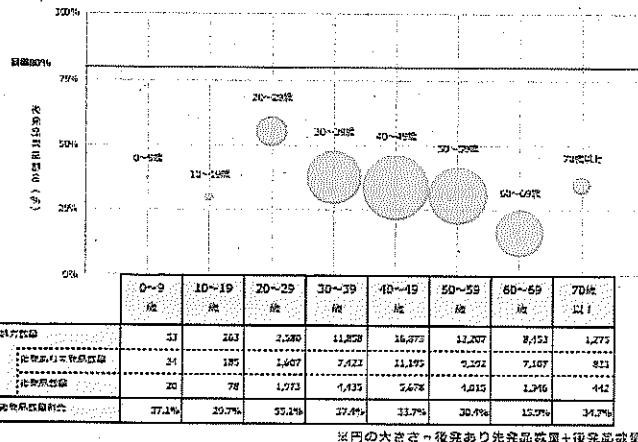
貴医療機関で「後先あり先発品」の割合が多い業効分類上位10種をお知らせします。
同目は80%に満たしていない業効は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



協会けんぽにおける医療機関向けジェネリック情報提供通知（院内処方②）

4. 貴医療機関の年齢別後発品数量割合

当医療機関における年齢別後発品数量割合をお知らせします。
割合80%に満していない年齢については、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



ジェネリック医薬品の開拓における未だ知らないものを使っているのかどうか

万が一、医療の低い信頼の原薬が誤判にそのまま使用されているとすれば、その医薬品の有効性や安全性に低い影響を及ぼすこともあります。

しかし実際には、承認済みの医薬品で、原薬及び剤型それぞれの品質がともに先発医薬品の品質と同等であるはそれ以上あるからこそ開拓するとともに、製剤の生物学的同等性が保証されているかどうかを問合し、問題のない医薬品のみが示認されています。

また、医薬の信頼に関する審査にあたっては、日本EU医薬品規制局と国際公議（ICH）の合意に基づく「新薬有効成分含有医薬品のうち原薬の不純物に関するガイドライン」を、ジェネリック医薬品についてもそのまま準用しています。

したがって、有効性及び安全性において先発医薬品と異なる影響を与えるような医療の低い信頼の原薬による誤判が、ジェネリック医薬品として示認されることはありません。

なお、海外からの輸入による原薬は、ジェネリック医薬品だけに使われているわけではなく、先発医薬品として使われているものもあります。

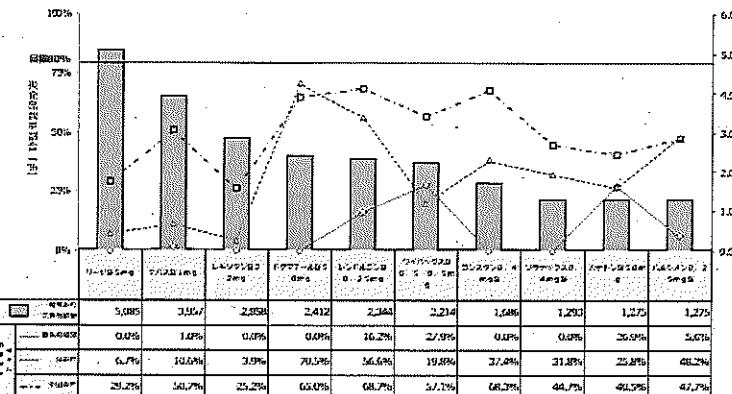
PMDAのホームページにて取扱い説明（MfD）が公開されています。

厚生省規定：「ジェネリック医薬品への対応に伴うアドバイス～ジェネリック医薬品(GA)～」より

5. 貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。

割合80%に満していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



後発のあらわ先発品を設立の早い時に販売10品目用社していまます。

後発医薬品の有効性は商品コード9桁で相手く後発品がある場合に変更しており、
効能効果・用法用量の違いは考慮しておまざさん。

厚生省規定に沿うる二つの説明～医薬品規制取扱いに関する説明～

精神科の患者には、精神の医薬品へのこだわりが強い患者や、名称が要ることを嫌がる患者もいた。このようないう患者に對しては「同じような効果があるから試してみて」と勧め、一定期間使用してもらい、検査結果等で効果がないことを示したうえで使用を繼續してもううふに努めていた。

効果が固かつたり、弱かつたらもとに戻すこともできるのを前提に持ちかけ、患者の不安を取り除くことが重要であった。

ジェネリック医薬品を使用していることをホームページ上でアナウンスしている。

これにより患者に安心感を与え、医師の考え方を示すことができた。



厚生省規定：「平成25年版ジェネリック医薬品化粧品の取扱い～医薬品の開拓～」より

協会けんぽにおける薬局向けジェネリック情報提供通知①

大津市梅林1-3-10
○○ 薬局 御中

ジェネリック医薬品に関するお知らせ
～販薬局の調剤状況について～

全国健康保険協会（協会けんぽ）の季次要旨につきまして、平成より格段のご改善を図り、
厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の開催決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の
使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と
決められました。

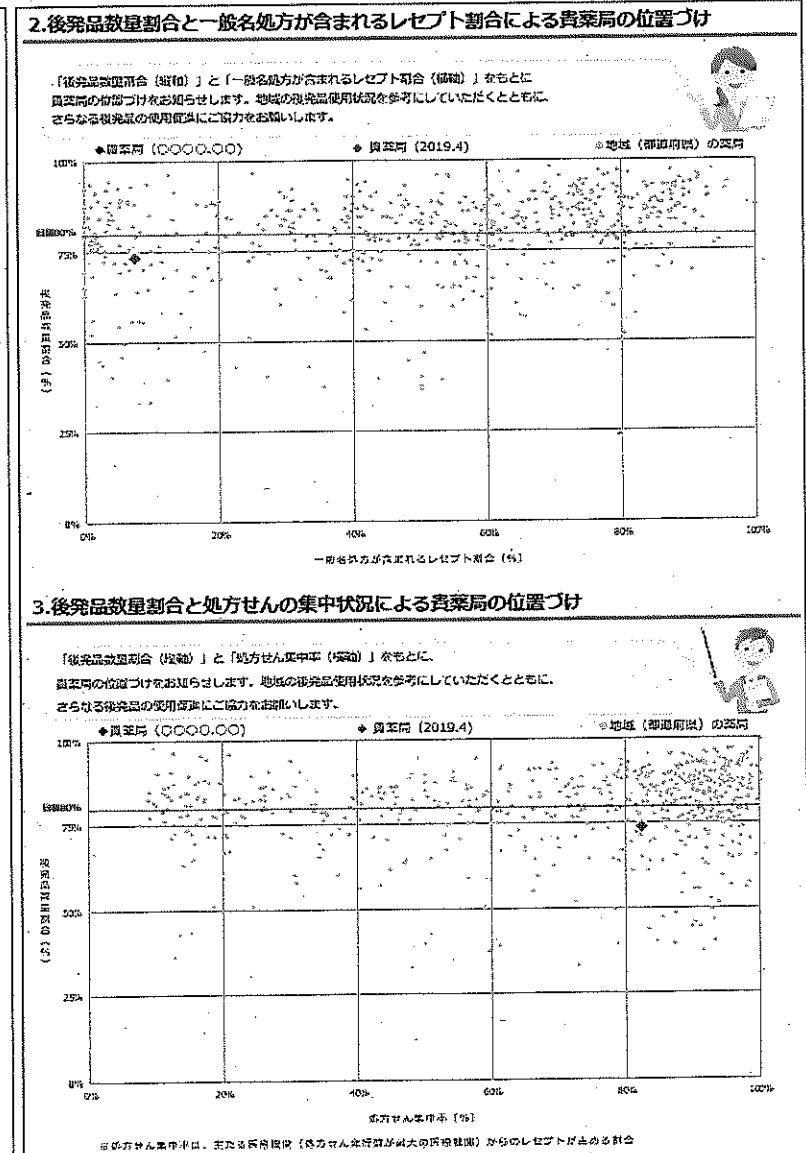
協会けんぽもいたしましても、加入者の方のお手代や保険料の負担軽減に繋がることから、
後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方の
レセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、医局様へ情報提供を行っております。
後発品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

1.協会けんぽ加入者への調剤状況

「薬局」「二次医療」「第三次」の後発品にかかる調剤状況をお知らせします。

	薬局	二次医療平均	第三次	
人 数	薬局にて調剤した協会けんぽの加入者数 後発品を調剤した加入者数 合計を調剤した加入者数割合	67人 34人 50.7%	202人 156人 77.4%	205人 162人 78.9%
枚 数	薬局での調剤枚数 もちろんある先生医薬品の調剤枚数 各商品の調剤枚数 合計調剤枚数割合	3,056 517 1,448 73.7%	28,572 4,153 15,284 78.6%	31,644 4,361 17,532 80.1%
金額	薬局にて調剤した医薬品の合計金額 各商品の合計金額（10例） 合計金額割合（10例）	263,974円 33,556円 11.8%	1,588,215円 302,551円 15.0%	1,623,552円 338,909円 20.9%

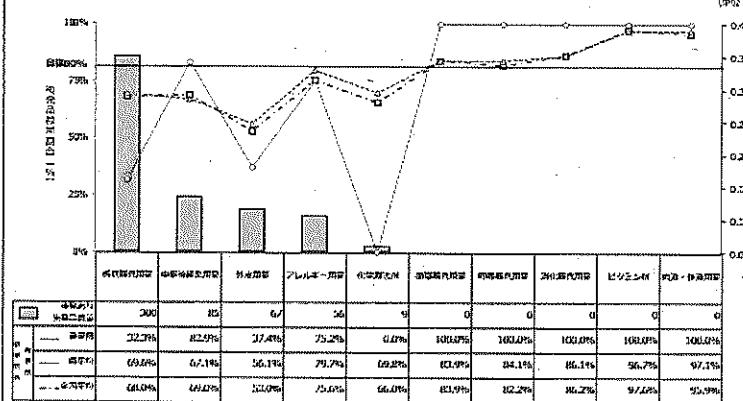
※本表に掲載している値は、協会けんぽ 年度31年4月分の併用レセプトにおいて算出しています。



協会けんぽにおける薬局向けジェネリック情報提供通知②

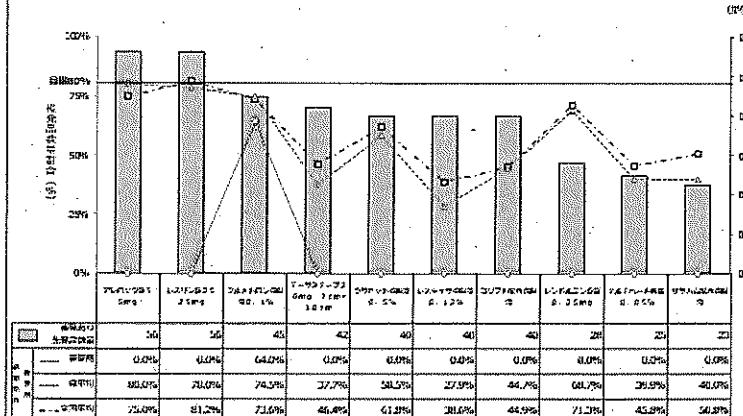
4. 貴薬局の薬効分類別後発品数量割合

貴薬局における「後発あり先発品」の割合が多い薬効分類上位10種をお知らせします。
同回数80%に満たしていない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



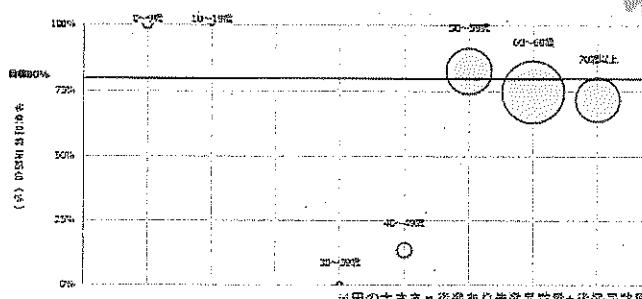
6. 貴薬局における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。
同回数80%に満たしていない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



5. 貴薬局の年齢別後発品数量割合

貴薬局における年齢別後発品数量割合をお知らせします。
同回数80%に満たしていない年齢について、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



	0~9 歳	10~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60~69 歳	70歳 以上
内服薬	26	5	-	13	63	489	930	461
化粧あり先発品数量	0	0	-	13	52	365	235	132
化粧無	26	5	-	0	8	400	572	209
後発品数量割合	100.0%	100.0%	-	0.0%	12.4%	92.3%	74.2%	71.2%

先発品から後発品に変更後、患者に副作用が発生した場合の責任は？

医師が先発医薬品を適正に処方し、必要不可欠に「レ」または「×」の印字のない処方箋について、薬剤師が適正に先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合には、仮にその医薬品により副作用が発生したとしても、医師や薬剤師にその副作用の責任が生じるものではありません。

適正に使用したものかわらす副作用による一定の健康被害が生じた際には、先発医薬品、ジェネリック医薬品のいずれの服用であっても、製造販売業者の 社会的責任に基づく提出企業を別途とした「医薬品守副作用報告制度(PI)」の対象となり得ます。ジェネリック医薬品であるという理由で救済措置の対象から外れるということはありません。

医薬品守副作用報告制度についてはPMDAのホームページをご覧ください。

厚生労働省:「ジェネリック医薬品への適切な処方におこす～ジェネリック医薬品Q&A～」より

地域別ジェネリックカルテ(二次医療圏別)

令和2年3月13日(金)
全国健康保険協会滋賀支部
令和元年度第3回湖南圏域2025年医療福祉推進協議会 配布資料

都道府県コード	都道府県名(※1)	二次医療圏名(※2)	二次医療圏コード	【医療機関の視点】																	【薬局の視点】			【患者の視点】																												
				院内処方										院外処方										調剤ジェネリック医薬品使用割合(院外処方再掲)			一般名処方限定期調剤ジェネリック医薬品使用割合(※8)			院外処方率(※9)			加入者ジェネリック割合(※10)			公費対象者ジェネリック医薬品使用割合(※11)																
				院内処方ジェネリック医薬品使用割合						外来				院内処方率(※6)				院外処方ジェネリック医薬品使用割合			一般名処方率(※7)																															
				偏差値 偏差値 (※12)	指標 指標 数値 (※12)	影響 度 (※12)	入院	病院	診療所	院内	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	院外	加入者	公費対象者	加入者	公費対象者																							
				※2、3、4、5)	※2、3、4、5)	※12)																																														
25	滋賀	2501	大津	51	76.7	56	70.6 + 1.1	56	86.5 + 0.1	59	76.2 + 0.3	54	68.4 + 0.8	47	24.7	49	78.6 - 0.4	47	77.2 - 0.2	50	79.2 - 0.1	52	54.8 + 0.4	44	27.9 - 0.8	53	60.1 + 0.7	49	78.6 - 0.4	45	84.4	47	75.3	46	18.4 - 1.5	45	62.4 - 0.3															
25	滋賀	2502	湖南	57	79.7	58	72.9 + 1.2	41	75.3 - 0.1	57	73.4 + 0.2	58	72.4 + 1.0	54	17.8	55	81.1 + 1.6	47	77.3 - 0.3	57	82.7 + 1.9	44	48.7 - 1.9	38	18.5 - 2.0	47	55.2 - 0.6	55	81.1 + 1.6	58	89.1	54	82.2	52	15.8 + 0.7	45	62.2 - 0.3															
25	滋賀	2503	甲賀	60	81.1	47	63.8 - 0.2	45	78.4 - 0.0	54	70.2 + 0.1	45	59.8 - 0.3	62	9.6	59	82.9 + 3.4	50	78.6 + 0.1	62	85.1 + 3.4	53	56.1 + 1.0	46	30.0 - 0.9	57	62.6 + 1.4	59	82.9 + 3.4	60	89.7	62	90.4	56	13.8 + 2.3	52	67.2 + 0.1															
25	滋賀	2504	東近江	58	80.0	55	69.8 + 0.5	56	86.6 + 0.1	54	69.8 + 0.1	54	68.2 + 0.4	58	14.4	56	81.7 + 2.2	49	78.2 - 0.1	58	83.4 + 2.3	56	58.4 + 1.9	58	48.4 + 1.5	55	61.3 + 1.0	56	81.7 + 2.2	51	86.7	58	85.6	46	18.5 - 1.6	43	60.6 - 0.3															
25	滋賀	2505	湖東	40	71.4	37	55.5 - 1.9	58	87.7 + 0.1	66	86.4 + 0.2	36	51.6 - 2.1	55	17.2	39	74.9 - 3.5	40	74.1 - 1.1	41	75.2 - 2.3	42	47.2 - 2.5	45	28.7 - 0.9	44	52.6 - 1.3	39	74.9 - 3.5	46	84.8	55	82.8	42	20.3 - 3.1	35	55.2 - 0.7															
25	滋賀	2506	湖北	51	76.6	51	66.9 + 0.2	63	91.4 + 0.2	66	86.3 + 0.1	50	64.7 - 0.0	48	23.9	52	79.9 + 0.6	61	83.3 + 1.3	47	78.0 - 0.7	42	47.4 - 2.2	45	29.5 - 0.9	44	52.7 - 1.1	52	79.9 + 0.6	50	86.2	48	76.1	38	22.3 - 4.7	64	75.3 + 0.7															
25	滋賀	2507	湖西	58	79.9	61	75.1 + 2.4	53	83.9 + 0.0	55	71.2 + 0.1	61	75.0 + 2.5	45	26.8	56	81.5 + 1.8	33	71.1 - 2.1	68	87.9 + 3.9	35	41.2 - 4.3	36	16.3 - 2.6	45	53.7 - 0.8	56	81.5 + 1.8	73	94.5	45	73.2	67	8.7 + 6.4	41	59.3 - 0.3															
-	-	-	-	-	76.3	-	66.0	-	-	82.0	-	-	64.1	-	-	64.7	-	-	22.1	-	79.1	-	-	78.4	-	-	79.4	-	-	53.6	-	-	36.4	-	-	57.5	-	-	79.1	-	-	86.3	-	-	77.9	-	-	16.6	-	-	65.6	-

※1 地域別の集計は、医療機関および薬局の所在地に基づく。

※2 平成31年(2019年)4月診療分の医科、DPC、調剤レセプトを対象とする。DPCについてはコーディングデータを集計対象とする。

※3 数量は、薬価基準告示上の規格単位毎に数えたもの。ただし、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生葉、漢方を除く。

※4 ジェネリック医薬品使用割合は、数量ベース新指標にて算出。後発品数量 ÷ (後発のある先発品数量 + 後発品数量)

※5 医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報(令和元年5月29日適用)」による。

※6 実質院内処方率として、医薬品処方数量に基づいて算出している。(院内処方医薬品数量)/(院内処方医薬品数量+院外処方医薬品数量)

※7 実質一般名処方率として、一般名処方加算にヒモ付くレセプト数に基づいて算出している。(一般名処方加算1または2が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプトの数)/(調剤レセプトの数)

※8 一般名処方加算1が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプトのみを集計対象とする。

※9 実質院外処方率として、医薬品処方数量に基づいて算出している。(院外処方医薬品数量)/(院内処方医薬品数量+院外処方医薬品数量)

※10 (調剤レセプトの加入者の都合で後発品を調剤しなかったコメントレコードのあるレセプト数)/(一般名処方加算が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプト数)

※11 国公費の記載のあるレセプトを集計対象とする。(地方単独公費のみのレセプトは集計対象外)

※12 影響度は偏差値50からの差分が、二次医療圏のジェネリック医薬品使用割合に与える影響を示す。例えば、影響度が+0.6ならば、当該指標が二次医療圏のジェネリック割合を0.6ポイント引き上げていることを意味する。

影響度は、該当指標の全体平均からの差分に数量構成割合の比率を乗じて算出している。数量構成割合は地域によって異なるため、全体の影響度とその内訳の合計は必ずしも一致しない。

※13 二次医療圏、及び市区町村に関する情報は、平成29年4月1日時点のものとする。

地域別ジェネリックカルテ(市町別)

SAMPLE

令和2年3月13日(金)

全国健康保険協会滋賀支部

令和元年度第3回湖南圏域2025年医療福祉推進協議会 配布資料

都道府県コード	二次医療圏名	自治体コード	市区町村名	ジェネリック医薬品使用割合(全体)(※2、3、4、5)	【医療機関の視点】															院内処方率(※6)	
					院内処方																
					院内処方割合					外来					病院						
					偏差値	指標数値	影響度(※12)	入院		外来					病院		診療所				
#1 都道府県コード	#2 都道府県名	#3 二次医療圏名	#4 自治体コード	#5 市区町村名	#6 全体(%)	#7 ジェネリック医薬品使用割合	#8 偏差値	用#5割合	#6 院内処方率偏差値	#6 院内処方率											
25 滋賀 2501 大津 25201 大津市 50 76.7 53 70.6 +1.1 52 86.5 +0.1 56 76.2 +0.3 52 68.4 +0.8 49 24.7																					
25 滋賀 2502 湖南 25206 草津市 51 77.6 53 72.1 +1.2 47 76.9 -0.1 54 71.3 +0.3 54 71.8 +1.0 51 20.3																					
25 滋賀 2502 湖南 25207 守山市 55 81.6 55 74.7 +1.3 45 72.1 -0.2 58 79.5 +0.1 55 74.9 +1.2 53 15.3																					
25 滋賀 2502 湖南 25208 栗東市 55 81.2 54 72.3 +0.8 54 90.0 +0.1 60 84.9 +0.2 52 68.1 +0.3 54 12.9																					
25 滋賀 2502 湖南 25210 野洲市 54 80.2 54 73.3 +1.6 29 41.5 -0.4 57 78.0 +0.2 55 74.8 +2.0 50 23.0																					
25 滋賀 2503 甲賀 25209 甲賀市 54 80.3 51 68.1 +0.2 49 79.7 -0.0 53 70.9 +0.1 49 62.8 -0.1 55 9.0																					
25 滋賀 2503 甲賀 25211 湖南市 56 82.8 45 57.1 -1.1 39 59.8 -0.1 42 47.2 -0.0 46 57.1 -0.9 54 10.9																					
25 滋賀 2504 東近江 25204 近江八幡市 52 78.7 50 65.4 -0.1 56 93.5 +0.2 64 92.8 +0.1 46 57.2 -0.5 55 8.6																					
25 滋賀 2504 東近江 25213 東近江市 54 80.1 54 72.6 +1.4 52 85.3 +0.0 58 80.3 +0.3 53 71.3 +1.2 50 21.0																					
25 滋賀 2504 東近江 25383 日野町 57 83.7 45 56.8 -0.8 33 49.0 -0.4 36 36.5 -1.0 56 76.0 +0.5 55 9.7																					
25 滋賀 2504 東近江 25384 竜王町 56 83.2 40 48.4 -0.7 - - - - - - - - 42 48.4 -0.7 57 4.3																					
25 滋賀 2505 湖東 25202 彦根市 47 73.5 50 66.8 +0.1 54 89.2 +0.1 60 84.1 +0.1 50 64.1 -0.1 53 13.1																					
25 滋賀 2505 湖東 25425 愛荘町 35 60.4 36 41.1 -9.6 - - - - - - - - 38 41.1 -9.1 45 35.9																					
25 滋賀 2505 湖東 25441 豊郷町 52 78.9 55 75.5 +1.1 50 82.3 +0.0 62 87.9 +1.3 43 50.3 -0.5 54 11.7																					
25 滋賀 2505 湖東 25442 甲良町 11 11.4 10 11.4 -54.6 - - - - - - - - 22 11.4 -53.3 20 100.0																					
25 滋賀 2505 湖東 25443 多賀町 42 67.7 44 55.3 -6.5 - - - - - - - - 45 55.3 -5.7 39 51.9																					
25 滋賀 2506 湖北 25203 長浜市 50 76.6 49 64.7 -0.3 55 91.4 +0.2 61 86.3 +0.1 49 62.0 -0.6 49 23.6																					
25 滋賀 2506 湖北 25214 米原市 51 77.3 59 81.7 +4.4 - - - - - - - - 59 81.7 +4.8 48 26.7																					
25 滋賀 2507 湖西 25212 高島市 53 79.9 55 75.1 +2.4 51 83.9 +0.0 54 71.2 +0.1 55 75.0 +2.5 48 26.8																					
- 全体 - - - - - 76.3 - 66.0 - - - 82.0 - - - 64.1 - - - 64.7 - - - 22.1																					

※1 地域別の集計は、医療機関および薬局の所在地に基づく。

※2 平成31年(2019年)4月診療分の医科、DPC、調剤レセプトを対象とする。DPCについてはコーディングデータを集計対象とする。

※3 数量は、薬価基準告示上の規格単位毎に数えたもの。ただし、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬、漢方を除く。

※4 ジェネリック医薬品使用割合は、数量ベース新指標にて算出。後発品数量 ÷ (後発のある先発品数量十後発品数量)

※5 医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報(令和元年5月29日適用)」による。

※6 実質院内処方率として、医薬品処方数量に基づいて算出している。(院内処方医薬品数量)/(院内処方医薬品数量十院外処方医薬品数量)

※7 実質一般名処方率として、一般名処方加算にヒモ付くレセプト数に基づいて算出している。(一般名処方加算1または2が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプトの数)/(調剤レセプトの数)

※8 一般名処方加算1が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプトのみを集計対象とする。

※9 実質院外処方率として、医薬品処方数量に基づいて算出している。(院外処方医薬品数量)/(院内処方医薬品数量十院外処方医薬品数量)

※10 (調剤レセプトの加入者の都合で後発品を調剤しなかったコメントレコードのあるレセプト数)/(一般名処方加算が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプト数)

※11 国公費の記載のあるレセプトを集計対象とする。(地方単独公費のみのレセプトは集計対象外)

※12 影響度は偏差値50からの差分が、市区町村のジェネリック医薬品使用割合に与える影響を示す。例えば、影響度が+0.6ならば、当該指標が市区町村のジェネリック割合を0.6ポイント引き上げていることを意味する。

影響度は、該当指標の全体平均からの差分に数量構成割合の比率を乗じて算出している。数量構成割合は地域によって異なるため、全体の影響度とその内訳の合計は必ずしも一致しない。

※13 二次医療圏、及び市区町村に関する情報は、平成29年4月1日時点のものとする。

地域別ジェネリックカルテ(市町別)

都道府県コード	二次医療圏コード	二次医療圏名	自治体コード	市区町村名	ジェネリック医薬品使用割合(全体)(※2、3、4、5)	【薬局の視点】					【患者の視点】					公費対象者ジェネリック医薬品使用割合(※11)				
						調剤ジェネリック医薬品使用割合(院外処方再掲)			一般名処方限定調剤ジェネリック医薬品使用割合(※8)		院外処方率(※9)		加入者ジェネリック拒否割合(※10)			#9_1_加入者ジエネリック拒否割合偏	#9_2_公費対象者ジエネリック医薬品	#9_3_公費対象者ジエネリック医薬品	#9_4_公費対象者ジエネリック医薬品	
#1_都道府県コード	#2_都道府県コード	#3_二次医療圏名	#4_自治体コード	#5_市区町村名	#6_市区町村名	#7_（全体）ジェネリック医薬品使用割合	#8_（全体）ジェネリック医薬品使用割合	#9_（全体）ジェネリック医薬品使用割合	#10_合計調剤ジェネリック医薬品使用割	#11_合計一般名処方限定調剤ジェネリック医薬品使用割合	#12_ク#8_5_一般名使用割合	#13_ク#8_6_一般名使用割合	#14_ク#8_7_院外処方率	#15_ク#8_8_院外処方率	#16_差値#8_9_加入者ジエネリック拒否割合偏	#17_#9_0_加入者ジエネリック拒否割合	#18_#9_1_加入者ジエネリック拒否割合偏	#19_#9_2_公費対象者ジエネリック医薬品	#20_#9_3_公費対象者ジエネリック医薬品	#21_#9_4_公費対象者ジエネリック医薬品
25 滋賀 2501 大津 25201 大津市 50 76.7 49 78.6 -0.4 47 84.4 49 75.3 48 18.4 -1.5 48 62.4 -0.3	25 滋賀 2502 湖南 25206 草津市 51 77.6 50 79.0 -0.1 54 88.9 51 79.7 49 17.6 -0.8 48 61.8 -0.4	25 滋賀 2502 湖南 25207 守山市 55 81.6 55 82.8 +3.1 57 91.4 53 84.7 55 12.0 +3.8 46 58.1 -0.5	25 滋賀 2502 湖南 25208 栗東市 55 81.2 55 82.5 +2.9 53 88.6 54 87.1 53 13.3 +2.7 46 59.0 -0.3	25 滋賀 2502 湖南 25210 野洲市 54 80.2 54 82.2 +2.4 47 84.4 50 77.0 42 25.1 -6.9 54 72.2 +0.6	25 滋賀 2503 甲賀 25209 甲賀市 54 80.3 53 81.4 +2.1 53 88.4 55 91.0 52 14.2 +2.0 51 67.4 +0.1	25 滋賀 2503 甲賀 25211 湖南市 56 82.8 60 86.3 +6.3 58 92.1 54 89.1 53 13.2 +2.8 51 66.5 +0.0	25 滋賀 2504 東近江 25204 近江八幡市 52 78.7 51 79.8 +0.7 51 87.4 55 91.4 50 16.5 +0.1 47 60.0 -0.4	25 滋賀 2504 東近江 25213 東近江市 54 80.1 54 82.1 +2.3 48 84.8 50 79.0 45 21.3 -3.9 48 62.1 -0.2	25 滋賀 2504 東近江 25383 日野町 57 83.7 60 86.2 +6.5 56 90.5 55 90.3 51 15.2 +1.1 41 51.1 -0.6	25 滋賀 2504 東近江 25384 竜王町 56 83.2 58 84.7 +5.3 54 89.1 57 95.7 46 20.8 -3.5 55 74.2 +0.3	25 滋賀 2505 湖東 25202 彦根市 47 73.5 44 74.5 -4.0 48 84.5 53 86.9 47 20.0 -2.7 46 58.5 -0.4	25 滋賀 2505 湖東 25425 愛荘町 35 60.4 41 72.5 -4.0 52 88.0 45 64.1 42 24.9 -6.8 34 38.2 -2.7	25 滋賀 2505 湖東 25441 豊郷町 52 78.9 50 79.4 +0.2 49 85.6 54 88.3 46 20.4 -3.1 47 59.7 -0.5	25 滋賀 2505 湖東 25442 甲良町 -11 11.4 - - - - 20 0.0 - - - 12 0.0 -0.3	25 滋賀 2505 湖東 25443 多賀町 42 67.7 60 86.5 +2.9 68 100.0 39 48.1 66 0.0 +13.6 - - - -	25 滋賀 2506 湖北 25203 長浜市 50 76.6 52 80.4 +0.9 50 86.3 49 76.4 44 23.0 -5.3 56 75.6 +0.8	25 滋賀 2506 湖北 25214 米原市 51 77.3 45 75.6 -2.5 48 85.2 48 73.3 50 16.6 -0.0 52 69.2 +0.1	25 滋賀 2507 湖西 25212 高島市 53 79.9 53 81.5 +1.8 61 94.5 48 73.2 58 8.7 +6.4 46 59.3 -0.3	- 全体 - - - - 76.3 - 79.1 - - 86.3 - 77.9 - 16.6 - - 65.6 -	

※1 地域別の集計は、医療機関および薬局の所在地に基づく。

※2 平成31年(2019年)4月診療分の医科、DPC、調剤レセプトを対象とする。DPCについてはコーディングデータを集計対象とする。

※3 数量は、薬価基準告示上の規格単位毎に数えたもの。ただし、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬、漢方を除く。

※4 ジェネリック医薬品使用割合は、数量ベース新指標にて算出。後発品数量 ÷ (後発のある先発品数量+後発品数量)

※5 医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報(令和元年5月29日適用)」による。

※6 実質院内処方率として、医薬品処方数量に基づいて算出している。(院内処方医薬品数量)/(院内処方医薬品数量+院外処方医薬品数量)

※7 実質一般名処方率として、一般名処方加算にヒモ付くレセプト数に基づいて算出している。(一般名処方加算または2が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプトの数)/(調剤レセプトの数)

※8 一般名処方加算1が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプトのみを集計対象とする。

※9 実質院外処方率として、医薬品処方数量に基づいて算出している。(院外処方医薬品数量)/(院内処方医薬品数量+院外処方医薬品数量)

※10 (調剤レセプトの加入者の都合で後発品を調剤しなかったコメントレコードのあるレセプト数)/(一般名処方加算が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプト数)

※11 国公費の記載のあるレセプトを集計対象とする。(地方単独公費のみのレセプトは集計対象外)

※12 影響度は偏差値50からの差分が、市区町村のジェネリック医薬品使用割合に与える影響を示す。例えば、影響度が+0.6ならば、当該指標が市区町村のジェネリック割合を0.6ポイント引き上げていることを意味する。

影響度は、該当指標の全体平均からの差分に数量構成割合の比率を乗じて算出している。数量構成割合は地域によって異なるため、全体の影響度とその内訳の合計は必ずしも一致しない。

※13 二次医療圏、及び市区町村に関する情報は、平成29年4月1日時点のものとする。